

む。家康亦本多忠勝平岩親吉等をして援けしむ。城兵支ふるこ能はずして和を乞ふ。是より先き三成同國忍城を圍めども、要害堅固にして數日を経たりしかば、秀吉は長政をして加勢たらしむ。小田原没落の後長政此城を受取る。七月秀吉、陸奥國會津に發向し彼國の諸士悉く命に従ふ。此に於て石田三成、大谷吉繼等と共に陸奥の田地を檢地し、不日にして之を沙汰す。九月秀吉歸京の後、五奉行を置く、長政其隨一たり。十九年南部大膳大夫信直が老臣九戸修理亮政實、陸奥にて近郷を掠め土民を惱ます。關白秀次大將にして之を討す。長政軍奉行た由を告ぐ。長政之を許諾し、政實及び南部が家臣櫛引出雲を赦し、其餘數百人を燒殺す。八日政實及び久慈備前を引て秀次が陣營會津に至らんす。時に秀次は長政が其命を受けずして政實をゆるせしを怒り、長政に命じて途に政實を誅せしむ。然も南部家の所領恙なかりしは長政の取計によるなり。二十二日若狹國にて先きに藏入となりし地六千五百石を與へらる。文祿元年朝鮮征伐の時、石田三成増田長盛等渡海して軍事を謀る。明國沈惟敬をして和を乞はしめ、一方大舉して援兵を下す。在韓諸將頻りに援兵を請ひしかば、秀吉自ら渡韓せんす。諸將敢て諫止するものあらざりしに、長政獨り之を諫め、今日船を出さば明日は國々の凶徒起るべし。是國家滅亡の道なり云ふ。秀吉大に怒り長政を禁籠せしめんす。家康強て之を止め、長政をして宿所に歸らしむ。二年薩摩に一揆起り肥後を略す。秀吉大に驚き其言の驗あるを賞し、速に赴き討たしむ。依て肥後國の事を沙汰せしむ。十一月封を轉じて甲斐國二十二萬五千石の内一萬石を公料とし、十六萬石は嫡男幸長に、五萬五千石は長政に賜ふ。慶長三年神崎郡にて五千石の加恩あり。秀吉病篤きに及び長政を召し、我汝も同胞の約をなし、共に

國家を治めん謀りき、今我天下を掌にし、汝は小國を持てり、之れ我が恥づる所なり、然も命なり、我を恨むこみなかれ云ふ。又我百歳の後五老五奉行相はかりて國家を平安ならしめよと命じ、遺物若干を賜ふ。又三成と共に遺命を受けて在韓の軍を收む。秀吉薨後、長政父子家康を好し、三成讒して長政をして武藏國府中に閑居せしむ。五年上杉征伐の時、父子之に従ひ、三成が謀反の聞ありし時、長政を秀忠に屬せしめ、幸長は家康が先陣を承る。亂平ぎて後恩遇愈厚く、十年江戸に移り、十一年二月四日常陸にて五萬石を賜はり、神崎郡の地を合せて隱栖の料とす。十六年四月七日卒す。年六十五。高野山悉地院に葬る。

新庄直頼 姓藤原氏内藤檢校行俊十二世俊名、始て坂田郡新庄に住してより新庄と稱す。祖父直寛與三と稱す繼て新庄に居り、天文七年足利義晴の命によりて伊吹山麓に出陣して戦死す。父直昌藏人と稱す、同郡朝妻城を築きて之に據る。天文十八年六月細川澄元に從ひて三好氏の兵に江口に戦ひ、郎從十二人と共に戦死す。直頼初名新三郎、天文七年に生る。初め朝妻城に住し、淺井氏に屬す。元龜二年織田氏に降る。後豊臣秀吉に仕へ、山崎及高槻城を守る。天正中從五位下に叙せられ駿河守と稱し、伽藍二十二人の一員となる。慶長五年關原役、石田三成に屬して伊賀を略し、上野城に據る。亂平ぎて後ち會津に謫せられ、居るこ三年赦に遇ふ。九年正月常陸下野にて三萬三百石餘の地を給ひて常陸行方郡麻生に住す。剃髮して十三年十二月十六日法印に叙せられ、宮内卿と稱す。十七年十二月十九日卒す。年七十五。

上杉景勝 弘治元年越後上田に生る。長尾越前守政景が二男、謙信の養子となり、天正四年正月十一日彈正少弼に改む。六年謙信卒して景虎を國をあらそひ、遂に彼を滅し、七年三月二十五日謙信が遺領を繼ぐ。十一年豊臣

秀吉に初て好を結ぶ。十四年六月洛に上り秀吉に謁し、二十一日從四位下少將に叙任す。十六年四月十日參議となる。六月十五日秀吉より羽柴の稱號を授けられ、且近江國蒲生野洲高島三郡の内にて一萬石を與へ在京の用途に充てらる。十八年小田原の役に松枝鉢形八王子の城々を陥る。十九年九戸一揆の時に陣し文祿朝鮮役彼地に渡る。三年八月十八日從三位中納言に進み清花家に准ぜらる。四年三月大老職に列し、九月伏見に邸地を賜ふ。慶長三年正月十日封を會津若松城に移され、陸奥國仙道、信夫、出羽國米澤、庄内の地を合せて百二十萬石を領す。五年若松城に籠り、徳川家康が命を拒みて上洛せず。六年八月十六日會津を收められ、出羽置賜、陸奥信夫二郡の内にて三十萬石を賜ひ米澤城に居る。十一年禁裏造營の役を勤め、十二年江戸城の修築を助く。十七年禁裏仙洞四壁の修築を諸大名に命ぜられしにより、銀四十六貫八百餘匁を出す。十九年大阪役に鳴野に戦ひ、家臣戦死する者あり。元和元年の時には玉水に陣す。十一月二十日武藏國府中及八王子の邊にて鷹場として三千石の地を賜ふ。九年三月二十日米澤に於て卒す。年六十九。

丹羽長重 元龜二年美濃國岐阜に生る。長秀の子なり。豊臣秀吉に仕へ、天正十一年秀吉、柴田勝家と合戦の時父と共に、戰場に赴き軍功あり、十三年父が遺領を繼、十四年從四位下侍從に叙任す。佐々成政征伐の時長重が從士等軍令を犯して、越前加賀二國を刪られ、十五年筑紫進發の時又長重が從士軍法を背き、若狹を除かれ、加賀松任四萬石を與へらる。其後在伏見の料として近江の高島及び蒲生二郡の内にて三千石を賜ふ。文祿四年十二月十日加賀國に於て八萬石の加恩あり、總て十二萬五千四百石餘を領し小松に住す。此年三位に叙し、參議に任じ加賀守を兼ね。慶長三年秀吉薨去の後、諸將の心區々にして擾亂の憂あり、長重、徳川秀忠の旨を受けて小松

に歸り、前田利長に備ふ。五年長重出陣せざりし事によりて徳川氏の意に悖り、即ち城を捨て江戸に來り、品川に幽居して異心なきを示す。八年十一月常陸古渡に於て一萬石を賜ふ。十九年大阪陣に鳴野に陣して軍功あり、元和元年の役に平野口にて戦ふ。五年常陸江戸崎に於て新恩一萬石を賜ひ、八年正月陸奥棚倉赤楯に移され五萬石を領す。寛永四年二月封地を加倍せられ白川城に移りて十萬七百石を領す。十四年閏三月六日卒す、年六十七

第五章 近古時代

第一節 領主

慶長五年關原役の後、天下の權徳川氏に歸し、土地の與奪を掌握せり。本郡に於て朽木氏及前田氏等引續きて舊領を領有したりしものありしが、大概は此時以後に給與せられしものなり。其内本郡内に陣屋あるものは大溝の分部氏領家村の佐久間氏市場村の朽木氏のみなり。(本郡には居城なし)而して本郡の地は幾多の大名旗本に分割されて其地相犬牙錯綜し、一村にして分給されたるもの多し。其分割も一村を二三に分ちしもの多きも鳴村の如きは一時十領主に分割され、太田村は七領主に分割されたり。一萬石以上の領地あるものは大名としその領する所は領分と稱し、一萬石に及ばざるものを旗本としその領地は知行所と稱す。然れども元祿時代には大名も旗本も知行所と稱したり。而して幕府

の直轄地は各地に代官を置きて支配せしめたるを以て御代官所又は御支配所と稱す、但し之を呼ぶに代官名を加へたり。其地は當時一般には御公領又は天領と稱せり。以下此等各領地について列擧すべし。

幕府直轄 幕府は慶長元和寛永の間に於て、郡内の地は海津東庄の地を除きて其他は諸侯旗本に分給したりしが、其間に飯山藩領(佐久間安政)の收公したるありて、寛永の末年に於ける直轄地は左の如くなりき。

- 代官小野喜左衛門支配
 - 海津町 小荒路村 野口村 在原村 浦村 山中村 下村
 - 白谷村 下古賀村(内七三石餘) 五十川村(内七四七石餘)
- 代官小堀遠江守支配
 - 西濱村 蛭口村 寺久保村 石庭村 牧野村 上下開田村 新保村(北)
 - 森西村 澤村 知内村 辻村 中庄村 大沼村 北深清水村
 - 梅原村(ノ内二四八石餘) 太田村(ノ内九〇〇石餘) 田井村(ノ内六三九石餘) 三尾里村
 - 霜降村

慶安四年徳川家光が子綱豊及び綱吉に賄料の地を給するに際し、小野代官の地は海津町及び下古賀五十川兩村を除きて綱吉に、下古賀五十川二村と小堀代官の地とを以て綱豊に給與したり。後綱吉及び綱豊の子家宣の各將軍家の嗣として江戸城に入るに及び、其地は再び直轄に歸せり。而して此直轄の地

は寛文八年海津町の一部を金澤藩領とし、享保九年下開田村を除きて其他の地を郡山藩に給與し、下開田村は享保十四年吉田藩に給與し終れり。

寛文九年淀藩永井氏領を收公し、天和二年佐久間勝興領を收公し、元祿元年同勝之領を收公す。其頃旗本尾關及び比留兩氏に粟米を給與して其地を收公す。此等の地は元祿十一年堅田藩領伯太藩領に分給せり。

享保十六年、蜂屋榮正領を收公す。翌十七年西代藩を伊勢の神戸に轉し、文政九年堅田藩を下野の佐野に轉じ、各其地を收公す。此西代堅田兩舊領の内にて天保四年淀藩及び旗本西郷賢之丞に給與す文久元年鞠山藩領の一部を收めて公領の内にて代地及び増給の地を給與す。又慶應元年會津藩同三年川越藩に給與す。明治元年に於て猶直轄の地として残れるものは左の如し。

- 下弘部村(ノ内九石) 下古賀村(ノ内二〇石餘) 鴨村(ノ内四一石餘) 太田村(ノ内九六石餘)
- 代官役所の地は一定せず、又一郡一代官の支配にあらずして、一村にして兩代官に分屬したることあり。假令は兩佐久間氏の領たりし北仰村は北方は天和三年より大津代官猪飼次郎兵衛支配にして、南方は元祿元年より京都代官長谷川六兵衛、六年より同京都代官平岡四郎左衛門支配し、免定も兩方各別に渡されたり。又役所の地は大津、京都、信樂谷等なりしが、中葉後は大概大津、信樂谷より支配したり。代官は其支配地十萬石以上を郡代とし、以下を代官とす、大津、信樂谷、京都皆代官なり。

大津は石原氏の世襲にして役宅を賜ひ、大津町奉行、藏奉行、草津貫目改所を兼ね湖上船改も其支配なり。信樂谷は甲賀郡にあり、多羅尾氏此に本邸を置き亦其職を世襲せり。

朽木本系知行所 朽木氏は本郡に於ける豪族にして朽木庄其他を傳領し來りしを以て、慶長五年關原役後引續きて其本領を給與され、朽木莊、針畑莊、三谷莊、本莊、廣瀬莊、音羽莊及び山城久多莊愛宕に於て九千五百九十石餘を領す。其内本郡の領知の内にて寛永九年十二月六日二千十石餘を朽木友綱に、千百十石餘を同箱綱(福知山領)に分ち、萬治二年十二月二十三日千石を朽木良綱に、七百石を同元綱に分つ。其餘の各村は之を領して明治維新の際に及べり。其各村左の如し。

西萬木村(ノ内)		六一九・〇七一		角川村		保坂村		途中谷村		山中村	
大杉村	天増川村	梨子木村	轆轤村	市場村	岩神村	穴瀬村	宮前村				
坊村	野尻村	上柏村	下柏村	古川村	大野村	村井村	栃生村				
椋川村	麻生村	横谷村	地子原村	轆轤村	雲洞谷村	平良村	小川村				
能家村	桑原村	古屋村	中牧村	小林村	生杉村	庄屋村	小入谷村				
荒川村	計	四二三〇石五三									

朽木氏は陣屋を朽木谷市場村に置く。依て俗に谷朽木と稱す。別家友綱の邸の東萬木村にあるを以て俗に之を萬木朽木と稱するに對稱す。朽木本系の資格は交代寄合なり。祿高萬石に滿ざれども、大名に准して本邸を領所に置き、江戸に交代參勤す。老中の支配なり(寄合は若年寄の支配なり)。

朽木氏歴代

朽木氏は佐々木太郎判官定綱が四男近江守信綱が、承久三年宇治川の合戦に先驅して勳功ありしより、初て朽木莊を興へられて此地に住し、信綱が四代の孫義綱に至つて朽木を氏とす。慶長五年徳川家康より領地を給與せられしは元綱(牧齋)なれども、朽木氏歴代連綿此地に居所を定めしを以て、便宜此に義綱以下を擧ぐべし。

義綱 出羽五郎、五郎兵衛、左衛門尉、出羽守、從五位下、入道號種義。佐々木出羽守頼綱が三男、近江國朽木庄、常陸國本木郷、陸奥國板崎郷、山城國久多庄、越中國岡成名等を領す。某年死す。法名源公。朽木庄上柏村の興聖寺に葬る。是始祖信綱が開基にして代々の葬地とす。

時經 出羽四郎左兵衛尉、元弘三年八月十二日近江國朽木庄の地頭職元の如く知行すべき旨後醍醐天皇より綸旨を賜ひ、九月二十三日越中國岡成名を領すべきよし綸旨を賜はる。足利尊氏兵を擧げてより之に屬す。某年死す。

義氏 出羽四郎。近江國朽木庄を領し、某年死す。弟義信、初時綱、龜若丸、出羽五郎。近江國高島郡本庄案主名のうち及び後一條を知行す。のち足利尊氏に屬す。

經氏 初頼氏、萬壽丸、出羽四郎、四郎兵衛尉、出羽守、從五位下、經氏はじめ池大納言頼盛が七代河内次郎顯盛が猶子となり、元徳二年九月二十二日顯盛が領知丹後國倉橋郷のうち餘保呂村及び相模國鎌倉郡甘繩卷町東頭の地、武藏國比企郡石坂村、安房國葛原村等を興へられ、のち父義氏が讓をうけて朽木庄を領し、足利尊氏に屬す。延元二年八月三日吉野の宮方を追伐すべきのよし院宣あるにより、尊氏下文をさづく。のち越前國金崎、河

内國東條、山城國八幡、及び伊勢國等に發向し戰功を勵す。正平六年六月二十六日勳功の賞として備前國野田庄の地頭職に補せらる。十六年八月十九日近江國甲賀郡にむかひ、凶徒を征伐すべきむね足利義詮御教書を與へらる某年死す。

氏秀 經氏の子、氏綱の兄、出羽三郎、出羽守、從五位下、正平二十三年八月十八日佐々木京極高氏入道道譽より近江國高島郡後一條の地頭職をゆづらる。建徳二年十月朔日河内國において宮方蜂起せるにより、かの地に發向すべきのよし細川武藏守頼之書を與ふ。のち舍弟氏綱より越中國部田岡成兩名および、近江國朽木庄のうち針畑等の地頭職をゆづられ天授二年正月二十二日從五位下出羽守に叙任す。

氏綱 經氏の子、初氏時、萬壽丸、出羽五郎、左衛門尉。正平十八年六月三日父に繼で近江國朽木庄を領すべきむね足利義詮より御教書を賜ひ、のち又丹後國餘保呂の地頭職となる。某年死す。

能綱 出羽五郎、出羽守、從五位下。應永十四年六月二十四日近江國朽木庄、針畑、後一條、案主名、相町等を讓與へられ、のちまた丹後國餘保呂村を知行す。某年死す。

時綱 出羽五郎、左衛門尉、永享三年二月能綱より朽木庄及び針畑、後一條、案主名、丹後國餘保呂の地を讓らる。某年死す。

貞高 初高親、滿若丸、彌五郎、信濃守、從五位下、號觀喜、享徳三年十二月七日、さきに若狹國において浪人蜂起するのきき速にかしこに馳向ひしにより足利義政の感賞にあづかる。長祿二年三月五日近江國朽木庄を知行すべき旨御教書を與へられ、並に同國河上庄、針畑庄、若狹國遠敷郡鳥羽庄をも兼領し、應仁元年七月十九日

高島郡案主名を充行はる。長享元年九月十一日佐々木大膳大夫高頼、近江國高島郡河上に城を構へ、義政の命に應ぜざるにより、はやく彼所に馳せ向ひ、武田大膳大夫入道某と相議し、忠節を抽べき旨奉書を下さる。某年死す。

貞綱 初貞武、彌五郎、刑部大輔、從五位下、文明十八年七月、足利義尙、大將拜賀のきき帶刀十二番の列たり。のち近江國朽木庄、針畑庄、河上庄、および本庄のうち案主名、後一條等の地を知行す。某年死す。

貞清 初材秀、彌五郎、信濃守、從五位下、延徳二年九月五日足利義種より近江國朽木庄を領すべきよし御教書を賜ひ、のち同國河上庄、針畑庄をも知行す、某年死す。

植綱 初植廣、竹松丸、彌五郎、信濃守、出羽守、民部少輔、從五位下、足利義種より諱の字を與へられ、植綱とあらため、永正十四年五月二十五日丹後國の凶徒蜂起により、かの地に向ひ、一色左京大夫義清もこもに戰功を勵すべき旨仰せ下さる。享祿元年足利義晴、京師の騷亂により近江國朽木谷にのがれ、植綱が館に滞留あること三年、殊更に忠節をつくす。このきき桐の紋を與へられ、御供衆にめし加へらる。五月二十五日高島郡針畑庄を植綱近年知行せざる事を歎き申せしかば、佐々木六角彈正少弼定頼に判物を與へらるゝにより、定頼かの地を植綱に還し與ふ。十一月二十七日、針畑庄を知行すべきむね御教書を下さる。二年七月十六日同國首領庄を充行はれ、のち同國高島郡三谷、河上、本庄、廣瀬、音羽、山城國愛宕郡久多等の地をもあはせ領す。三年正月二十日、義晴大納言叙任のききも、猶植綱が館にあり。この年義晴歸洛し、其後參内あるごこに、植綱御劍の役を勤むる事しばしなり。のち申次の役をうけたまはり、天文五年八月二十七日義晴隱居して大事は八人の奉行にて

決せり。植綱其一人なり。八年閏六月十五日、京師の騒がしきを聞き、植綱夜中に上洛し、十六日足利義輝を八瀬里にうつす。十五年十二月十八日義輝坂本に移るの時も、大館左衛門佐晴光、伊勢伊勢守貞孝等と同じくこれに従がふ。十九日元服のさき打亂宮の役をつこむ。某年死す。

晴綱 初貞綱、彌五郎、宮内大輔、從五位下、萬松院義晴より諱字をたまはり、晴綱と改む。のち近江國朽木庄及び針畑、三谷、本庄、廣瀬、音羽、河上、首頭、山城國久多等を知行す。天文十九年四月二十一日高島郡河上庄俵山にて高島越中守某と戦ひ終に討死す。年三十三。

元綱 竹松丸、彌五郎、剃髮號牧齋、永祿十一年四月足利義昭六條本國寺に止宿あるのさき、三好が一族これを攻むるの聞えあるにより、元綱速かに馳のほり本國寺にいたり、一方を守りて防戦す。織田信長も岐阜より参向ありしかば、味方力を得、敵千餘人を討る。故に三好が軍兵悉退散す。義昭これを賞して足利義持が自畫讚の一軸及び吉光の短刀を賜ふ。元龜元年四月織田信長越前國に發向し金崎の城を圍むのさき、淺井長政約を變じ兵を出してその後を遮り討んせしかば、信長急に軍をかへし、朽木越を経て上洛す。此時元綱甲冑を帶し、兵を率ゐてこれを迎ふ。信長もまた彼が異心ある事を疑ふ。松永久秀行て元綱にその意を諭す。此に於て元綱兵を退け、單衣廣袖の道服を着し、信長に謁す。信長感喜斜ならず。元綱をして山谷の嚮導となし、京師にいたる。のち豊臣秀吉に仕へ、信濃守と稱し、天正十八年從五位下河内守に叙任す。慶長五年石田三成謀叛のさき其招に應じ、元綱父子大谷吉繼が手に加はり、關ヶ原に出陣す。雖も、ひそかに脇坂中務少輔安治、小川土佐守祐忠等と藤堂高虎によりて徳川氏に志を通じ、筑前中納言秀秋と同じく吉繼が陣を撃破り、家康の陣營に至りて謁す。

さきに秀秋をして佐和山城を攻しめしかば、元綱また秀秋に従ひ彼城に向ふ。役終るの後本領を賜ひ近江國高島郡朽木庄、針畑庄、三谷庄、本庄、廣瀬庄、音羽庄、山城國愛宕郡久多庄のうちをいて九千五百九十石餘を知行す。六年秋幕府の命をうけて男宣綱と共に勢多の橋修造のこゝを奉行し。七年家康入洛のさき一覽ありて其旨に叶ひし事を賞せり。其後駿府に至りつねに家康に近侍す。十年秀忠上洛のさき伏見をいて謁し、鹿毛の御馬を賜ふ。十九年大阪陣のさき、元綱父子永井右近大夫直勝が組に屬して供奉す。さきに軍卒等天野にいたりて狼藉に及ぶを聞きしかば、元綱父子命をうけてかの地に赴き、これを鎮め、のち茶磨山の陣營に候す。元和元年の役に、五月六日命を受けて、父子共に河内國久良伽利峠を守る。この年采地近江國高島郡山中の關この關はじ谷庄途中谷村にありのち同郡保坂村にうつして保坂の關といひのち又これを山中村にうつす先規の如く守衛すべき旨を命ぜられ、のち代々これを勤む。是よりさき駿府に於て鴨河原毛の御馬を賜ひ、米五百俵を與へらる。二年家康薨じてのち剃髮して牧齋と稱す。この年の冬江戸に至りて秀忠に近侍し、屢恩遇を蒙る。其のち致仕し、得物信國の脇指を獻じ、本領高島郡の内をいて隱栖の料三千三百四十石餘の地を賜ひ、寛永二年十月二十三日御朱印を下さる。八年二月十五日近侍の臣をして病を問せらる。九年八月二十九日朽木に於て死す。年八十四。

宣綱 彌五郎、致仕號立齋、初め豊臣秀吉に仕ふ。慶長二年六月從五位下、兵部少輔に叙任す。時に十年徳川六歳秀忠上洛のさき伏見に於て黒鹿毛の馬をたまふ。十九年大阪の陣に父と共に從ひ、元和元年の役にも父と同じく久良伽利峠を守る。雖も、宣綱思へらく、此地にありては戦に臨むこゝ能はじこ士卒を父に託し、其身は郎從二三騎を率ゐて茶磨山の陣營に至る。のち家を繼ぎ寄合に列し、六千三百五十石餘を知行し、三千二百四十石餘は

父が隠栖の料に充らる。其のち采地にゆくの暇をたまふ。後代代例ミす。寛永三年家光上洛あり、九月六日二條城に行幸の御迎ミして参内のきき、供奉す。九年十二月六日父が隠栖の料三千二百四十石餘の内、百十石餘を宣綱に賜ひ、すべて六千四百七十石餘を知行し、二千十石餘を弟與五郎友綱、千百十石餘を民部少輔植綱に別ち賜ふ。十年七月晦日幕府の命をうけて分部左京亮光信共比叡山の造營を奉行す。萬治二年十二月二十三日致仕し三年二月二十一日得物備前兼光の脇指を献す、寛文二年五月朔日、朽木において死す。年八十一。

智綱 初茂綱、竹松丸、權佐、致仕號好齋、寛永十一年三月二十六日初めて徳川家光に謁す。萬治二年十二月二十三日家を繼、四千七百七十石餘を知行し、千石を弟彌五左衛門良綱、七百石を市正元綱に別ち與ふ。寛文八年十二月十四日致仕し、二十三日得物相州行光の脇指を奉る。十一年六月六日朽木に於て死す。年七十四。

定朝 初亮綱、犬松、監物、寛文元年八月二十六日はじめて徳川家綱に謁す。時^十八年十二月十四日家を繼。寶永五年閏正月四日朽木に於て死す。年五十八。

周綱 彌五郎 主水、貞享元年十二月十九日はじめて徳川綱吉に謁す。時^十寶永五年四月十二日遺跡を繼。十五日父が遺物直井の刀を献じ、徳川家宣に長盛の刀を奉る。享保八年六月十五日死す。年五十一。

衆綱 初定規、數馬。實は定朝が二男。周綱が嗣ミなる。享保七年六月十一日初て徳川吉宗に謁し、八年九月二日遺跡を繼。十八年正月三日朽木に於て死す。年三十八。

朝綱 龜丸、犬松、彌五郎、監物、享保十八年四月五日遺跡を繼、六月十三日初て徳川吉宗に謁し、明和元年五月十一日死す。年四十八。

道綱 信丸、唯五郎、權佐、致仕號壽山。明和元年八月四日遺跡を繼、時^{十二}二年十二月二十一日はじめて徳川家治に謁し、寛政元年四月二十二日致仕す。

泰綱 幾五郎、兵庫助、天明七年十二月二十三日はじめて徳川家齊にまみえ、寛政元年四月二十二日家を繼、代々柳間に候す。時^{二十一}歳采地幼にして讀書を好み、水戸の學風を慕ひ邸内に文庫を設け家臣の讀書に便にす。嘉永五年閏二月三日死す。

大綱 縫殿。天保十二年閏正月家督を嗣ぐ。元治元年正月二十二日死す。

之綱 主計助、天保十四年十二月養子ミなる。安政四年七月二十七日家督を嗣ぐ。明治三十三年死す。年七十。

朽木友綱知行所 朽木氏の支族にして旗本の士なり。寛永九年十二月六日より之を領し、以て明治の初年に至る。本邸は東萬木村に在り。されど朽木氏は常に江戸邸(青山掃除町)に在り、此には代官を置きて處理せしめたり。安政二年閏八月幕府が舊制を改めて、夫人世子の國に就くを許したるより朽木氏も此に移り、諸臣の爲めに長屋を築き、日々訓練を缺かざりしが、明治維新後家祿奉還に際して江戸に歸り、諸臣も亦散亂せり。

南古賀村ノ内	一七九、九二〇	中野村	二七七、二二七
長尾村ノ内	一九八、〇〇〇	東萬木村ノ内	一三四二、五〇〇
追分村ノ内	一七、八〇〇	計	二、〇一五、四四七

朽木氏歴代

友綱 與五郎、朽木河内守元綱が二男。父元綱細川忠興と好みあるが故に、友綱はじめ忠興が許にあり、元和元年大阪の役に忠興にしたがひ、天王寺表に於て敵ミ槍を接へ、首級を得たり。四年三月十三日めされて徳川秀忠に仕へ、御書院番となり、廩米五百俵を賜ふ。のち近江國栗太郡の内にて千石の地を賜ひさきの廩米は收めらる。寛永二年七月二十七日采地の御朱印を下さる。九年八月十一日御徒の頭となり、この年の冬布衣を着する事を許され、十二月六日さきに養老の料として父元綱に給ふところの近江國高島郡の采地の内二千十石餘を別ち賜はり、すべて三千十石餘を知行す。正保四年九月二十六日御書院番の組頭にうつり、承應二年九月二十七日務を辭す。寛文二年八月八日死す。年六十四。

正綱一作正利 彌五兵衛。寛永二十年正月三日初めて徳川家光に謁せり。時に十萬治二年七月十一日御書院番に列す。寛文二年十二月九日遺跡を繼、其のち番を辭し、小普請となる。五歳天和元年六月五日死す。年五十三。

長綱 鍋之助、吉五郎、修理。天和元年七月十二日遺跡を繼、小普請となる。六歳三年八月二十二日初めて徳川綱吉に謁し、元祿十一年三月十九日御書院の番士となり、十六年正月二十六日より屋敷改を勤め、四月十四日はを許さる。寶永四年二月番を辭し、享保四年六月二十六日寄合に列す。九年十月九日御書院番に復し十一年三月徳川吉宗小金野に獵したりしとき、鹿二頭を射めしかば、のち是を賜ふ。十二年五月二十八日組頭に進み十月十八日布衣を着する事を許さる。十三年四月日光山に詣うでしとき扈從し、十九年十二月朔日小普請支配に轉す。元文三年五月七日務を辭し、寛延二年十二月十八日死す。年七十四。

明綱 吉五郎、織部、享保五年三月十五日初めて徳川吉宗に謁し、寛延三年三月八日遺跡を繼、寶曆十一年八月八日死す。年六十五。

徳綱 何十郎、左京、頼母、大内藏、修理。實は稻葉伊豫守恒道が二男、明綱が養子となりて其女を妻す。

寶曆五年三月十五日初めて徳川家重に謁し、十一年十一月六日遺跡を繼、明和五年九月五日死す。年五十三。

直綱 直之丞實は朽木市左衛門寛綱が二男、母は朽木五郎左衛門基綱が女、徳綱が養子となりて其女を妻す。明和五年十二月四日遺跡を繼、六年四月九日初めて徳川家治に謁し、九月十二日死す。年二十

榮綱 幾三郎、修理。實は朽木大炊頭綱貞が三男、直綱が終に臨みて養子となる。明和六年十二月五日遺跡を繼、時に十九歳 二十二日はじめて徳川家治に謁し、天明二年六月朔日大阪の御船手となり、七月二十八日布衣を着する事を許さる。寛政九年十月晦日百人組の頭に轉じ、十年五月晦日御持筒の頭にうつる。

賢綱 甲太郎、此後の世代詳ならず、維新の際は朽木勇太郎代なり。

福知山藩領 朽木氏の支族なり、丹波國福知山に治す。寛永九年十二月六日より之を領し、明治維新の際に至る。代官所は南古賀村字中村三に在りき。

南古賀村ノ内 四〇、二九

長尾村ノ内 一九七、九

東萬木村ノ内 四九二、五

追分村ノ内 一七、八

計 一、一一〇、二九

朽木氏歴代

植綱 彌五郎、朽木河内守元綱が三男、慶長十年近江國朽木に生る。元和四年九月十一日めされて徳川家光に仕へ奉る。時に十七年相州廣光の小脇指及び馬を給ふ。九年七月上洛の時扈從し、八月四日京師に於て從五位下民部少輔に叙任す。四歳十一月采地千石を賜ふ。寛永二年二月二十八日新恩千石を賜ひ、十一月また千石の地を加増あり。八年五月二十一日御小姓組の組頭に列し、九年十二月六日父元綱が隱栖の料近江國高島郡の内に於て千石餘の地を別ち給る。十年六月二十九日弓矢鐵砲の役をうけたまはり、七月二十四日御書院の番頭に轉じ、十一年七月上洛の時從ひ奉り、十二年三月二十一日與方同心を預けらる。十一月二十日御小姓組の番頭となり、三浦志摩守正次、太田備中守資宗、阿部對馬守重次、酒井備後守忠朝、土井遠江守利隆と同じく勤仕すべき旨を命ぜらる。十三年八月十日加増ありて總て一萬石を領す。十五年十一月七日命をうけて三浦正次と共に當番の諸士を支配す。十二月五日御小姓組の番頭を許さる。十六年九月四日新恩一萬石を賜ひ、正保四年十二月十四日また下野國鹿沼に於て五千石を加恩あり。慶安元年初めて暇給はりて領地にゆく。四月家光の日光山參詣に従ひ歸路封地に立寄り、備前助實の御刀及び黄金二十枚を賜ふ。植綱よりも來國俊の刀を獻す。二年二月十九日五千石の加恩あり。封地を改め常陸國土浦城を賜ひ、同國新治那珂河内眞壁、下野國芳賀、近江國高島六郡の内に於て總て三萬石を領す。この日職を許され、席を鷹の間に定めらる。のち代々この席に候す。三年細川六丸幼稚たるにより、五月二十九日使命を承はりて肥後國熊本に赴く。この時時服羽織及び黄金二十枚馬等を賜はり、徳川家綱よりも來國光の御脇指を給ふ。四年徳川家光の靈柩に従ひ、日光山に至る。承應元年十一月朔日奏者番となり。一年十一月十九日宿直の勞に依り、時服三領を給ひ、三年十二月三日又この事により八丈織五端を恩賜あり。

四日御鷹の支配なる。萬治三年十一月九日旨を承はりて堀田上野正信が所領下總國佐倉にゆく。十二月十三日卒す。年五十六

植昌 初季綱、彌五郎、縫殿助。寛永二十年五月十九日生る。この日徳川家綱御料の吳服一襲を賜ひ、承應三年九月二十三日初て謁す。時に十歳明曆三年十二月二十七日從五位下伊豫守に叙任す。萬治三年十一月九日父植綱御使を承はるの時、勞はる事あるにより、父に従ひ佐倉に至る。寛文元年二月六日遺跡を繼、二萬七千石を領し三千石を弟隼人則綱に別ち與ふ。二十一日父が遺物備前助實の刀を獻す。二年九月十五日初めて暇たまはりて城地にゆく。四年四月五日領知の御朱印を下さる。七年八月十五日奏者番となり、九年六月八日土浦を轉じて丹波國福知山城を賜ひ、五千石の地を加恩あり、常陸下野兩國の所領を丹波國天田郡の内に轉され、すべて三萬二千石を領す。十九日封地を移されしにより金二千兩をかし與へらる。元祿十五年八月四日務を辭す。寶永五年六月二十五日致仕し、七月朔日得物青江の刀を獻じ、徳川家宣に來國俊の刀を奉る。正徳四年二月二十三日卒す。年七十二。

植元 左近、帶刀、寛文四年生る。延寶元年七月十八日はじめて徳川家憲にまみゆ。時に十歳六年十二月二十八日從五位下民部少輔に叙任す。寶永五年六月二十五日封を襲、この日三千石を弟土佐守植治に別ち與ふ。六年六月七日はじめて城地にゆくの暇を給ふ。正徳元年正月十一日奏者番となり、享保二年諸家及び寺社に與ふ所の判物朱印の事を掌りしにより、九月十二日備前長光の御刀を賜ふ。六年十一月二十四日卒す。年五十八。

植綱 吉三郎、大膳、寶永七年福知山に生る。享保五年四月二十八日はじめて徳川吉宗に謁す。時に一歳十六年十二

月二十五日遺領を繼、七年正月二十八日父が遺物備前景安の刀を献す。九年十二月十八日從五位下伊豫守に叙任し、十一年五月五日卒す。年十七。

植治 萬吉、采女、致仕號英山、實は植昌が二男、寛文五年生る。延寶七年三月十三日初て徳川家綱に謁す。時に十のち中奥の御小姓となり、元祿九年十二月二十二日從五位下土佐守に叙任し、寶永五年六月二十五日父植昌が封地丹波國天田郡の内に於て三千石を別ち賜はり、七年正月二十六日御小姓組の番頭にうつり、其のち職を辭し寄合に列す。享保十一年五月十一日姪植綱が遺領を相續し、さきに別ち賜ふ所の采地は返し下さる。十二年三月十五日はじめて城地にゆくの暇を賜ふ。十三年十一月二十三日致仕す。寛保元年七月二十八日卒す。年七十七。

玄綱 岩之助、舍人。實は松平兵庫頭乘紀が五男、寶永六年生る。享保十二年閏正月二日植治が養子となり、十五日初めて徳川吉宗に謁し、十二月十八日從五位下出羽守に叙任す。十三年十一月二十三日封を襲二十八日土佐守に改む。十四年三月十五日はじめて城地にゆくの暇を給ふ。十九年九月二十八日奏者番となり、寶曆八年四月七日寺社奉行をかね、九年閏七月十六日これを辭す。明和七年五月四日奏者番を辭し。八月晦日卒す。年六十一。

綱貞 萬五郎、内記、實は廻綱が長男、正徳三年生る。寛保三年三月二十一日玄綱が養子となり、五月朔日初め徳川吉宗に謁し、十二月二十一日從五位下出羽守に叙任す。明和七年十月二十四日遺領を繼、八年六月二十五日はじめて城地にゆくの暇を賜ふ。安永七年六月七日大炊頭に改む。九年八月六日致仕す。天明八年五月晦日卒す。年七十六。

鋪綱 千之助、舍人、實は玄綱が二男、享保十五年福知山に生る。明和七年十二月八日兄綱貞が嗣となり、八年二月十五日初めて徳川家治に謁し、十二月十八日從五位下伊豫守に叙任す。安永九年八月六日封を襲、天明元年六月十五日初めて城地にゆくの暇を賜ふ。七年九月二十日福知山に於て卒す。年五十八。

昌綱 斧次郎、左門、實は綱貞が二男、寛延三年生る。安永五年十一月二十二日鋪綱が嗣となり、六年三月十九日初めて徳川家治に謁す。九年十二月十八日從五位下隱岐守に叙任し、天明七年十一月二十二日遺領を繼、丹波近江兩國の内に於て三萬二千石を領し、丹波國福知山の城に住す。寛政元年六月二十一日初めて城地にゆくの暇を賜ふ。六年六月十五日近江守に改む。

倫綱 千之助、舍人、實は鋪綱が二男、明和七年生る。天明六年七月九日昌綱が嗣となり、十二月十五日初めて將軍家に謁す。七年十二月十八日從五位下土佐守に叙任す。

綱方 肥兒太郎、實は昌綱が三男。天明六年に生る。寛政十年八月二十日倫綱の嗣なる。

朽木良綱知行所 朽木氏の支族にして旗本の士なり。萬治二年十二月二十三日より之を領し、以て明治維新の際に至る。

鴨村ノ内 四七一、四〇一 西萬木村ノ内 五二八、五九九

計 一、〇〇〇、〇

朽木氏歴代 良綱 彌三郎、十兵衛、彌五左衛門、朽木兵部少輔宣綱が三男、萬治二年十二月二十三日父宣綱が遺跡近江國

第二編 第五章 近古時代 第一節 領主 五七三

高島郡の内に於て千石の地を別ちたまひ、三年二月二十一日初て徳川家綱に謁し、のち御小姓組に列す。寛文六年七月六日さきに小出越中守尹貞にそふて禁裏御所方造營の事を奉行せしにより時服三領黄金三枚を賜ふ。京師に於ても禁裏より宸翰の御懐紙歌仙の色紙及び巻絹、本院より門田三銘せる御硯箱、法皇より芳翰の御色紙及び薰物、女院より名所和歌の色紙、女御よりも巻絹を賜ふ。延寶六年三月十日死す。年四十六。

久綱 彌三郎、彌五左衛門。寛文十一年九月二十八日はじめて徳川家綱に拜謁す。時に十歳延寶六年三月二十九日御小姓組の番士となり、七月十二日遺跡を繼、貞享元年正月二十六日より進物の事を役し、二年正月二十一日桐間番に轉ず。元祿元年七月二十八日死す。年三十。

定盛 彌十郎、内記、彌五左衛門、致仕號祐盛、實は良綱が三男、兄久綱が嗣となる。元祿元年十二月十日遺跡を繼、小普請となり、二年閏正月十八日はじめて徳川綱吉にまみえ、十一年八月十八日御小姓組に列し、寶永元年二月二日より本所の奉行をつとむ。四年正月十一日御徒の頭に轉じ、十二月二十三日布衣を着する事をゆるさる。五年七月二十五日御目付にすゝみ、七年三月九日昨夜御側御夜詰を達するの時、同僚四人もに其席にあらざりし越度により拜謁を止められ、四月朔日これを許さる。正徳元年七月十八日徳川家宣の前にめされ、評定所の事にあづかりし勤勞を賞され、御次に於て縮二端を賜ふ。四年正月二十八日御普請奉行にうつり十月二十日從五位下丹波守(後大和守に改む)に叙任す。享保十二年七月十二日御鎗奉行に轉じ、十三年四月徳川吉宗日光山に詣でられし時供奉す。延享二年正月十一日西城の御旗奉行に進み、三年三月二十四日老を告て務を辭し、寄合となる。四年三月十六日致仕し、隱栖の料糜米三百俵を賜ふ。寶曆十三年六月二十八日卒す。年九十五。

十五。
尹綱 半左衛門、求馬、彌五左衛門、實は朽木山城守尙綱が二男、定盛が養子となる。享保二年二月二十一日はじめて徳川吉宗に謁し、十二年五月二十一日御小姓組に列す。延享四年三月十六日家を繼、寶曆六年七月二日死す。年六十八。

眞綱 鐵五郎、靱負、寶曆六年十月八日遺跡を繼。十二月十九日はじめて徳川家重に拜謁す。七年二月十一日御小姓組の番士となり、安永四年正月十一日御使番にうつり、五年十二月十六日布衣を着する事を許さる。天明八年六月十四日務を辭し、寄合となる。八月二日死す。年五十二。

金綱 政之丞、靱負、左京、安永九年十一月十八日はじめて徳川家治に拜謁し、天明八年十一月五日遺跡を繼時に二十六歳寛政元年六月七日御小姓組の番士となり、のち放鷹に扨從し鳥を射て時服を給ふ。四年正月十一日御使番に轉じ、十二月十六日布衣を着する事を許さる。七年三月十三日將軍家小金原に於て鹿狩のまき其事を承はりしにより時服二領を給ふ。

朽木元綱知行所 朽木氏の支族にして旗本の士なり。萬治二年十二月二十三日より之を領し、以て明治維新の際に至る。

西萬木村ノ内

七〇〇〇石

一ヶ村

朽木氏歴代

元綱 市正、市左衛門、朽木兵部少輔宣綱が四男、萬治二年十二月二十三日父宣綱が遺跡近江國高島郡の内に

於て七百石を別ちたまふ。三年二月二十一日はじめて徳川家綱に拜謁し、寛文六年十二月三日御書院番となり、元祿六年十月十日死す。年五十七。

尙綱 彌八郎、半左衛門、十兵衛、五郎左衛門、致仕號尙山。實は朽木彌五左衛門良綱が二男、元綱が養子となりて其女を妻す。天和二年十月十一日はじめて徳川綱吉にまみえ、時に十元祿六年十二月十一日遺跡を繼、六歳

小普請なる。七年五月二十七日桐間番に列し、閏五月六日御近習番にうつり、二十九日御小納戸に轉じ、六月四日御書院番となり、享保二年十月二十六日より屋敷改をつこむ。四年三月十三日御徒頭に進み、十二月十八日布衣を着する事を許さる。八年十一月二十八日御目付にうつり、十年六月朔日より西域に勤仕す。十四年十一月五日西城新番の頭となり、十八年九月十一日小普請支配に轉じ、元文五年六月六日大目付に進み、十二月二十一日從五位下山城守に叙任す。延享三年七月九日老を告て務を辭し、寄合となる。この時時服五領を賜ふ。十二月六日致仕し、隱栖の料廩米三百俵を賜ふ。寶曆五年二月十七日卒す。年八十九。

基綱 半之助、五郎左衛門、母は元綱が女元祿九年十月十五日はじめて徳川綱吉に拜謁す。時に九歳寶永六年四月六日御小姓組に列し、享保八年三月十二日としごろ怠りなく勤めしにより、黄金一枚を賜ふ。延享三年十二月六日家を繼、明和五年十一月五日死す。年八十一。

廣綱 文十郎、内膳、市左衛門、實は京極齋宮高方が三男、基綱が養子となりて其女を妻す。寛永三年十二月二十日西城の御書院番となり、明和五年十二月二十七日遺跡を繼、安永二年十一月五日死す。年五十五。
徳綱 榮五郎、五郎左衛門、母は基綱が女、安永二年十二月二十七日遺跡を繼、時に七十六歳三年三月二十二日

日はじめて徳川家治にまみえ、四月二十五日御小姓組に列し、寛政七年四月十二日組頭に進み、十二月十七日布衣を着する事を許さる。

綱利 半之助、母は忠寄が女、寛政七年六月十五日はじめて徳川家齊に拜謁す。時に十五歳

小野知行所 小野氏は旗本の士なり、代々大津代官を勤む。その本郡の領地は慶長以前よりなるべしと雖も確に知り難し。以て明治維新の際に及べり。代官所に山形村旭字西浦に在りき。

山形村 一二九、九六七

小野氏歴代

貞則 宗三郎、宗左衛門。天正十七年初て徳川家康に謁し、十八年小田原陣に供奉し、其後近江國高島栗太、大和國式下三郡の内に於て采地五百石を給ふ。慶長五年關ヶ原役の後、高極高次が退去したる大津城に入りて郡事を沙汰す。此時騎馬の士三十五騎を添へられ、吹貫の指物を賜ふ。後大津代官となり、兼て市中の事を沙汰す。十九年十月家康大阪に進發の時貞則が官舎に立寄らる。今年大和國大峰の前鬼五鬼等一揆して北山谷中の農民を誘ひ大阪城に籠らんとし、吉野郷中の者まで促すよし貞則偵聞して竊に家康に報せしかば、事の實否を視察すべき旨命ぜられ、やがて彼地に下りて擾亂を鎮め、巨魁前鬼五鬼の頭人綱西浦云へる者の首を斬つて献す。寛永十七年八月二十六日大津に死す。年六十七。

貞久 初貞武、喜左衛門、宗左衛門。貞勝の子、貞勝父貞則に先つて死す。貞久寛永十八年七月十八日祖父が遺跡を繼ぎ代官を勤む。延寶八年十二月二十五日致仕し、元祿元年五月二十八日死す。年七十。

宗清 半之助。實は小野長左衛門貞正が二男、貞久が養子となり、延寶八年十二月二十五日家を継ぎ、代官となる。元祿十二年七月九日死す。

則正のりただ 久米五郎、惣左衛門。元祿十二年十二月九日遺跡を継ぎ、小普請となる。享保五年六月十日代官となる。八年五月十一日美濃國の論地を檢せしにより時服二領を賜ひ、後また越後下野豊後等國々の論地を檢して時服を賜ふ。十二年八月九日死す。年四十二。

高族たかき 吉五郎、惣左衛門、半之助。實は中井主水正豊が二男、則正が終に臨て養子となる。享保十二年十一月四日遺跡を継ぎ、寛保元年十一月晦日大番となる。寶曆十一年八月三日死す。年四十五。

則武のりたけ 秀之助、飛驒守。寶曆九年七月二十七日西城の御小納戸に列し、十二月七日布衣を許さる。十年五月十三日日本城に移り、十一年五月十八日御小姓に轉じ、十一月六日遺跡を継ぐ。十二年十二月十八日從五位下備前守に叙任す。(又飛驒守)天明元年六月五日御小納戸の頭取に轉じ、寛政三年七月十二日西城の御留守居に轉す。七年六月八日新番の頭に轉す。

則忠 七之助、寛政十年十二月二十七日御書院の番士に列す。

比留正吉知行所 比留氏は旗本の士なり。慶長五年十一月五日郡内に於て三百六十石餘を知行す。

左の各村及比留信次領なり。元和元年其半領を信次に分ち、元祿年間正建の時采地を改めて廩米を賜ふこととなる。

鴨村ノ内

一三二番 一七八五

太田村ノ内

一三三番 一四〇

下古賀村ノ内

三六・八二一五

三ヶ村

一八〇・四〇

比留氏の采地を廩米に改められしは正建の時なりとするは寛政重修譜に據る。されど是は元祿十一年其地を堀田正高に賜ひし時にあるべし。然れば正茂の時なり。元祿五年に比留氏が猶太田村の地を領したりし事、同村西方寺の境内改帳に見ゆ。

比留氏歴代

正吉まさよし 與十郎、與左衛門。織田信雄に仕へ、後召されて徳川家康に仕へ、御手鷹の役を勤め、愛知郡の内にて采地二百三十石を給せられ京師に住し、毎年半年交代にて江戸に候す。天正十九年四月二十三日御朱印を下され慶長二年二月二日三十石餘を加へらる。五年關ヶ原役に供奉し、十一月五日百石の加増あり、采地を高島郡に移され三百六十石餘を知行す。後大阪陣に従ひ、元和元年六月十九日京師に死す。年四十四。

正永 長兵衛。徳川家康に仕へ御手鷹の役を勤め、元和元年遺跡を継ぎ、其半百八十石餘を弟信次に分與し、京師に住して御鷹の役を勤む。寛永二年十二月十一日采地の朱印を賜ふ。寛文七年九月十四日京に死す。年七十。

正建まさよし 兵右衛門、長兵衛。御手鷹師を勤め、寛文七年十二月十日遺跡を継ぎ、後江戸に下りて寄合番となり、其後采地を改めて廩米百八十俵餘を給ふ。元祿十年十二月五日家を子正茂に譲る。歿年不詳。

正茂 元祿十年十二月家を継ぎ、十四年六月十一日小十人組に列せられ、享保七年正月十一日組頭に進み、九年十一月二ノ丸に勤め、後西丸に移り、二十年三月十日辭して小普請となり、寛保元年十月十八日死す、年六十九。

比留信次知行所 比留氏は正吉の支族にして旗本の士なり。元和元年父が遺領の半を頒ち與へられ

元祿年間子正房の時采地を改めて廩米を給せらる。

鳴村ノ内 一三、一七八五
下古賀村ノ内 三六、八二一五

太田村ノ内 一三〇、四
三ヶ村 一八〇、四

比留氏歴代

信次 初次長、右衛門七郎、勘右衛門、比留正吉が三男。徳川家康に仕へ、元和元年父が遺跡高島郡のうちに
て百八十石を分與され、寛永二年十二月十一日御朱印を下され、五年より御手鷹師を務め、京師に住し、年毎に
半年交代して江戸に候す。寛文五年八月二十九日京師に死す。

正房 七之助、右衛門七、勘右衛門。實は比留正永が三男、信次の養子となり、寛文五年十二月十一日遺跡を
繼ぎ御手鷹役となり、近江國下坂本に住す。後江戸に召され寄合番となり、大久保御園の支配を歴て、中野御園
の支配に轉じ、其後采地をあらためて廩米百八十俵を賜ひ、元祿十年八月二日御書物奉行に轉じ、正徳元年五月
二十三日務を辭し、小普請となり、享保七年五月二十一日死す、年八十五。

長沼藩領

佐久間安政の所領なり。慶長五年より之を領す。佐久間氏の居所は信濃長沼に在り。小原系圖

元和元年飯山を賜ふ。本郡の代官役所は中庄村に在り、代官は佐久間九郎兵衛、西濱村に住す。順吏
にして民を愛す。寛永十年に歿せり。小原作左衛門、中庄村に住す、民彼れを厭ふ。佐久間氏滅んで
今津村に移る。山本小三郎(住所不詳)好惡の評なし。この三代なり。寛永十五年十一月佐久間氏家絶
えて領地は公領となる。

西濱村	一五〇六、七六三	下開田村	三三九、九
上開田村	五九九、三〇四	牧野村	五〇一、九七
知内村	九一二、七四	蛭口村	一一九九、〇九九
澤村	一五五二、三八	寺久保村	三七四、三八
石庭村	三五五、一七	辻村	二〇〇、七二六
森西村	三四七、七六	北新保村	八二四、一二
中庄村	一〇三二、〇九	大沼村	四九五、六六
北深清水村	九八〇、三七	十五村	一一二二、四三二
○以下の五ヶ村も或は其領たりしなるべしと雖も今證左を得ず。			
梅原村ノ内	二四八石餘	太田村ノ内	九〇〇石餘
田井村ノ内	六三九石餘	霜降村ノ内	三九三石餘
三尾里村	五七二石餘		

佐久間氏歴代

安政 久六郎、久右衛門、備前守、從五位下。或云父は盛次。弘治元年御器會に生る。保田佐介知宗の養子となり保田を稱す。織田信長の家臣佐久間右衛門尉信盛及び甚九郎正勝父子の手に屬し戦功あり。天正十一年兄盛政と同じく柴田勝家に屬し賤嶽の戦に其軍利あらざりしかば少時山林にかくれ、勝家自殺の後紀伊國に住す。十二年織田信雄豊臣秀吉ミ矛盾に及べる時、徳川家康の命を受けて、信雄の令に應じて好舊の士卒及び根來寺の衆徒雜賀の鋭兵を率ゐて河内國國見山城に楯こもり、秀吉の將和泉國岸和田の城主中村式部少輔一氏ミ數々挑み戦

ふ。此時家康より數度の軍功を賞せられて書を下さる。其後秀吉信雄と和睦あるにより退て關東に赴き、弟勝之と共に北條氏政に仕ふ。北條家没落の後秀吉其武勇を惜しみ之を誅せず、勝之と共に蒲生氏郷に屬せしめらる。此時本稱佐久間に復す。後氏郷の先手となり、陸奥征伐の士に加はり軍功あり。慶長二年氏郷卒して後呼び返へされ、信濃國榎島城を賜ふも、三年八月秀吉他界により、五奉行等家康の旨をうかひ、之を改め近江佐和山の傍、小河に於て七千石の地をあたふ。五年家康、上杉景勝征伐の時の供に列して下野國小山に至る、時に石田三成謀反の告ありて軍を返へさるゝより先手の諸將と共に美濃國に赴く。九月十五日關ヶ原の戦ひに、敵陣にはせ入り、力戦して討取ころの首三十六級を奉る。後之を賞せられ左文字の刀及び五月雨云へる葉茶壺を賜ひ、近江國高島において加恩あり、すべて一萬五千石を領す。十二年安政妻子を奉るて江戸に移居す。是年常陸國小田において五千石の地を加へられ、從五位下備前守に叙任す。十九年大阪の役に勝之と共に秀忠に屬し、數々謀略の事にあづかる。元和元年の合戦には士卒の手に首六級を得たり。此年信濃國飯山城を賜はり、加恩ありて三萬石を領し、御咄の衆に召し加へらる。寛永四年四月二十五日卒す、年七十三。二本榎の廣岳院に葬る。

安長 慶長十六年生る。寛永二年從五位下日向守に叙任し、五年遺領を繼ぎ、九年四月十二日卒す。年二十二高輪の泉岳寺に葬る。

安次 幼名三五郎、寛永七年に生る。九年八月二十六日遺領を繼、十二年四月十一日初て將軍家光に謁す。十五年十一月二十日卒す、年九。嗣なくして家絶ゆ。

小濱藩領 京極高次若狹國小濱城に封せられ、慶長六年より之を領し、寛永十一年閏七月六日酒井

忠勝之に代る。以來酒井領たり。其高七千一石二斗三升なり。天和二年九月二十九日其内五千石を酒井忠稠(鞠山藩)に分與す。以て明治維新に至る。役所は舟木村に在り。(天和以後の分左の如し)

- | | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 舟木村南濱 | 六三一、四五 | 上古賀村 | 六二二、五 |
| 河原市村 | 二九六、四八 | 木津村ノ内 | 二九五、七二 |
| 米井村ノ内 | 二七、九二五 | 辻澤村 | 一二七、一五五 |
| 六ヶ村 | 一一〇〇、一一三 | | |

京極氏歴代

高次 小法師、小兵衛。永祿六年近江國小谷に生る。元龜元年父が人質として岐阜に至りしかば、織田信長より采地を與へらる。時八歳に天正元年七月足利義昭、信長と矛楯に及び宇治の真木島に楯籠るの時、高次も寄手に加はりうち向ひしかば、其賞として近江國南郡奥島に於て五千石を與へらる。九年織田信雄伊賀國に發向あり、先陣の人數に加はりて九月十一日明智筒井蒲生多賀及び若狹衆と供に名張郡の城々を略し、小波多父子三人、東田原の高島四郎某兄弟、西田原の城主吉原次郎某等を討取。十年六月二日明智光秀信長を弑するの後、高次及びおのが家臣山田八郎右衛門某、藤樹喜兵衛某をして豊臣秀吉の母堂の近江國長濱城にありけるを圍ましむ。又近江國を我手に屬せしめむはかり、淺井郡山本の住人安土萬五郎某をかたらふ。萬五郎某領掌して高次に告、高次再び京極の家を興さむと欲し、これを許諾し、江北の諸浪人を催し、長濱に出陣す。光秀滅亡の後秀吉、萬五郎某を誅し、又高次をも誅せむとす。高次密に坂田郡清瀧寺に隠る。秀吉堀久太郎秀政をしてこれを尋求めしむ。秀政

の先祖は京極家代々の家臣たる因により人をして密に其由を告ぐ。高次清瀧寺を出て柏原の民屋小谷清兵衛某が家に遁る。清兵衛高次を美濃國今須の山中岩窟の中に隠しをく事三四日、清兵衛樵夫となりて窟中に食を贈る。既にして高次夜中かしくを忍び出で越前國に赴き、柴田勝家がこもに寓居す。十一年四月勝家戦死の後、越前國を去て若狭國に至り、武田孫八郎元明が許にあり。元明は高次が妹婿たるによれり。後秀吉元明を誅し、かれが妻を側室としこれを松丸と稱す。高次この由縁によりて罪を許され、十二年近江國高島郡田中郷に於て二千五百石を與へらる。十三年七月十一日從五位上侍從に叙任す。十四年高島郡の内に於て一倍の所領を與へられ、十五年三月秀吉筑紫に發向あるに従ひ、二十九日長野三郎左衛門某が楯籠る豊前國馬嶽の要害を攻めり、高次をして城代させらる。七月十四日歸陣の後、高島郡大溝に於て加恩あり、一萬石を領す。十六年四月十四日聚樂第の行幸に騎馬にて供奉す。この時從四位下に昇る。十八年小田原陣に扈從し、關東平均の後加増あり、近江國八幡山に於て二萬八千石を領す。十九年弟修理亮高次に五千石を與へ、朽木兵部少輔宣綱と供に高次が與力と定められ、高知をして八幡山に居らしむ。四月十一日秀吉朝鮮を征伐せむがために西の京に於て犬追物を興行あり、高次これを承たまはりて其射手を選ぶ。氏族をよび近江の諸士これを務め、内檢見は石田三成、外檢見は小西行長たり。文祿元年朝鮮征伐して秀吉肥前國名護屋に發向あるによりこれに従ひ、七月大政所病あるを以て歸洛あり。高次名護屋の陣營を守る。二年五月二十二日名護屋に於て秀吉明使に對面のとき、高次配膳の役を務む。四年近江國滋賀郡に於て六萬石を領し、大津城に住す。この年少將に任せられ、慶長元年從三位參議に叙任す。三年八月秀吉他界の後、遺物として樋口正宗の小脇指を與へらる。是より光吉徳川家康入洛の路次、大津城の大破

せるを覽、修覆の料として白銀三千貫目を賜ふ。四年家康伏見にあるのとき、五奉行異心あるにより大阪騒動に及ぶ。高次思へらく向島の御館は要害よからざるにより、自然事あらむには大津の居城に請じ奉らむと徳永法印井伊直政がもこに申送る。其のち夜々向島の御館に候す。五年六月上杉景勝征伐して大阪を立ち、十八日大津城に入る。高次饗膳を奉り、室をよび妹松丸弟高知等謁す。この時密に約する事ありて吉光の小脇指を賜ひ、命によりて高知を供奉の列に加へらる。高次も關東に發向せむせしが、上方心もこなし大津は樞要の地たるにより若し事あらむには之を守るべき旨なりしを以て止る。七月人質として家臣山田良利を江戸に參らす。二十二日高次が許より石田三成が謀叛の事を告げしかば岩槻に於て良利を御前に召され、仰合せらる、旨ありて暇を賜り來國光の御脇指を賜ふ。のち又諸將多く三成に屬せし旨且高次が所存をも言上せむがため家臣笠原吉大夫をして關東にまゐらす。これによりて二十六日下野國小山より御書を下さる。其後もしばしば懇の御書を賜ふ。この月氏家内膳正行廣より大阪一味の事を申進むるに雖うけがはず。家臣小川勝太直元を關東に下して事の上を言上に及ぶ。後又大谷吉繼が計らひにて朽木河内守元綱大津に來りて和平の事を計ひしにより、高次家臣等を招て議しけるは、城壘いまだ修せず要害全からずして籠城ながたし、一旦計策のため養子喜六郎某を人質として大阪に送り、要害なるの後籠城して本意を遂ぐ可しめて、元綱に和平の事を承諾せるの旨を答ふるに雖、喜六郎某は實子にあらずして是れをうけがはず。八月北國表に向ふ處の諸將大谷吉繼、脇坂安治及び赤澤備後守某、戸田武藏守重政、平塚因幡守爲廣、小川土佐守祐忠、朽木元綱等大津に宿陣し、又元綱をして實子熊鷹を人質に出し、北國表に出陣す可きの旨其催促のがれがたく、遂に熊鷹を質して大阪に送る。其後石田三成居城佐和山に赴くの時

大津に來りて高次が一味の事を謝するにより、計策のため朽木元綱に供に北國に出陣し、家臣太山惣右衛門某をして事の由を關東に注進す。この月三成がもより北國表には押を置。美濃國に馳せ向ふ可しといひ送るにより諸將軍をかへす。高次は殿として一日跡に引きがり、九月二日近江國東野より引返し、海津より船にて湖水を渡り、三日の曉大津城に着陣し、家臣等が妻子及び糧米等を城中に取入、石川久左衛門某、益田藤七郎某をして井伊直政及び弟高知が許に籠城の事を告げしかば家康より御書を給ふ。四日家臣粟飯原助右衛門某に歩卒をそへて相坂に向はしめ、又斥候として石川宇右衛門某を勢多につかはす。是より先き立花宗茂より高次が籠城を大阪に注進す。これにより豊臣秀頼母儀の使として木下備中守某大津に來りて異見を加ふも、高次かつて承引せず六日大津の町を焼拂ふ。其火いまだ消へざるうち毛利家の將吉川駿河守元安相坂に寄來る。城兵防戦してこれを追退るの處、勢多より立花宗茂來るにより兵士等城中に引入。七日筑紫上野介廣門、石川掃部頭某、多賀出雲守秀種、宮部兵部少輔定行、其餘松浦坂田南條杉若荒木及び大阪七手組等都合四萬餘騎、城の三方を取圍み、湖水の面は増田が兵士増田作右衛門某を將とし、船筏に乗て押寄、浦々の船を奪ひ、城中の通路をたちて攻討、諸手の鐵砲はけしくして城壁悉くうち破る。加之立花勢長等山より城中に大筒を打入、これにより防戦難儀に及ぶ。十一日城兵赤尾伊豆某三田村出雲某同吉助某内田太良左衛門某丁子五郎兵衛某尼子外記某服部佐渡某等、立花が陣に夜討して赤旗三本分捕す。十二日寄手惣堀を埋め、十三日總軍堀に附て攻伐により、一命を輕むじ相戦ふも雖も、終に防ぎがたく本丸に引入、家臣山田良利赤尾伊豆等殿して敵を追拂ふ。この時味方多く討死す。十四日新庄東玉齋、高野山の木食聖人城中に來りて和議を計らふも雖も、高次領掌せざるの處、秀頼の母儀の使として

海津尼幸藏主來りて和平の事をすゝめ、家臣黒田伊豫某も再三和議せむことを請。この時に當りて家臣の内疑しきもの多く、加之近國に援兵なく、八月以來關東に注進する處の使未だ返らず、家康出馬の期も知りがたく、且要害も又堅固ならず、小勢を以て大敵防ぎがたきにより、十五日早朝に城を渡し、從兵七八十騎を率ゐて宇治邊に引退き、再び家康に拜謁する事を恥て法體し高野山に赴く。關原凱旋の後井伊直政より屢々書狀を以て下山ある可の旨申送るも雖も、守城の功遂げざるが故に是に應ぜず。其後山岡道阿彌を御使として遣したるも、尙これに従はざりしかば、再び弟高知及び道阿彌を下し、懇の旨あるにより、台命辭しがたく大阪に至りて謁したるに高次が久しく籠城せし功を賞せられ、所領を轉じて若狹一圓を賜ひ八萬五千石餘を領し、小濱城に住す。十月暇賜はりて領國にゆく。六年近江國高島郡のうちに於て七千石餘を加へられ、總て九萬二千石餘を領す。十一年江戸本城普請の事を承はる。この時高次病に罹るにより御書を下されてたづねさせ賜ひ、かつ本城經營の速になりし事を賞せらる。十四年五月三日小濱に於て卒す。年四十七。

忠高 熊鷹文祿二年京師安久居に生る。慶長五年人質として大坂に赴く。八年初て江戸に下り二月十日徳川秀忠の前に於て元服し諱字を賜りて忠高と名のり左弘行の刀を賜ふ。十一年三月三日從五位下侍從に叙任し若狹守と稱す。五月七日從四位下に昇り、十四年遺領を繼ぎ暇賜りて領地に赴く。十六年忠高が借財多きことを聞召され黄金七百五十枚を與へらる。十九年本城普請の勞により金三千兩を賜ふ。今年大坂の役に供奉し今里に陣す。元和元年の役にも京橋口に備へ、五月七日の合戦に鳴野堤に於て首三百六十級を得たり。此年崇源院殿に拜謁し民部卿の局をもつて金三千兩を賜ふ。三年九月五日領知の御判物を下さる。寛永元年冬越前國敦賀郡のうちに

いて二萬千五百石を加恩あり、三年八月家光の上洛に従ひ十九日京師に於て少將に進み、九月六日二條城行幸御迎へて家光參内の時供奉す。十年領國水災ある時金五千兩を賜ふ。十一年將軍上洛の時閏七月六日京師に赴き領地を轉じて出雲隱岐兩國を賜ひ二十六萬四千二百石餘を領し松江城に住す。十三年三月二十七日石見國銀山及び邇摩邑知兩郡にして四萬石の地をあつけらる。五月十二日封國にゆくの暇賜ふまき。國宗の刀を賜ふ。十四年六月十二日卒す、年四十五。

酒井氏歴代

忠勝 鍋之助、與七郎、致仕號空印。天正十五年三河國西尾に生る。慶長五年徳川秀忠の上田城を攻むるまき父忠利と共に従ふ。十四年十一月從五位下讃岐守に叙任し、十九年十一月下總國にて采地三千石を賜ふ。元和六年四月二十四日家光の附屬となりて西城に候す。八年七千石を加増されて總て一萬石を領し、武藏國深谷城に住し、命によりて父が職務を助く。寛永元年八月上總下總武藏三國內にて二萬石を加増せらる。十一月老職に列し公家武家の事を沙汰し、且異國他邦の事を與りきく。三年三月十一日武藏國忍領にて二萬石を加賜され、都て五萬石を領す。四年十一月遺領を繼ぎ、三萬石を賜はり、合せて八萬石を領し川越城に移り住す。九年九月十九日武藏國にて二萬石の加増あり、十二月朔日從四位下侍從に昇進す。十一年家光の上洛に供奉し、閏七月六日二條城に於て川越を改めて若狹一國越前敦賀郡を賜ひ高島郡にて七千石餘を添へられ、都て十一萬三千五百石餘を領し、小濱城に住す。十三年正月二十五日下野國安蘇郡賀二郡の内にて一萬石を賜ひ在府の料に宛らる。十八年四月朔日によりて長崎の事を沙汰す。此年日光寶塔の普請を奉行し、九月供奉の事を承りて日光山に赴く。二十年

日光山相輪塔供養あるにより、五月二十四日名代を承りて彼山に赴く。七月朝鮮信使に應接し、九月即位を賀せらる、御使をして上洛し、十一月四日從四位上少將に進む。正保二年十一月十一日東照宮號宣下の勅使參向により日光山に赴きて其事を沙汰し、慶安元年二年の將軍參向に従ふ。四年四月二十日家光の遺命によりて家綱の補佐となり、此月家光の靈柩を護して日光山に赴く。明曆二年三月十九日職を辭し、五月二十六日將軍牛込の邸に成りし時衰老を訴へて致仕し、萬治三年四月十一日日光山に赴き、十七日彼地に於て剃髮して歸府す。寛文二年七月十二日卒す。年七十六。

忠直 靱負。寛永七年に生る。十八年八月家綱の小姓となり、正保元年二月五日本城の勤に移り、十二月晦日從五位下修理大夫に叙任す。慶安二年嫡子となり、明曆二年五月二十六日封を襲ぎ、雁間詰となり、後代々此席に候す。十二月二十六日從四位下に昇り、三年四月四日家光七回の法會の名代として日光山に赴く。寛文元年九月安蘇郡の領知を安房國平郡の内に移さる。八年六月十三日姪忠國に封地の内一萬石を分與す。延寶元年十二月二十八日侍從に進む。五年六月十五日先きに御預けられたる堀田上野正信の事について其取計等閑なりして閉門せしめられ、閏十二月十七日許さる。天和二年七月十日小濱に卒す。年五十三。

忠隆 千熊丸、慶安四年に生る。寛文五年十二月二十七日從五位下に叙し靱負佐と稱す。元和元年八月十六日奏者番となり、二年九月二十九日遺領を繼ぎ、十萬三千五百石餘を領し、其餘を二弟に分與す。貞享元年十二月二十四日從四位下に昇り、遠江守に改む、此日奏者番を免さる。三年閏三月二十一日小濱に卒す。年三十六。

忠圀 千熊、與七郎、寛文十年生る。貞享元年十二月二十五日從五位下に叙し、靱負佐と稱す。三年五月二十

七日遺領を繼ぐ。元祿十年八月二十九日命を受けて美作國津山城請取の役をつこむ。十一年三月十日封地の内下野國都賀郡佐野領を改めて越前國南條今立二郡の内に移さる。寶永元年十二月十一日從四位下に昇る。三年九月八日小濱に卒す。年三十七。

忠音 助次郎、一學、實は酒井右京亮忠綱が二男。元祿三年生る。寶永三年九月忠音が病篤きに臨みて養子となり、十月二十九日遺領を繼ぎ、十二月十九日從五位下修理大夫に叙任す。正徳元年三月三日仰を受けて朝鮮の聘使を東本願寺に饗す。享保三年八月四日奏者番となり、寺社奉行を兼ねぬ。七年正月三日兩職を免ぜられ、從四位下に叙せらる。八年正月十五日大阪の城代となり、十八日讃岐守に改む。十二年六月二十七日南條今立二郡の領地を攝津有馬郡の内に移さる。(十四年十月八日舊に復さる)十三年十月七日老職に列し、十二月十五日侍從に進む。十六年日光山宮及び靈廟修理の奉行たり。二十年五月十八日卒す。年四十六。

忠存 初三郎、與七郎、享保三年生る。十八年十二月十八日從五位下備後守に叙任し、二十年七月三日遺領を繼ぐ。元文五年八月二十二日卒す。年二十三。

忠用 幸之助、一學、致仕號靈岳、實忠音が四男。享保五年に生る。元文五年八月忠存が嗣となり、十月七日遺領を繼ぎ、十二月二十一日從五位下修理大夫に叙任す。延享四年三月十一日奏者番となり、寺社奉行の職務を見習ひ、六月朔日より寺社奉行を兼ねぬ。十二月二十三日大阪城代となり、同日從四位下に昇り、讃岐守に改む。寶曆二年四月七日所司代となり、侍從に任ぜらる。五月二十七日參内龍顏を拜す。六年四月十日職を許され、七年三月晦日致仕し、十二月右京大夫にあらたむ。安永四年九月二十七日小濱に卒す。年五十六。

忠與 竹之助、左膳、宮内、實は忠音が五男。享保六年生る。寶曆七年三月晦日忠用が嫡子早世して嗣なきに
より其封を襲ぎ、八年十二月十八日從五位下遠江守に叙任す。十二年六月十八日卒す。年四十二。

忠貫 藤太郎、延享四年生る。寶曆十二年八月四日遺領を繼ぎ、十萬三千五百石餘を領し、小濱城に住す。十三年十二月九日從五位下修理大夫に叙任す。天明二年十二月十八日從四位下に昇る。文化三年正月十二日卒す、年五十五。

忠進 八之助、與七郎、實は酒井飛騨守忠香が七男。明和七年生る。天明五年三月二十一日忠貫が養子となり七年十二月十八日從五位下に叙し、靱負佐と稱す。文化三年三月遺領を繼ぎ、五年八月御奏者番を命ぜられ、九月寺社奉行を兼帶す。十二月京都所司代となり、從四位下侍從に叙任す。同月讃岐守に改む。文化十二年四月老中となる。十三年二月若狹守に改む。文政十一年正月二十七日江戸に卒す、年五十九。

忠順 寛政三年三月江戸に生る。實は忠貫の二男にして同六年忠進の養子となる。文化四年十二月從五位下修理大夫に叙任す。文政十一年三月遺領を繼ぎ、天保五年二月五日病によりて家督を養子忠義に譲りて致仕す。嘉永六年正月江戸に卒す、年六十三。

忠義 文化十年七月に生る。實は忠進の六男、忠順の養子となる。靱負佐と稱す。天保五年二月家督を繼ぎ、修理大夫と稱す。十一年十二月從四位下若狹守に叙任す。十三年五月奏者番兼奉行となる。十四年十一月京都所司代となり侍從に任じ、十二月入洛參内拜謁す。在職の間拜謁及び下賜數回に及ぶ。弘化三年五月江戸に歸り、七月所司代を免ぜらる。安政元年十一月松平甲斐守と共に京都護衛を命ぜられ、五年六月再び所司代となり、九

月入洛す。萬延元年十月和宮降嫁の御使の命を奉じ。十一月降嫁下向の事務を擔當す。十二月功勞によりて役知二萬石を加増せられ、朝廷又精勵を賞して從四位上左近衛少將に任ぜらる。文久二年正月役知二萬石の内一萬石を本領に加へらる。時に世情の形勢逼迫して物情騒然たり。六月幕府所司代を免じ、閏八月十五日加増一萬石を沒取して致仕を命ず。乃ち家督を忠氏に譲り、名を右京大夫と改め若狹に退隱す。十一月蟄居を命ぜられ、元治元年十一月許さる。明治元年正月、忠氏大阪にありて徳川氏に附屬して伏見鳥羽に敗れ、藩に歸る。朝廷忠義に北陸道先鋒を命じ、功を立て、自ら贖はしめ、忠氏に謹慎を命ず。十二月九日忠義再び家を襲ぎ忠祿と改む。二年四月東京市中警備を命ぜられ、兵を出して守衛す。六月十七日封土を奉還して小濱藩知事に任ぜらる。四年廢藩本官を免ぜられ、東京に歸る。同六年十二月五日卒す。年六十一。

忠氏 天保六年江戸に生る、酒井忠欽の子にして嘉永六年四月養子となり、安政四年六月修理と改む。十二月從五位下修理大夫に叙任し、萬延二年從四位下に叙せらる。文久二年閏八月十七日家督を繼ぎ、若狹守と改む。明治元年正月大阪より京に入らんとして伏見鳥羽の役に遇ひ、橋本關門にて官軍と對戦し、七日將軍慶喜は江戸に去りたるを以て、忠氏は丹波路より迂回して歸藩せり。十二月九日致仕を命ぜられ、病の故に大飯郡高濱別邸に退き、九年一月卒す。年四十二。

鞠山藩領

酒井氏の領なり。越前國敦賀郡鞠山

東浦村 赤崎

に治す。天和二年九月二十九日より之を領す

梅原村ノ内 五〇〇石
伊井村 六一五、九

三谷村 六九〇、四三
平ヶ崎村 四四一、二九七

構村 一八六、一五三
米井村ノ内 一〇〇、一二
井ノ口村 二九四、三
野田村 五五二、四八
合計 五〇〇〇、〇

下吉武村 二一七、四八
安養寺村 三三八、二三
上下拜戸村ノ内 二八〇、八
北舟木村 七八二、六六

文久元年六月替地の爲め上地を命せられ、内三千三十九石餘を上地し、九月本郡にて二千三百十二石餘、安房國朝夷郡にて千八百六石餘合計四千百十九石餘の地を給せらる。其本郡に於ける上地は梅原村、伊井村、平崎村、構村、下吉武村、上下拜戸村、北舟木村にして、残れる者と新恩の地とを擧ぐれば。

三谷村 六九九、四三
安養寺村 三三八、二八
野田村 五五二、四八
請所村小組 一〇一、一四三
鍛冶屋村 一二一、三九一
三田村 四五〇、六六三
三重生村 三九三、五四一
合計 四二八八、四四八

米井村 一〇〇、一二
井ノ口村 三三八、二八
請所村 五〇五、六六
五番領村 二八五、五五五
仁和寺村 一八九、六二
堀川村 一二六、一六四
十八川村 二〇二、三七六六七

以て明治維新の際に至る。代官役所は野田村に在りき。明和九年四月安養寺村に移し、以て小濱藩併

合の時に至れり。

酒井氏歴代

忠綱 初忠登、仙千代、右京。酒井修理大夫忠直が二男、承應二年生る。寛文十二年十二月二十八日從五位下右京亮に叙任し、天和二年九月二十九日父が遺領の内敦賀、高島二郡の内にて一萬石を分與され、越前國鞠山に住す。貞享四年八月十一日大番の頭となり、元祿十五年閏八月二十九日其職を許され、菊間の廣縁に候すべき旨の命あり。後代々此席に候す。尋て出仕を止められ、十二月二十四日赦さる。寶永三年六月三日卒す。年五十四

忠菊 縫殿、延寶七年生る。寶永三年七月二十七日遺領を繼ぎ、六年四月十五日從五位下飛騨守に叙任し、正徳四年三月朔日大番の頭となり、享保二年六月十九日職を辭す。七年二月六日卒す。年四十四。

忠武 富之助、右京。寶永五年生る。享保元年八月嫡子となり、七年三月二十七日遺領を繼ぎ、十二月十八日從五位下、右京亮に叙任す。八年十月二十四日失火により出仕を止められ、十一月朔日ゆるさる。十五年七月十日佐渡守に改め、二十五日請願を許されて永く府に留る。(即ち定府なり。)十六年八月二十一日卒す。年二十四

忠香 松之丞、致仕號水翁。實は忠菊が八男。正徳五年に生る。享保十六年八月兄忠武が嗣となり、十月十三日遺領を繼ぐ。十七年十二月十六日從五位下播磨守に叙任し、延享二年九月二十日大番の頭となり、二十三日飛騨守に改む。寶曆八年七月二十八日奏者番に歸り、十一年七月二十二日寺社奉行を兼ね。明和二年八月二十一日西九の若年寄となり。天明四年五月十日より本城に勤仕す。八年三月十九日職を辭し、命によりて雁間に候す。八月二十日致仕し、寛政三年十一月八日卒す。年七十七。

忠言 豊之助、寶曆六年生る。安永三年五月四日嫡子となり、十二月十八日從五位下相模守に叙任す。天明八年八月二十日封を襲ぎ、寛政三年十二月六日大番の頭となり、五年十一月二十四日職を辭し、九年十一月二十五日致仕す。十一年二月二十二日卒す。

忠明 豊之助、右京、天明元年生る。寛政九年十一月二十五日封を襲ぎ、十二月二十七日從五位下右京亮に叙任す。後大番頭、大阪城番を勤仕す。天保四年五月二十一日卒す。

忠毗 文化十三年生る。天保三年十一月菊間東廩詰を命ぜらる。十二月從五位下右京亮に叙任す。四年封を襲ぐ。十二年八月大阪玉造口定番を勤仕す。十四年二月若年寄を命ぜられ、嘉永六年九月若年寄勝手並外國掛たり

安政六年七月江戸芝天徳寺にて若年寄遠藤但馬守と共に魯使伯ムラビヨフミ樺太境界の事を折衝す。文久元年三月領内租稅薄歛の地の村替を命ぜらる。二年六月若年寄を免ぜられ、累年の功にて城主格に進らる。三年四月再び若年寄となり七月又免ぜらる。元治元年七月三日三度若年寄となり、其上首に班す。九月二十日横濱にて英佛米蘭の各國公使に應接し、所謂下關條約を締結す。慶應元年十一月若年寄を免ぜらる。三年六月致仕して魯堂に號す。明治元年二月十二日卒。年六十一。

忠徑 右京亮。慶應三年六月封を襲ぐ。明治二年六月十七日封土を奉還す。

金澤藩領 前田氏の所領なり、加賀國金澤に治す。慶長より馬飼料として二千二百餘石の地を領す。(寛政重修譜に據る)

今津村 一一五九・八三九

第二編 第五章 近古時代 第一節 領 主 五九五

弘川村 一〇〇・四四三

計 二二六〇・二八二

河原林氏由緒書に據るに文祿二年十一月豊臣秀吉より前田利家室芳春院徳川家康の女にして秀吉養ひて利家の室となしたり。に御粧田として今津弘川二村及大船劔菱丸を興ふ。慶長七年今津忠行之が代官となる。元和三年芳春院逝去す。其地は芳春院領たりとも前田家領にあらず。さて臨時に忠行之を支配し、元和六年に至りて前田家領と定まれり。其前田家が領地と定りしには忠行が斡旋の勞多きが故を以て前田利常より劔菱丸を忠行に賜はり、又引續いて代官を勤めしめたりと云ふ。

寛文八年白山下代地として海津中村町に於て其地を給せらる。以上三村の地は之を領して以て明治、維新の際に至れり。役所は今津村にあり。

海津中村町ノ内

一七一・九八

三ヶ村計

二四三二・二六二

前田氏歴代

利長 初利勝、犬千代、孫四郎、利家の子。永祿五年尾張荒子に生る、父と共に織田信長に仕へ、天正九年越前府中三萬石を領す。十一年豊臣秀吉に仕へ、加賀松任に移され四萬石を領す。十二年九月佐々成政、父が所領能登國末森城を圍むにより父と共に大に之を敗る。十三年成政が鳥越の要害を敗る。八月秀吉下りて成政を討つ。此時越中守山城に移さる。十一月二十九日從四位下侍從に叙任し、肥前守に改む。十五年四月筑紫陣の時豊前岩石城を陥る。今年越中國新川一郡を興へられ富山城に移る。十七年四月少將に進み、十八年小田原陣の時父と共に關東の叡城を攻落し、又進んで奥羽兩國の邊境を平らぐ。文祿四年中將に轉し、慶長二年九月參議となり、三年

四月二十日從三位中納言に叙任す。四年三月遺領を繼、越中一國加賀二郡を領す。八月金澤城に歸る。利長領國にて逆意ある由徳川家康に讒する者あり、利長誓書を呈し人質を致す。五年七月家康の旨を承けて山口玄蕃允正弘が大聖寺城を攻めて之を陥れ、その兵を金澤城に收むる時小松城主丹羽長重、淺井繩手に追撃したるを討ち退く。九月二十日大津に至り家康に謁し、十月十七日加賀國能美江沼二郡に於て二十萬石餘を加へられ、六年弟利政が封地能登國を賜はり、加賀能登越中及び高島郡にて馬飼料二千二百石餘を合せて百十九萬二千七百石餘を領す。十年六月二十八日致仕し、富山城に移り、十四年三月城災にかゝり魚津城に移り、新に關野に築きて之に移り、十九年五月二十日高岡城に卒す。年五十三。後正二位大納言を贈らる。

利常 初利光、猿千代、犬千代丸、實は利家の四男、文祿二年金澤に生る。慶長五年秀忠の姫君を利常に嫁せらるべき旨の命あり、六年利長が嗣となり、九月珠姫君金澤に入興あり。十年五月首服を加へ、松平の稱號を賜ひ、從四位下侍從に叙任し、筑前守と稱す。六月二十八日封を襲ぐ。十九年七月父が隱栖の料をも合せ領し、九月九日少將に進む。大阪兩度の役に先手を承り、元和元年五月七日の合戦に勝に乗じて城中に攻め入り、敵首三千二百級を得たり。閏六月十九日參議に任ず。三年五月秀忠其邸に臨む。寛永三年八月十九日中納言に任じ從三位に叙せらる。六年四月二十三日肥前守に改む。今日家光及秀忠上野別業に臨む。八年四月金澤城炎上す。十六年六月二十日致仕し、加賀小松二十二萬石の地を隱栖の料とす。萬治元年十月十二日小松に卒す。年六十六。

光高 初利高、犬千代丸、元和元年金澤に生る。寛永六年四月二十三日家光の前にて元服し、諱字を賜ひ光高と名のり、正四位下少將に叙任し、筑前守と稱す。十年十二月五日家光の養女大姫君入興あり。十三年十月武藏

相摸のうち百四十八村に於て放鷹の地を賜ふ。十六年六月二十日封を襲ぎ、八十萬石を領し、弟淡路守利次に十萬石、飛彈守利治に七萬石を分與し、其餘二十二萬石を父が養老の料とす。十一月初て入部す。正保二年四月五日卒す、年三十一。

綱紀 初綱利、犬千代丸。寛永二十年に生る。正保二年六月十三日遺領を襲ぐ、然も幼なるにより祖父利常後見たり。承應元年正月十二日首服を加へ、御諱字を賜り綱利と名のり、正四位下少將に叙任し、加賀守と稱す。

萬治元年十一月祖父隱栖の小松の城地を併領す。寛文二年九月初て入部す。元祿五年八月金森出雲守が舊領飛驒高山城を預けられ、家臣をして之を守らしむ。六年十二月朔日參議と名なる。寶永四年十二月二十八日從三位に昇る。享保八年五月九日致仕し、六月十五日肥前守に改む。九年五月九日卒す。年八十二。

吉徳 初利興、吉治、勝次郎、勝丸、犬千代丸、又左衛門。元祿三年に生る。十五年六月九日元服し、諱字を賜り、正四位下少將に叙任し、若狹守と稱す。享保八年五月九日封を襲ぐ。六月十五日加賀守に改む。八月十八日中將に轉す。九月始て入部す。元文五年十二月朔日參議にす、延享二年六月十二日金澤に卒す。年五十六。

宗辰 初利勝、犬千代丸、又左衛門。享保十年金澤に生る。元文二年六月二十六日元服、諱字を賜り宗辰と名のり、正四位下、少將に叙任し、佐渡守と稱す。延享二年七月二十五日遺領を繼ぎ、八月四日加賀守と改め、十月十八日中將に進む。三年十二月十二日卒す。年二十一。

重瀧 初利安、龜次郎。實は吉徳が二男。享保十四年生る。寛保三年十二月二十一日從五位下但馬守に叙任す。延享三年兄宗辰が嗣となり、四年正月二十六日遺領を繼ぎ、二月四日加賀守に改む。十九日諱字を賜り重瀧と名

のり、正四位下少將に昇進し、四月十九日入部す。寛延元年六月朔日朝鮮信使登營の日三家の席に列せらる。十二月二十一日中將にす、む。寶曆三年四月十二日卒す。年二十五。

重靖 初利見、嘉三郎、實は吉徳が四男。享保二十年金澤に生る。寶曆元年十二月二十八日從五位下上總介に叙任す。三年五月十八日遺領を繼ぎ、六月四日加賀守に改む。十二日諱字を賜ひ重靖と改め、正四位下少將に昇進し、七月二十八日初て入部す。十月十五日金澤にて卒す。年十九。

重教 初利篤、重基、健次郎、實は吉徳が六男。寛保元年金澤に生る。寶曆四年三月十一日遺領を相續す。四月十四日元服重基と名のり、正四位下少將に叙任し、加賀守と稱す。五年十二月十八日中將に進み、七年七月二十八日初て入部の暇を賜ふ。九年四月十日金澤城焼く。明和八年四月二十三日致仕し、二十六日肥前守に改め、天明六年六月十二日金澤に於て卒す。年四十六。

治脩 初利有、時次郎、實は吉徳が八男。寛保三年金澤に生る。明和八年四月二十三日重教が家を繼かしめられ、加賀能登越中、近江の内凡て百二萬五千石餘を領し金澤城に居る。六月二十五日元服して諱字を賜はり、治脩と名のり、正四位下少將に叙任し、加賀守と稱す。七月二十八日初て入國の暇を賜ふ。安永元年十二月十八日中將に進み、寛政四年十二月十五日參議に任す。享和二年三月九日致仕。文化七年正月九日金澤にて卒す。年六十六。

齊廣 初利厚、龜萬千、又左衛門。實は重教が二男。安永九年金澤に生る。寛政八年十一月十四日治脩の養子となり、九年二月九日元服して諱字を賜り齊廣と名のり正四位下少將に叙任し、筑前守と稱す。享和二年三月九

日家督を繼ぎ、加賀守に任し、六月十三日左中將に進み、文政五年二月二十一日致任す。十一月肥前守に任す。文政七年七月十二日金澤にて卒す。年四十二。

齊泰 初利候、勝丸、犬千代、勝千代、又左衛門。文化八年七月十日金澤に生る。文政五年十月四日元服し、將軍の偏諱を賜ひ齊泰に改め、從五位下若狹守に叙任し、即日正四位下侍從に任し、左少將に進み、若狹守故の如し。十一月二十二日家督を繼ぎ、加賀守に任す。七年十二月左中將に遷り、天保十二年參議に任す。中將故の如し。十年十二月從三位に叙し、安政二年十二月權中納言に遷る。同月金十五萬兩を皇居御造營費に獻す。元治元年五月正三位に叙す。慶應二年四月致仕、肥前守に改む。明治十三年十二月從二位に、同十七年一月正二位に叙し、十六日薨す。年七十五。

慶寧 慶應二年四月封を繼ぐ。

蜂屋榮正知行所 蜂屋氏は旗本の士なり。徳川家康より四百二十餘石の地を賜ひて（慶長年間なるべし）之を領したりしが、多宮の時享保十六年十二月罰せられて家滅び、地は幕府の直轄となれり。

- 鴨村ノ内 四一・三六五 下古賀村ノ内 一一〇・四三四五
- 堀川村ノ内 一六四・〇三二 太田村ノ内 九六・一八五
- 下弘部村ノ内 九〇〇九 五ヶ村 四二一・〇二五五

蜂屋氏歴代

榮正 傳右衛門、蜂屋市左衛門榮宅が長男。徳川家康、秀忠に仕へ、御手鷹師を勤め、高島郡にて采地四百二十餘石を賜ふ。寛永元年五月二十一日死す。山城深草靈光寺に葬る。

榮知 秀成 作内、家康に仕へて御手鷹師を勤め、のち遺跡を繼、寛文九年二月九日死す。江戸牛込久成寺に葬る。榮之 頼久 權三郎、彦左衛門、兵左衛門。寛永十三年十一月八日徳川家光放鷹の時、武藏國舎人に於て調し後御手鷹師をつこむ。寛文九年七月十日遺跡を繼ぎ、天和二年三月二十一日勤を許され、小普請なる。貞享元年十二月十八日致仕す。元祿六年三月二十二日死す。

頼章 兵右衛門、作内、貞享元年十二月十八日家を繼ぎ、元祿十四年二月十日大番に列す。正徳元年正月十一日死す。

某 多宮、實は遠山傳右衛門某か男。頼章か養子となりて其女を妻す。寶永六年四月六日大番に列し、正徳元年三月二十九日遺跡を繼ぐ。享保七年二月十一日年來の勞により黄金二枚を賜ふ。十年十二月二十五日大阪御金奉行に遷り、十六年十二月二十日大阪御藏の金紛失せしにより糺明をまけられ、嚴科に處せらるべし。雖も、今度日光に於て正遷宮あるにより其罪を宥めて追放せられ、家絶ゆ。

蜂屋榮包知行所 蜂屋氏は旗本の士なり。徳川家康より四百二十餘石の地を賜ひてより以て明治維新の際に至るまで之を領せり。

- 鴨村ノ内 四一・三六五 下古賀村ノ内 一一一・四三四五
- 堀川村ノ内 一六四・〇三二 太田村ノ内 九六・一八五
- 下弘部村ノ内 九〇〇九 六ヶ村 四二一・〇二五五

蜂屋氏歴代

榮包 或正包、勝五郎、三郎左衛門。榮宅の二男。徳川家康に仕へ、高島郡の内に於て四百二十餘石の采地を

賜ひ、御手鷹師を勤む。寛永二年十二月十一日采地の朱印を下さる。六年九月十四日死す。山城深草靈光寺に葬る。

榮次 或正次、三郎左衛門。十四歳の時徳川秀忠に謁し、寛永六年遺跡を継ぎ、後御手鷹師となり、延寶元年八月十五日死す。

正勝 勝五郎、三郎左衛門、八九郎、實は蜂屋十郎右衛門正列が長男、榮次が養子となる。寛文九年閏十月三日徳川家綱に謁し、後御手鷹師となり、延寶元年十二月十一日遺跡を継ぎ、天和二年三月二十一日小十人に列し、元祿六年五月十九日御納戸番に遷り、九年十二月二十二日年來の勞により黄金二枚を賜ふ。寶永四年十一月六日番を辭し、小普請となる。享保七年十一月二十二日死す、年八十三、江戸淨心寺に葬る。

正孝 三郎次郎、實は奥氏の男、正勝が養子となりて其女を妻す。享保七年十二月二十五日遺跡を継ぎ、十年正月二十八日二丸の御納戸番に列し、六月十九日西城の勤となり、元文三年二月十一日番を辭し、七月二十七日致仕す。四年四月十日死す。年六十三。

正則 庄之助、勝五郎、三郎左衛門。元文三年七月二十六日家を継ぎ、四年四月四日大番となり、寶曆八年十月二日組頭に進み、天明元年四月二日老をつけて務を辭す、此時黄金二枚を賜ふ。寛政五年六月六日死す。年八十五。

正登 藤五郎、勝五郎。實は石原惣右衛門廣通が四男。正則が養子となり其女を妻す。明和六年七月朔日初て徳川家治に謁し、安永七年七月十九日御小性組に列し、寛政五年九月六日遺跡を継

正愛 喜三郎。

佐久間勝之領 治所は陣屋を川上村大字濱分舊領家村に置く。其所領は初め常陸國北條及び近江佐和山近傍の山路にて六千石を領し、後ち信濃及び近江にて加恩あり、凡て一萬八千石なり。本郡の地は元和元年の加増ありし時より之を領す。寛永十九年閏九月若干の地を佐久間勝興に分給す。殘餘の村々は次に擧ぐるが如し。元祿元年五月十八日勝茲、將軍綱吉の旨に悖り收公せらる。勝之初め江戸に居る。此に陣屋を置きしは岩佐氏系圖に據るに寛永二年なるが如し。領家村の岩佐氏は廣齋は用人役となり、其男光次は家老職を勤め、大供村の堀田儀兵衛も其役人となりたり。其職制其他については今文書缺逸して此に詳にし難し。

岸脇村	六八四、八七九	井ノ口村	三〇〇、二
中ノ町村	四九四、八一	濱分村	一一二、九四九
北仰村ノ内(北方を勝興に分給す、南方の高は二一八、四三五九なるか)			
酒波村	三六一、三五六	大伴村	三八八、六三八
新保村(南)	二六六、二三四	上弘部村	三八七、一三九
蘭生村ノ内	一〇一、二四一	十ヶ村	四三八〇・八八二(寛文印知集)

佐久間氏歴代

勝之 幼名源六郎。安政の弟なり。永祿十一年尾張國愛智郡御器會に生る。佐々内藏助成政に養はれて佐々を稱す。天正十年織田信忠信濃國高遠の城を攻るの時、勝之十五歳にして舅柴田勝家に加はり、兵を率ゐて先登し

功をあらはすにより感状を與へらる。十三年豊臣秀吉、大兵を率ゐて越中國に發向し、養父成政を攻む。成政終に秀吉に降り、共に浴に上る。雖も勝之は一家の敵たるを以て猶之に従はず。兄安政と共に去て關東に赴き北條氏政に仕ふ。十八年小田原没落の後秀吉其武勇を惜み、蒲生氏郷に屬せしめらる。此時佐々を改め佐久間に復す。後氏郷が先手となり、陸奥征伐の士に加り、數々戦功をあらはす。氏郷卒して後よび返され、信濃國長沼城を賜ふ。慶長三年近仕の命をかうぶり大坂に至る。八月秀吉他界により未だ封地に就かず。五奉行等家康の旨を伺ひ所領を轉じて近江佐和山の傍ら山路に於て三千石を與ふ。五年家康上杉景勝征伐の時御供の列にありて小山に至る。時に石田三成謀反の聞えあるによりいそぎ采地に歸り、妻子を保持すべき旨の命を受く。雖も之に従はず、使を采地に遣し、敵もし我妻子をこらへむせば、先これを殺すべし。留守の者にいひ送り、身は麾下に在り。九月十五日關原の合戦に織田有樂父子と共に衆にぬき出、群に先だちて進み首級を得たり。後之を賞せられ、行光の脇指及び九重云へる葉茶壺を賜ふ。十二年妻子を率ゐて江戸に移る。十五年常陸國北條に於て三千石の地を加へられ、從五位下大膳亮に叙任す。十九年大坂の役に薄田兼相が守れる穢多城を攻められん。勝之兄安政と共に命を承はりて、彼處に至り審に監察し、城中の守兵寡弱にして且敗軍の機あり、攻ば必ず之を拔べし。復申す。蜂須賀至鎮之を攻む。城果して陥る。元和元年の戦に天王寺表に於て竹田永應をうち取る。又相從ふもの共の討取所の首を合せ十級を獻す。此年信濃國河島近江高島のうちにて新恩あり、すべて一萬八千石を領す。寛永十一年駿府城の番を勤め、十一月十二日彼地にて卒す。年六十七。府中磨屋町の顯光院に葬る。のち江戸二本榎廣岳院に石碑を建つ。

勝年 左兵衛尉、信濃守、因幡守、天正十八年相摸國小田原に生る。後伏見に於て初て徳川家康に謁す。慶長十九年大坂の役に徳川秀忠に従ひ、元和元年夏陣の時も扈從し天王寺表に於て甲首一級を得たり。二年從五位下に叙す。寛永七年九月二十八日父に先だちて卒す。年四十一。立鏡關叟大龍院に號す。本郡中之庄村幡岳寺に葬る。

勝友 藏人。稱す。元和二年に生る。寛永四年初て徳川家光に謁す。十二年父が遺領を繼、一萬三千石を領し五千石の地を姪辰千代勝盛に分ち與ふ。のち父が遺物九重の葉茶壺を獻す。十九年七月朔日卒す。年二十七。二本榎廣岳院に葬る。

勝豊 權之助。稱す。寛永十二年生る。十六年六月朔日はじめて徳川家光に謁す。十九年閏九月朔日遺領を繼ぎ、一萬石を領し、三千石の地を弟長助勝興に分ち與ふ。正保四年六月二日先の地震に破損せし石壘の普請を勤む。寛文元年十二月二十八日從五位下備中守に叙任し、後安房守に改む。貞享二年八月二十一日卒す。年五十一。

勝茲 初勝親、萬作、織部。稱す。實は秋月佐渡守種信が五男。寛文九年に生る。天和三年十月二十八日勝豊が養子となりて其女を室す。十一月十六日初て徳川綱吉に謁す。貞享二年十月二十二日遺領を繼ぎ、十一月三十日襲封を謝する時父の遺物三原重安の脇指を獻す。元祿元年五月十四日御側小性となり、十五日申旨よろしからざる事ありて御旨にたがひ、逼塞せしめられ、十八日病を稱して務を辭するの旨、畢竟近侍を厭ふの所存なり。て所領を沒收せられ、丹羽若狹守長次に召し預けらる。

佐久間勝興知行所 勝興は同姓勝之の支族にして旗本なり。寛永十九年閏九月朔日より之を領し、

天和二年八月事に坐して收公せらる。其所領の各村左の如し。

桂村

六九三、九八九

舟入村

北仰村(北方)

南深清水村

三一四、〇六

以上四ヶ村

○以上は寛文十二年八月熊本津街道論書(角野神社考所引)に據る。正保頃の高附帳に桂村は佐久間權之助(北條)長之助(勝興)相給の事見えたるも寛文印知集及び天和二年以前の上尾山湖邊圖には其事見えざるを以て、今定めて勝興領のみとす。正保二年五月河上庄山内繪圖(寛政二年副本寫)には桂、南深清水、辻、舟入各村備中守領、岸脇、井口ノ内二村源六領あり。源六は即ち備中守の事なれば本圖の注記は不審なり。且又此圖は今原本を見るを得ざれば、其眞偽定め難きを以て今姑く之に據らず。

佐久間氏歴代

勝興、長助、佐久間勝友が二男、寛永十九年閏九月朔日父が遺領信濃國河中島、近江高島郡のうちにて三千石を分與せられ、小普請となる。十月朔日初て徳川家光に謁し、寛文四年五月十五日死す。年二十九。江戸三田濟海寺に葬る。

盛遠、初勝秀、勝春、四郎次郎、實は佐久間源四郎勝種が二男勝興の養子となる。寛文四年十二月十日遺跡を繼。天和二年八月十一日實父勝種糺明せらるゝ事ある間、盛遠も那須遠江守資彌に召し預けられ、二十二日勝種が事に坐して龜井松之助茲親に召し預けられ、三年六月二十五日許さる。元祿三年八月十五日召されて廩米二百俵を給ひ小普請となる。享保五年九月二十九日死す。年五十九。

佐藤知行所 佐藤氏は旗本の士なり。元和三年五月二十六日より之を領し、以て明治維新の際に至る。代官役所は大阪在にありて、深溝所屬の百姓は十二軒安政ありて其貢米は毎年右の代官所まで運

びたり。

深溝村ノ内

二一六、〇

佐藤氏歴代

繼成 與兵衛、勘右衛門。父は駿河守堅忠かたむねの男。慶長五年關ヶ原役の後召されて徳川家康に仕へ、十五年九月二十五日美濃國加茂郡の内に於て采地千石の朱印を賜ふ。大坂役には諸道具の事を役す。歸陣の後二條城にて諸士の軍功を糺されし時繼成證人となり、後秀忠に仕へ、元和三年五月二十六日新恩二千百九十石を加へられ、美濃國加茂、大和國十市、攝津國武庫太田島下、近江國高島五郡の内にて都て三千百五十石の朱印を下さる。寛永三年徳川家光參内の供奉に列す。八年六月二十日長崎半左衛門元通と共に日光山宮造營の奉行を勤む。九年七月二日普請奉行となり、二十六日諸國を巡視し、十月二十三日駿府の町奉行に轉じ、十一年四月三日駿府に於て死す。年六十五。

成次 與兵衛、勘右衛門。慶長十九年大阪陣に従ひ、後御小姓となり、其後御書院の番士に移り、寛永九年八月十四日三河國刈屋城を松平主殿頭忠房に賜ふにより大橋兵右衛門親善と同じく彼地に赴き仰を傳ふ。十一年七月家光の上洛に供奉し、十一月四日遺跡を繼ぐ。十六年六月二十日下總國舟橋御殿修理奉行を勤め、十九年六月二十七日徳永左馬助昌重が檢死して出羽國新庄城に赴く。二十年朝鮮信使が日光山に參拜するにより、幕命を受けて今市の驛舎を修補す。正保二年二月十七日日光山諸堂社修造の事を奉行す。後屢々普請の事を奉行す。明暦元年十二月十一日駿河國薩埵山道路の普請を奉行し萬治元年閏十二月十九日高倉屋敷普請の事に與る。寛文十

年十月二十八日從五位下駿河守に叙任す。是先きに屢々普請の奉行たりしによりてなり。後務を辭して寄合に列し、延寶三年三月二十八日死す。年七十七。

續成つぐなり一作信次辰之介、七之介、勘右衛門。延寶三年七月十一日遺跡を繼ぎ、小普請となり、天和三年八月十八日死す。年四十四。

重信 八之丞、勘右衛門、實は水戸家の臣佐藤猪右衛門吉成が男、續成が養子となりて其女を妻す。天和三年十二月十四日遺跡を繼ぎ、采地三千二百石を賜ひ、小普請となる。寶永元年十二月七日死す。年三十九。

寛次 權五郎、帶刀。寶永二年二月十九日遺跡を繼ぎ、小普請となる。正徳三年九月二十二日死す。年二十一。昌信 熊次郎、勘右衛門。正徳三年十一月二十六日遺跡を繼ぎ、小普請となる。享保四年六月二十六日寄合に列す。二十年閏三月十二日死す。年二十五。

豊信 三四郎、致仕號蒼山。實は佐藤三左衛門安信が三男、昌信が終に臨て養子となる。享保二十年六月六日遺跡を繼ぐ。明和二年四月十日致仕し、安永五年二月十六日死す。年五十八。

信富のぶとみ 伊三郎。明和二年四月十日家を繼ぎ、安永九年八月十八日死す。年四十三。信顯 金之丞、兵庫、修理。實は神保和泉守茂清が二男、信富が終に臨みて養子となる。安永九年十一月四日遺跡を繼ぐ。寛政七年四月二十五日より火事場見廻を勤む。

伏屋知行所 伏屋氏は旗本の士なり。元和三年五月二十六日より之を領し、以て明治維新の際に及び。代官所は藁園藁園小字に在り。

藁園村ノ内 一一一、五四二

伏屋氏歴代

爲次たかつぐ 辰之助、新助。慶長十四年初て徳川家康に謁し、御小姓を勤め、薨するのち寄合となり、又秀忠に仕へて、御書院番に列し、元和三年五月二十六日愛知郡の采地を高島郡に移されすべて千五十石餘の朱印を下さる。

(父爲長領したる所は近江國愛知栗太、攝津國武庫、美濃國加茂四郡の内なり)其後番を辭し、小普請となる。明曆二年十月二十一日死す。年六十五。

爲重 吉十郎、四郎右衛門、新助。初め神田の館に於て徳川綱吉に仕へ、萬治二年三月十九日、父爲次が遺跡を繼ぎ、寛文三年十一月十九日御書院番に列し、天和元年二月六日より屋敷改をつこむ。二年七月四日桐間番に轉し、八月三日御小納戸に移り、貞享元年十一月十一日時服三領黄金五枚を賜ふ。二年十二月務を許され、小普請となる。元祿三年二月十六日御書院番に列し、八年二月御小納戸に復し、後布衣を許さる。九年九月晦日二丸の御留守居に轉じ、十月十五日御先銃炮の頭にすゝみ、十四年十二月十四日務を辭し、寄合に列す。十五年七月二日死す。年六十四。

爲貞 助之丞、半左衛門、主馬、延寶三年八月二十一日初めて徳川家綱に謁す。元祿六年十二月九日御小姓組の番士となり、七年六月五日桐間番に移り、二十六日御近習番に轉し、九月十八日御小納戸に進み、十一月二十一日御小姓に轉じ、十一年七月三日廩米を采地にあらためられ、相摸國鎌倉郡のうちに於て六百石を知行す。十五年九月二十九日遺跡を繼ぎ、先きに賜ひし加恩の地三百石を加へられ、總て千三百五十石餘を知行す。寶永二

年十二月二日從五位下、下野守に叙任し、(後に備前守)六年綱吉の薨去により二月二十一日務を許され、寄合に列す。享保五年二月十一日御先弓の頭に列し、十年六月朔日より西城に勤仕し、十四年閏九月二十八日徳川宗武の傳となり元文四年七月十二日老を告て職を辭す。此日時服五領を給ふ。十一月二十七日致仕し養老の料廩米三百俵を賜ふ。寶曆三年三月二十五日死す。年八十八。

爲勝 新助。享保五年七月十一日初て徳川吉宗に謁し、十二年五月二十一日御小姓組に列す。元文四年十一月二十七日家を繼ぎ、寛延二年二月二十一日死す。年四十七。

爲將 萬之助、主馬、新助。寛延二年五月三日遺跡を繼ぐ。八月二十二日初て徳川家重に謁し、寶曆二年六月二十七日御書院番に列し、明和六年二月攝津武庫郡の采地を八部郡に移さる。天明二年十二月二十六日番を辭し六年十月十一日死す、年五十九。

爲秋 數馬。天明六年十二月六日遺跡を繼ぎ、二十二日初て徳川家齊に謁す。寛政三年十二月二十一日御小姓組に列し、十年正月八日死す。年三十。

爲信 萬之助、龜之助。寛政十年四月四日遺跡を繼ぐ。

大溝藩領 分部氏、本郡大溝に治す。元和五年八月より之を領す。其時分部光信の封疆二萬一石二斗にして高島郡三十二村、野洲郡五村なり。

大溝町打下村 一一六三、四五

石坂村 一一〇、三四

音羽村

四一四、五四

伊黒村

四六一、一二五

畑村

一八二、五三

宮野村

七〇三、六二〇

鴨村

一三一七、八六四

下小川村ノ内

二〇二七、〇一二

藤江

八〇二、二六

今在家村ノ内

一三五四、〇八六

川島村ノ内

一五六一、八五一

藁園村ノ内

四〇六、三九

北端村ノ内

二八八、九四

今市村

六一九、三一八

下弘部村ノ内

八七、五

南生見村

一四七、二一

下古賀村ノ内

計 一七〇〇七、三〇一(小成物共)

野洲郡

矢島村

一八七六、六六二

今濱村

三七〇、一

川田村ノ内

一七五、四四四

計

二九九四、一六九(小成物共)

野洲郡

計 二九九四、一六九(小成物共)

(寛文印知集)

鹿ヶ濱村

四五二、八八

武曾村ノ内

一一一九、七〇七

横山村ノ内

九〇四、四五二

永田村ノ内

四四七、一〇三

上小川村

四五三、七七

横江村

三六八、四五〇

鳥村

三三九、七七二

太田村ノ内

一〇五〇、二五

深溝村ノ内

三四三、二二二

森村

一一二、〇九六

木津村ノ内

一四六、七〇〇

蘭生村ノ内

一一八、二三四

北生見村

一三二、〇四

庄堺村

小島村

四六五、七八八

新莊村(笠原村ノ内)

四四、九六六

以上の村高に附屬して小成物高島郡にて百五十石三斗二升、野洲郡にて六十一石二斗五升二合あり。
 天保二年野洲郡今濱村高三百七十石一斗同村小物成五十九石二斗八升上知を命せらる。但し同年及三年は代地を給與されざりしを以て幕府代官より其年貢は大溝藩に渡さる。四年八月代地として高島郡に於て下古賀村百五十八石六斗六升三合五勺八才、下小川村三百三十七石三斗七升一合、合計四百九十六石三升四合五勺八才を給與され、差引六十六石六斗五升四合五勺八才の増給となれり。此二村は前高と合計すれば

下古賀村

三〇五^石八七^斗三五^升八

下小川村

一三六^石四^斗三八^升三

天保四年に於ける拜領高辻は二萬六十七石八斗五升四合五勺八才(小物成高を含む)なり。本高の外に新田檢出高三十石九斗三合あり。内二十石八斗五升一合笠原村延寶元年の檢出高、十石五升二合(下古賀三升六合川田四升笠原九石九斗七升六合)三ヶ村天明七年以後の檢出高なり。依て天保四年の總高は二萬九千八百七十五石七斗五勺八才なり。天保四年郷帳
嘉永七年高辻帳

○慶安三年開發承應三年檢地の高辻富坂村(伊黒村枝村)五十石九斗三合。出福村(下小川村枝村)百石九斗四升四合あり。此分は右の天保四年郷帳に收録せざるは本高の永荒地なるが故なるべし。又笠原村に天保十年十一石六斗八合の改出高あり。同村小物成高一石九升二合の地も新開の爲め此分に含まれ従て同小物成高減少せり。

分部氏歴代

光信 幼名龍之助、長野次右衛門正勝が長男、母は分部光嘉が女、天正十九年伊勢雲林院に生れ、後光嘉が嗣

と成る。光嘉は伊勢上野城主二萬石を領す。慶長五年津城合戦の時、光信は人質として富田信濃守信高の許にあり。六年光嘉に従うて大坂に赴き初て徳川家康に謁す。十二月光嘉卒し、其遺領を繼ぐ。分部氏は外様大名にして江戸城に於て將軍に謁見する時柳間に休憩するを以て柳間詰と稱す。八年台命を受けて二條城を修理し、九年又佐和山城、駿府城本丸の修理を命ぜらる。今年六月從五位下左京亮に叙任せらる。十四年京都知恩院修造の奉行を命ぜらる。十九年大坂陣のとき本多美濃守忠政が組に屬し、元和元年の役にも亦忠政に屬し、五月七日の戦には敵首五十級を討取る。五年八月封を近江に移され、大溝を居所とす。寛永二年十二月十一日領知の朱印を下さる。三年九月六日二條城行幸の御迎として徳川家光參内の時の供奉に列す。九年正月台命を受けて大坂城中の水扣を修理し六月竣る。同年又名古屋城修理の命を奉ず。十年諸道に巡見使を派遣せられし時十八人を選ばる。光信其選に當り、常陸、陸奥、出羽及び松前を巡檢し、十一月江戸に歸る。十一年十一月比叡山諸堂造營の奉行を命ぜらる。比叡山は織田氏の爲め堂塔坊舎悉く灰燼と成る。此に至りて徳川氏は之を復舊せしめんと欲して朽木兵部少輔、五味金右衛門と共に之に従はしめたるなり。十二年二月着手し、十七年十二月落成す。一云二十九年落成 十九年八月精算成る、之を叡山勘定と云。其間光信、坂本に在り。幕府其勞を賞して金若干を賜ふ。光信之を坂本村民に頒與す。村民其金を以て一社を創建し、以て其冥福を祈る。俗に分部祠と云。十九年五月疾を有馬に養ひ、十月大溝に歸り、翌二十年二月二十二日卒す。一云京都に卒す 年五十三、順翁宗曲泰雲院と號す。京都紫野大徳寺中大慈院に葬る。

嘉治 初名は光郷、幼名徳千代、與三兵衛と稱す。寛永四年に生る。兄早世したるを以て嫡子となり、二十年

三月二十六日遺領を繼、四月十八日初て、徳川家光に謁す。十二月二十九日從五位下伊賀守に叙任せらる。正保元年四月二十六日初て入部す。萬治元年七月九日、池田備中守長幸が五男織部長重、處士となりて京師にありしが大溝に至りて對面し、夜に入て故なく白刃を揮ひ嘉治を傷く。嘉治も亦刀を拔て之を闘ひ、終に長重を斬殺す。十日其創によりて卒す。年三十二、龍谷慈雲永泰院に號す。大溝圓光寺に葬る。

嘉高 幼名萬千代、式部に稱す、慶安元年に生る。萬治元年閏十二月二日遺領を繼ぐ。十日初て徳川家綱に謁し、父が遺物青江の刀を獻す。三年十二月二十八日從五位下若狹守に叙任せらる。寛文三年八月越前國高田宗門の僧眞教及び其子專譽を召し預けらる。五年初て入部し、六年郷の義弘の刀を獻し、黄金四百枚を賜ふ。時に領地の作毛水損せしにより、之を以て其救に充つ。七年六月十二日卒す、年二十。圓光寺に葬る。三峯宗關江雲院に號す。

信政 幼名甚三郎、實は池田修理長信が三男、承應元年生る。寛文七年嘉高が終に臨て養子となり、八月二十七日遺領を繼ぐ。九月五日初て徳川家綱に謁し、此日父が遺物廣光の脇差を獻す。十二月二十八日從五位下隼人正に叙任せらる。九年九月先きに封地洪水にかゝりて損毛せしにより現米三千石を貸與せらる。十年四月二十二日初て入部を許さる。延寶四年十月また作毛水患にかゝるにより參府の期を延べられんことを請うて許さる。元祿二年四月二十六日戸田美作直武罪ありて召預けらる。八年本多飛彈重益が封地を沒收せらるゝにより、三月二十八日仰を受けて越前に赴き、丸岡城を守衛す。十五年十一月十日若狹守にあらたむ。寶永七年五月晦日加藤助之進某罪ありて召し預けらる。正徳四年六月二十三日致仕す。二十八日得物として備前國宗の刀を獻す。十二月

十八日大溝に卒す。年六十三、雪溪淨猷太清院に號す。圓光寺に葬る。

光忠 幼名熊之助、又隼人、初名は光重。元祿十一年大溝に生る。寶永五年七月朔日、初て徳川綱吉に謁す。正徳四年六月二十三日封を襲ぎ、十二月十八日從五位下左京亮に叙任せらる。五年四月十五日入部の暇を賜ふ。九月先きに召預けられたる加藤某が罪を許さる。享保十六年三月十四日卒す。年三十四。鶴山淨滄通霄院に號す。圓光寺に葬る。

光命 幼名熊之助、又隼人に稱す。正徳四年に生る。享保十四年二月二十八日初て徳川吉宗に謁す。十六年五月六日遺領を繼ぎ、十二月二十三日從五位下和泉守に叙任せらる。十八年四月十五日初て入部の暇を賜ふ。延享元年五月十二日若狹守に改む。寶曆四年九月致仕し、風齋に號す。天明三年十一月二十二日大溝に卒す。年七十、圓空慶算直心院に號す。圓光寺に葬る。

光庸 幼名甚三郎、享保十九年大溝に生る。寛延三年六月朔日初て徳川家重に謁す。寶曆四年九月七日封を襲ぎ十二月十八日從五位下隼人正に叙任せらる。五年四月十五日初て入部の暇を賜ふ。安永元年五月二十二日若狹守に任せらる。天明五年三月十日致仕し靜好に號す。寛政二年八月二十六日江戸に卒す、年五十七。靜好義正自徳院に號す。赤坂種徳寺中松溪院に葬る。

光實 幼名善次郎、寶曆六年五月二十二日大溝に生る。字は子輝、鳳嵩又仁峯に號す。資性温良沈靜明主の器あり、父光庸愛して儒臣中村徳勝をして傳たらしむ。安永八年五月朔日初て徳川家治に謁す。天明五年三月三十一歳にして封を襲ぎ、六年十二月叙爵して從五位下左京亮に任せらる。勤儉自ら率る大に治道に努む。思へらく治道

の要は士風を刷新し領民を教化するに在り。五年六月入部し先づ藩校修身堂を郭内に建て、中村徳勝をして諸士を唱導せしめ、翌六年正月大に城山に狩し鹿二百有餘を獲、中數頭は光實自ら獲し所なり。是より右文左武の士風大に振起す。光實襲封の初め、領民の間に博奕の惡風あり、爲めに田を賣り家を失つて流亡するもの多し。光實大に之を患ひ、嚴科を設けて禁するに共に孝悌忠信の民を旌表し、天明八年六月には心學者中澤道二を延いて修身の道を説かしめ、年を経て怠らず。教化大に行はる。而して光實一代の功績中最も顯著なるものは財政の整理なり。是より先き藩の財政甚だ亂れ、先代よりの負債巨額に上り士民亦窮乏に苦しむ。寛政三年十二月諸臣を召して曰く倉庫空虚にして京阪財主の金銀を償却せん欲するも得難し、依て今、明年子より辰年に至る五年の間諸臣の俸祿を借り、余も亦綿衣粗食して以て歴歳の窮乏を救はん欲す。諸臣の辛苦を思へば腸は九廻するも是止むを得ざるに出づ、汝等之を諒せよ。言辭慇懃一人の不平を云ふものなし。此に於て處士三宅立章を登用して財政の局に當らしめ、銳意之れが釐革圖る。已にして財餘り庫充ち諸臣悅服慶賀す。十一年十一月大坂加番の命を受け、翌年八月役を終り、歸途伊勢に詣て、伊賀上野に藩祖光嘉の墓に奠じ、江戸に入る。享和元年六月立章を家老に補し秩百七十石を與ふ。蓋し財政の功を賞したるなり。光實餘事風雅に遊び俳名を栖鳳、茶事には宗筠と稱す。文化五年四月十四日江戸の邸に逝く、年五十四、泰寛院宗筠と謚し、赤坂種徳寺中松溪院に葬る。

光邦 幼名武吉、又米吉、兄光弘死し寛政十年四月嫡子となり、文化五年六月十五日封を繼ぎ、從五位下若狭守に叙せらる。七年九月二十二日江戸に卒す。年、二十五。賢巖道哲靈感院と號す。松溪院に葬る。遺命して

舍利を圓光寺塔中に藏せしむ。

光寧 幼名米吉。文化七年十一月十九日封を繼ぐ。時年甫て二歳。十二月十六日叙爵して從五位下左京亮と稱す。文政九年十月近藤重藏守重罪あり召し預けらる。翌年光寧入部す。即ち守重を伴ふて大溝に歸る。天保二年三月七日致仕し、樂齋と號す。安政五年七月二十一日大溝に卒す。年五十、眞宗義諦正眼院と號す。圓光寺に葬る。

光貞 幼名虎之助、鴻湖又樗嶺と號す。實は板倉伊豫守勝尙(安中城主)の子、光寧養て嗣ぎす。天保二年三月七日封を繼ぎ、從五位下若狭守に叙せらる。文久二年五月勅使東下につき接伴を勤め、三年八月七日勅命を奉じて参内し、孝明天皇に拜謁す。同月十八日京師騷擾す、光貞士卒を率ゐて禁闕を守る。二十六日参内拜謁す。天皇勞を慰し賜ふ所あり、又金を士卒に賜ふ。元治元年五月五日從五位上に陞る。明治二年六月二十三日領土を奉還し、大溝藩知事に任ぜらる。三年四月十二日卒す。年五十五、樗嶺道俊大亮院と號す。圓光寺に葬る。

光謙 幼名作之進、又掃部助。文久二年に生る。明治三年七月二十五日家を嗣ぎ、二十八日天顔を拜し、從五位に叙せられ、藩知事に任ぜらる。四年六月二十三日解藩、藩知事を辭す。

高崎藩領 元和五年十月安藤重信を高崎城に封し從來の封を増して五萬六千六百石とす、此時本郡の内にて采地となりしものは左の如し。子重長を経て重博の時元祿八年五月備中松山に移され領地を其地にて賜ひ本郡の地は幕府領となれり。

臺園村ノ内 五五七、四五

安藤氏歴代

重信 彦十郎、五左衛門。安藤李助基能の二男。弘治二年三河に生る。天正十二年長久手の役に徳川家康に従ひ、後秀忠に仕へ、慶長五年眞田昌幸が上田城を攻むるに従ひ、九年從五位下對馬守に叙任し、十年秀忠の上洛に従ふ。是より先き食祿千六百石を領す、十五年五千石を加へられ、十六年奉行職に列す。十七年又一萬石の加恩あり。十九年十月大坂の役に從ひ秀忠の左右に候し、上使となりて軍中に馳向ひ、元和元年和議なりて後、大坂に残り止り、既に埋めし隄塹を監し、再び大坂の役起れる時は旗本の後陣たり。然れども軍卒は男重長をして率ゐしめ、自は秀忠に侍して士卒を指揮す。城落るに及び豊臣秀頼其母と共に麩中にかくる。井伊直孝本多正純阿部正次等討手を承り重信は檢使の役たり。秀頼等生害の後重信は備前島に残り止り諸事を沙汰して後京師に歸る。八月又一萬石を加恩あり。五年福島正則國除かれしかば永井直勝と共に廣島城受取の爲に下り、數日廣島にありて國務を沙汰す。十月上野國高崎城を賜ひ二萬石加増ありて同國群馬郡片岡郡、近江國神崎郡高島郡四郡の内にて五萬六千六百石を領す。七年六月二十九日卒す。年六十五。

重長 初重貞、勝藏、式部。實は本多藤四郎が子、慶長五年に生れ、後重信が養子となり、十四年初て徳川家康に謁し後秀忠に仕へ、二度の大坂役に從ひ、元和元年閏六月十九日從五位下伊勢守に叙任し後右京進に改む。七年遺領を繼ぐ。九年秀忠の上洛に供奉し、寛永元年大坂城修築の時上使として彼地に赴く。二年御書院の番頭となり、三年大坂の修築成りしを以て命を受けて彼地に下り諸將を勞ふ。同年家光の入洛に供奉し、二條城行幸の御迎として参内ある時騎馬にて供奉す。九年駿河大納言忠長を召し預けらる。十年六月一萬石の加増あり、十

一年將軍上洛に供奉し、閏七月十一日京にて五萬石以上及び城主に領知の朱印を下さるゝにより之を奉行す。十二年十一月九日寺社奉行となり、十四年奏者番に列し、寺社奉行を兼ぬ。十六年江戸西城石垣修理の事を勤め、後本城の堀浚治にも與る。正保元年四月十三日三春城受取の事を勤め、二年六月琉球使節參詣の諸事を沙汰す。十月高野山の僧侶爭論に及びしを以て命を受けて彼地に下り其命を傳ふ。慶安三年西城普請の總奉行を勤め、明暦元年二丸普請を助く。二年病にかゝり正月二十五日安藤伊賀守重元上使として之を問ふ。三年九月二十九日卒す。年五十八。

重博 初重貞、重治、重孝、伊勢千代、主税。寛文十七年生る。慶安四年十一月二十三日初て徳川家綱に謁し承應三年十二月二十八日從五位下對馬守に叙任し、明暦三年十一月二十一日祖父が遺領を繼ぎ六萬石を領す。萬治三年堀田上野正信が城地を沒收せらるゝにより十一月九日下總佐倉に赴き彼城を守衛す。寛文四年二月朔日奏者番となり、七年水野信濃元知が封地を除くにより五月上野國横川柵の兩關所を預る。天和元年堀田筑前守正俊が上野國安中の所領を改めらるゝにより二月二十五日又彼の兩關を守り、其地を板倉伊豫守重形に賜ふも柵の關は猶之を預る。十二月眞田伊賀守信澄が上野國沼田城受取の命を受けて之を勤め又幕命によりて城を毀つ。元祿六年十一月松平日向忠之が下總國古河城受取の役を勤む。八年五月朔日高崎を轉じて備中松山に移され五千石加恩ありて上房、川上、賀陽、下道、哲多、阿賀、淺口七郡の内にて六萬五千石を領す。十一年八月九日卒す。年五十九。

眞野正重知行所 眞野氏は旗本なり。寛永二年七月二十七日采地の朱印を給ふ。(寛政重修諸家譜)

には高島郡二百八十石の朱印を給ふとあれども、其高は左に擧ぐるが如く三百三十六石餘なり。以後之を領して明治維新に及ぶ。

鴨村ノ内 二六、三五七

武會横山村ノ内 二四二、五五(内大工高五、八三)

下古賀村ノ内 七三、六二三

三ヶ村 三四二、五三(大工高控除三三六、七)

眞野氏歴代

正重一作正世 駒藏、庄次郎、勘兵衛、眞野勘右衛門正次の男、慶長十二年、九歳にして徳川家康に仕へ御小姓を勤む。十九年大坂陣の時手づから甲冑を着せ、旗軍扇を賜はりて供奉に列せしめらる。其後御小姓組となる。寛永二年七月二十七日高島郡のうちにて采地二百八十石の朱印を賜ひ、其後番を辭し、小普請となる。寛文二年七月十二日死す。年六十四。

正治 八十郎、八郎左衛門。寛永十一年三月二十六日初て家光に謁す。十七年三月十九日御書院番士となり、慶安三年九月三日西城の御小姓にうつり、後本城に勤仕し、寛文二年十二月九日遺跡を繼ぐ。延寶三年閏四月三日番を辭し、元祿十四年正月五日死す。年七十六。

正勝 甚之丞、正治の孫。寛文九年十二月十二日父正友が遺跡を給ひ小普請となる。元祿四年六月二十五日御書院番に列し、九年十二月二十二日、年來の勞により黄金五枚を賜ふ。十四年七月九日祖父が遺跡を繼ぎ、廩米を收めらる。寶永六年十一月四日死す。

正敬 八十郎、帶刀、藤藏、致仕號何求。實は林甚助政信が二男、正勝が養子となり、其女を妻す。寶永六年四月六日御小姓組の番士に列し、十二月二十五日遺跡を繼ぎ、七年閏八月十二日番を辭す。享保十二年十二月二十三日致仕し、明和三年正月四日死す、年七十四。

正幸 源四郎、八郎右衛門。實は奥野忠兵衛俊勝が三男、正敬が子となり、其女を妻す。享保十二年十二月二十三日家を繼ぎ、十六年三月五日御小姓組に列し、元文二年閏十一月十八日より西城の務となる。寛延三年九月二十一日死す。年四十四。

正納 助大夫、帶刀。寛延三年十二月二日遺跡を繼。寶曆七年三月二十七日西城御小姓組の番士に列し、十一年八月三日より、本城の勤となり、十二年十二月十五日西城に復す。明和五年七月三日死す。年三十七。

正倫 郷藏、勘兵衛、實は守山太兵衛祐賢が二男、正納が終に臨みて養子となり、其女を妻す。明和五年十月五日遺跡を繼ぎ、安永二年二月十三日西城御小姓組となり、八年四月十六日より本城に勤仕す。天明元年五月二十六日より西城に移り、六年閏十月二十日又本城の勤となり、寛政八年十二月十日若君附屬となりて西城に候す。十年三月二十三日死す。年五十。

正喬 駒吉、庄次郎、寛政三年十一月十六日御書院の番士となり、十年六月四日遺跡を繼ぐ。

渡邊茂知行所 渡邊氏は旗本の士なり。寛永二年十一月より之を領す。慶安三年八月七日、五百七十一石餘の地を均、保に各等分の地を分與す。其餘の高は之を領して明治維新の際に至れり。代官は針江村に居り、分家渡邊均領の代官を兼ねたり。

高島郡誌

六二二

田井村ノ内 一四、六〇六

霜降村ノ内

二、一三

針江村ノ内 八五五、〇六〇二

新庄村ノ内

五二八、八八三八

今在家村ノ内 一〇、四六

藤江村ノ内

一七、四四五

六ヶ村 一四二八、五七五

○今在家村本高は九石六斗四合なり、何年頃よりか十石四斗六升とし八斗五升六合の違算を生ぜり。

渡邊氏歴代

茂 新藏、久左衛門。渡邊久左衛門信が三男なり。徳川家康、秀忠に仕へ、姊川及び三方原長篠小田原關原等の役に供奉し軍功あり。慶長十年四月二十四日大番頭となり、二十六日從五位下山城守に叙任し、十九年大坂陣に従ひ、元和五年十月駿府城を守護す。後二條の城番となり、加増ありて舊の采地を合せて七千石を領す。寛永二年十一月男忠駿河大納言忠長に附屬せられし時五千石を分與す。此時又新恩五千石を賜ひ、近江國の内において總て七千石を知行す。寛永十三年致仕し、十五年正月四日死す。年八十八、芝泉岳寺に葬る。

善 久左衛門、實は茂が孫、(忠の子)茂が養子となり、寛永十三年家を繼ぎ、寄合に列す。正保三年四月十五日甲府城を守護す。慶安三年六月二十三日死す。年四十七。

進 新藏、久左衛門、慶安三年八月七日遺跡を繼、近江國甲賀、栗太、高島三郡の内において五千石を知行し、弟久助均、久藏保に各千石の地を分ち與ふ。寛文六年六月晦日處士林源左衛門某、進が宅に來り遺恨ある旨を云ひて已に脇指を抜かんせしかば、進たちには彼者を殺害し、八月晦日に至りて其始末を訴ふ。九月七日此事述に言上すべきを選擇せし條曲事たるにより重き沙汰におよばるべしと雖も、御譜第の家たるをもつて

其科を宥められ、閉門せしめられ七年七月二十日之を赦さる。十二年六月十一日死す。

勇 虎之助、十郎右衛門。寛文十二年七月十二日遺跡を繼。天和二年十月五日死す、年二十一。

武 平十郎、實は土屋伊豫守直樹が二男、勇が養子となり、天和二年十二月十六日遺跡を繼。享保六年十二月十二日致仕し、十六年二月廿四日死す。年六十。

泰 平吉、享保六年十二月十二日家を繼、元文三年二月十二日死す。年四十一。

昌 金太郎、城之進。元文三年五月四日遺跡を繼、天明七年三月十七日致仕す。後如水ミ號す。

久 寛四郎、平十郎、天明七年三月十七日家を繼采地五千石。八年正月二十九日より火事場見廻をつみめ寛政二年十二月二十七日百人組の頭となり、二十九日布衣を着する事をゆるさる。十年十二月二十九日小普請支配に

轉す。

親

渡邊均知行所 渡邊茂の支族にして旗本の士なり。慶安三年八月七日より之を領し、以て明治維新の際に及べり。

上野村ノ内 一八八三

針江村ノ内 一六一、一〇九九

新庄村ノ内 一〇五、七七八一

三ヶ村 計 二八五、七一八

第二編 第五章 近古時代 第一節 領主

渡邊氏歴代

均ひとし 久助、渡邊善が二男、慶安三年八月七日父が遺跡近江國栗太、野洲、高島三郡の内に於て千石の地を分與せられ、九月三日西丸の御書院番となり、後本城に候し、寛文九年閏十月十八日、年ころ怠なく勤めしにより黄金五枚を賜ふ。十年二月十三日より屋敷改を勤め、十二年二月八日免さる。延寶三年正月御使番となり、十二月二十六日布衣を許さる。天和元年三月朔命を受けて駿河、遠江、三河、尾張、伊勢、伊賀、甲斐、信濃、飛騨、美濃等の國々を巡見す。九月二十六日故ありて務をゆるされ、小普請となり。元祿十年二月十八日死す。芝泉岳寺に葬る。敬さぶ 初は直なほし、只右衛門、次郎右衛門、實は松平左助康敬が三男、均先に男ありき雖も、他家に養はるゝより、養子となりて其女を妻す。元祿十年七月十一日遺跡を繼ぐ、十一年八月十八日御小姓組の番士に列し、十四年二月十五日桐間番となり、七月二十一日近習番に移る。後故ありて出仕をはかり、寶永元年二月十四日、赦されて小普請に貶せらる。六月十一日小姓組に列し、正徳二年下野國壬生城を鳥居伊賀守忠英に賜ふにより、五月二十八日梶四郎兵衛正容と同じく、仰をうけたまはりて彼地に赴き、城引渡の役を勤む。享保八年三月十二日年來の精勤を賞せられて黄金一枚を賜ふ。十四年七月二十二日死す。年六十二。

雅まさ 忠次郎、次郎右衛門、實は松平周防守家臣幡豆織部が男、敬が養子となる。享保九年七月二十六日御書院の番士となり、十一月十五日より二九に勤仕し、後西城の務となる。十年十二月朔日西城の御小納戸に轉じ、十八日布衣を許さる。十四年閏九月十六日遺跡を繼ぐ、元文四年十月六日頭取となり、十二月十六日從五位下安藝守に叙任す。延享元年八月朔日死す。年五十一。

尹いん 忠次郎、唯次郎、延享元年十一月二日遺跡を繼ぐ。寶曆二年六月二十七日御書院番に列し、五年十二月二十七日番を辭す。九年五月十一日西城御書院の番士となり、十二年閏四月二十八日番を辭し、安永二年八月朔日死す。年四十五。

直なほし 伊三郎、安永二年十一月五日遺跡を繼ぐ、采地千石。時年十七

渡邊保知行所 渡邊茂の支族にして旗本の士なり。慶安三年八月七日より之を領し、以て明治維新の際に及べり。

- 上野村ノ内 一八、八三
- 針江村ノ内 一六一、一〇九九
- 新庄村ノ内 一〇五、七七八一
- 三ヶ村 二八五、七二八

渡邊氏歴代

保やすし 久藏、渡邊久左衛門善が三男、慶安三年八月七日父が遺跡の内近江國栗太、野洲、高島三郡のうちに於て千石の地を分與せらる。寛文三年十一月十九日御小姓組に列し、九年閏十月五日死す。芝の泉岳寺に葬る。

廣 二郎右衛門、久藏、實は渡邊久助均が三男、保が養子となり、寛文九年十二月十二日遺跡を繼ぐ、小普請となる。年六歳。天和三年閏五月二十一日御小姓組に列し、貞享元年正月二十六日より進物の事を役す。三年十月五日桐間番となり、四年二月三日御小姓に轉じ、五月九日故ありて小普請に貶せらる。元祿三年二月二十六日御

小姓組に復し、九年十二月二十一日年來怠なく勤めしにより黄金二枚を賜ふ。正徳元年美濃國加納城を安藤右京進信友に賜ふにより三月十五日、細井佐次右衛門勝郷と共に彼地に赴き、城引渡の役を勤む。享保六年三月朔日番を辭し、十七年十月四日死す、年六十九。

滋。唯之丞、新之丞、致仕して幽操を號す。實は松平李助康敬が三男。廣が養子となり其女を妻す。寶永六年四月六日御書院番に列し、享保八年三月十二日年來の精勤を賞して黄金一枚を賜ふ。十七年十二月二十七日遺跡を繼、延享四年二月二十一日老を告て番を辭す。此時黄金二枚を賜ふ。寛延三年十二月三日致仕し、寶曆九年四月二十三日死す。年八十二。

義。初名は慕、保次郎、久藏、實は岡部圖書賢次が二男、滋が養子となる。寛延三年十二月三日家を繼ぎ、寶曆四年三月二十七日御小姓組の番士となり、明和二年十月十五日命を受けて、中坊左近秀亨と同じく松平内藏頭治政が領地備前國岡山に赴き國政を監す。四年正月十一日御使番に轉じ、十二月十六日布衣を許さる。五年出羽國山形城を秋元但馬守涼朝に賜ふにより、二月十五日城引渡の役を承りて彼地に赴く。安永元年正月二十五日務を辭し、寄合に列す。二年四月二十四日死す、年五十。

胤。猪十郎、久藏、安永二年七月五日遺跡を繼、采地千石時年十六歲天明四年。五月六日御書院の番士となり、八年正月十一日御使番に轉じ、十二月十六日布衣を許さる。寛政六年十二月朔日西城の御目附に轉じ、八年十月十九日日本城の務となる。十一月二十二日命を命けて上野國世良田宮及び諸堂社の修復を檢す。十年四月朔日此秋にいたり奥國の船蝦夷地にかゝらむはかり難し、しかる時は速に見せよけ言上すべき旨仰を承りて松前に赴く。

實。鉞吉

眞野重則知行所 旗本の士なり。寛永二年十二月十一日采地の朱印を與へられてより之を領し、以て明治維新の際に及べり。

鴨村ノ内

二六、三五七

武曾

一四二、〇

横山村ノ内

七三、六二三

下古賀村ノ内

二四一、九八

三ヶ村

眞野氏歴代

重則 新太郎、長三郎、惣右衛門。眞野重家が子、徳川家康に仕へ、御手鷹匠を勤め、天正十九年四月二十二日愛知郡の内にて采地百石餘の朱印を與へられ、其後關ヶ原大坂等の役に供奉し、寛永二年十二月十一日改めて高島郡にて采地二百四十石餘の朱印を與へらる。十六年死す。一に重則を勝重に作り、實は織田信長の臣稻田彌三郎義政が子にして重家が養子となり、慶長八年より家康に仕へ、寛永十六年正月五日年五十八にて死す云ふ。

重勝一作重吉 九兵衛、家康に仕へ、御手鷹匠を勤め、後父が遺跡を繼ぎ、寛文五年十月二十三日死す。

重成 新太郎、孫三郎、九兵衛。寛永十六年より御手鷹師となり、寛文五年十二月十一日遺跡を繼ぎ貞享三年十月五日御鷹の事廢せられしより、小普請に轉ず。元祿十二年七月二十九日死す。

重勝 六郎左衛門、新太郎。寛文十二年十二月二十六日御鷹匠となり、延寶二年十月五日務を辭し、後御手鷹

師に列す。貞享三年十月五日父と共に務を許さる。元祿十二年十二月九日遺跡を継ぎ、寶永五年八月四日死す。

勝將 久左衛門、寶永五年九月二十九日遺跡を継ぎ、享保元年九月十六日御手鷹師となり、三年十二月十八日班を進められて小十人格となる。元文五年閏七月九日務を辭し、寛延三年十二月三日致仕す。寶曆五年四月二十三日死す、年六十六。

勝峯 萬之助、孫三郎、九兵衛、寛延三年十二月三日家を継ぎ、寶曆七年十一月五日小十人格に列す。明和三年十月二十九日死す。年四十二。

奸和 萬之助、致仕號玄圃、明和三年十二月二十七日遺跡を継ぎ、七年四月二十七日西城小十人に列す。八年十二月二十八日番を辭し、寛政四年四月七日致仕す。

重宥 金太郎、久左衛門。寛政四年四月七日家を継ぎ、九月二十五日初て將軍に謁し、六年六月二十七日小十人に列す。

尾關知行所 尾關氏は旗本なり。家絶えて家系詳ならざるを以て、何年より之を領したるか詳ならざれども、正保に既に之を領有したれば慶長よりなるべし。其地は元祿十一年收められて堀田備後守正高が領分となれり。

尾關氏歴代
貞平 甚太郎、徳川家康及び秀忠に仕ふ。某年死す。年六十四。
正平 左太夫、御手鷹師を勤め、後寄合番に移る。元祿七年某月死す。
某 甚左衛門、寄合番を勤む。元祿七年七月十一日遺跡を継ぎ、采地百石を領し、四谷犬預となる。後采地を廩米に改めらる。歿年享年詳ならず。

鳴村ノ内 二六、三五七
下古賀村ノ内 七三、六四三
二ヶ村 一〇〇、〇〇〇

淀藩永井領 永井氏が本郡にて領地を給與されたる年代詳ならず。永井直勝關ヶ原役後野洲栗太蒲生甲賀にて二千石を賜ひ、尙政の時元和二年滋賀郡にて加恩されたることあれども、本郡の地を賜ひしは、蓋し寛永十年三月尙政が封を下總の古河より山城に移され淀城を賜ひし時にあるなるべし。而して其何頃まで領知したりしやは亦詳ならず。寛文九年宮津へ轉封されし時までなるべし。

永田村ノ内 三六一、〇二二
合二ヶ村 一〇〇〇、〇 (寛文印知集)
○右の高は延寶七年檢地に於て荒地は除地として
永田村 二六七、八三八
下小川村ノ内 六三八、九七八
下小川村 三三七、三七一
の高さなれり。

永井氏歴代

尙政 傳八郎。致仕號信齋。直勝の子。天正十五年駿河に生る。慶長五年父と共に小山及び關ヶ原陣に従ひ、

七年徳川秀忠の近習に列す。九年常陸にて采地千石を賜ひ、十年四月二十六日從五位下信濃守に叙任す。大阪兩度の役に従ひ、夏の役に御使を承り御小姓組の番頭なる。元和二年武藏及近江滋賀郡にて四千石の加恩あり。五年上總にて一萬石を加へられ、八年老職に列し其後御書院御小姓組御小十人等の頭を兼ね。九年遠江にて五千石を加へられ、總て二萬四千石餘を領す。寛永元年十一月十日より西城に候し、三年正月父が遺領のうち六萬二千石及新墾田四千四百石餘を古河城を賜ふ。十年三月二十五日職を許され、加恩ありて封地を山城に移され淀城を賜ひ十萬石を領す。十一年十一月肥前に於て耶蘇一揆起りし時京都の守護として入洛す。正保元年正月十四日増上寺に於て台徳院の法會あるにより之が奉行たり六月二十六日琉球人日光參拜の時又諸事を沙汰す。十一月二十三日從四位に上る。今後又日光奉幣使台徳院法會等に屢々又沙汰を受けて諸事を奉行す。承應二年内裏炎上す、三年三月内裏造營惣奉行たり。萬治元年二月二十八日致仕す。寛文八年九月十一日淀に卒す。年八十二。

尙征 なほまさ 大膳、慶長十九年に生る。寛永六年より秀忠に仕へて、西城に候す。八年從五位下右近太夫に叙任す。萬治元年二月二十八日封を襲き、寛文九年二月二十五日封地を丹後國宮津に移さる。延寶元年十一月十一日卒す。年六十。

尙長 傳三郎、承應三年生る。寛文八年十二月二十七日從五位下土佐守に叙任し、延寶二年正月十日遺領を繼、二月十五日誥衆に列す。三年十二月八日信濃守に改め、七年十一月朔日奏者番なる。八年増上寺にて嚴有院新葬の法會ある時其事をうけ給り、六月二十六日彼寺にて内藤和泉守忠勝がために殺害せらる。年二十七。

膳所藩領 膳所は滋賀郡に在り。寛永十一年閏七月六日石川忠總が此に封せられしより之を領し、

慶安四年四月四日其子憲之伊勢龜山に移され、本多俊次代り封せられてより其領たり。延寶七年六月十八日三千百九十石餘を本多忠恆(西代藩領)に分與し、天保八年川島村の内六十一石七斗五升一合三勺、(殘百八十四石五斗二升八合七勺)太田村の内百七十七石二斗三升六合一勺(殘四百十八石三升六合九勺)を割いて直轄とす。以て明治維新の際に及ぶ。役所は南市村に在り。享保年間の代官は安原權兵衛なり。

川島村ノ内	二四六、二八九	日爪村	五七七、四六五
平井村	三九五、九四	東河原村	四二、八八
北端村ノ内	五五七、八七		
太田村ノ内	五九五、二七三(大工高三〇、九一二を含む)		
永田村ノ内	二八、三〇八	下古賀村ノ内	八〇、一一
横山武會村	一九九、三三三	鴨村ノ内	二六、三五七
五十川村	(平井村分)	南市村	六八〇、六八四
下城村	三五、八二四	馬場村	五二八、九二二
仁和寺村	二〇〇、四九九	佐賀村	三五五、二三
上寺村	二八九、九四七	庄堺村ノ内	二二二、六九七
岡村	六六三、三二六	鍛冶屋村	一一一、三九一
産所村	六六、八五七	三田村	四四八、七四三
請所村	五〇一、九〇三	三重生村	三八九、七一七

二十六村 八〇六七、一九一

(寛文印知集の石高は八〇六八石七八一なり、各村別の石高に異算あるべし。)

石川氏歴代

忠總 宗十郎、實は大久保相模守忠隣が二男。天正十年生る。慶長元年徳川秀忠の前にて元服し、諱字を賜はりて忠總と稱す。三年より家康に仕へ、五年上杉景勝征伐の時は小姓組頭となりて下野國小山に至り、軍を返して上方に向はれし時も亦従ふ。其冬家康の旨により大久保を改めて石川と稱す。八年従五位下主殿頭に叙任し、采地五千石を賜ふ。十四年石川日向守家成卒するの後、男康通あるも雖も、家康秀忠の命にて其遺領を繼ぐ。十年正月忠隣が事にて駿府に閉居す。此年大阪の亂起り、秀忠の先手に加へられ平野に陣し、家康の命にて蘆島を守る。元和元年の役には高槻の城を守り、總攻撃の時は京橋口に戦ふ。二年四月家康不豫の時近く召されて懇命を受く。今秋大垣城を改めて豊後に移され、寛永十年六月七日又下總の佐倉城に移されて一萬石加増あり、總て七萬石を領す。十一年家光上洛の時従ひて、閏七月六日彼地にて領知を改められ膳所に移され、十六日従四位下に上り、參内の供奉に列す。慶安三年十二月二十四日卒す。年六十九。

憲之 初昌勝、千勝、宗十郎、致仕號泰惠。寛永十一年生る。慶安四年四月四日祖父の遺領を繼ぎ、帝鑑の間に候し、封地を伊勢國鈴鹿、三重、河曲三郡の内に移され龜山城を賜ひ、五萬石を領し、二萬石は父が兄弟三人に分與す。承應元年十二月二十八日從五位下主殿頭に叙任す。寛文九年二月二十五日領地を山城淀に移され一萬

石を加へられて六萬石を領し、雁間に候す。十一年十二月二十五日從四位下に昇る。寶永三年二月二十五日致仕し、四年七月十一日淀に卒す。年七十四。

本多氏歴代

俊次 下總。致仕號淨有。本多康俊が長男。文祿四年小篠に生る。慶長十五年從五位下下總守に叙任し、大阪兩度の役に父と共に之に従ひ、七年遺領を繼ぐ。此時膳所を改めて舊の三河國西尾に復し、五千石を加へられ幡豆、加茂、碧海三郡の内を領す。寛永十三年六月二十三日一萬五千石を加増せられ、伊勢龜山に移され、鈴鹿、三重、川曲三郡の内にて五萬石を領す。時に其城要害完からざるを以て之を修造す。十七年五月江戸城造營の時御守殿の作事に任す。慶安四年四月四日先祖が舊功父康俊が所縁を以て復膳所城を賜ひ二萬石加増ありて栗太滋賀、高島、甲賀、淺井、伊香、河内國錦部、石川、丹南九郡の内にて七萬石を領す。承應二年禁裏炎上の時速に馳せ上りて防ぎしかば仙洞より御製の懷紙を拜す。寛文四年九月十二日致仕す。八年八月十一日膳所に卒す。年七十四。

康將 兵部、致仕號覺翁。元和八年西尾に生る。萬治二年十二月二十八日從五位下兵部少輔に叙任す。寛文四年九月十二日封を襲ぐ。延寶三年二月四日病に依り致仕を乞ふのころ、未だ老年に及ばざるにより之を止めらる。四年十一月本院炎上の時女御新御殿に移らせ給ひ、康將警衛せしにより樽肴を賜ふ。五年河内國檢地の命を奉す。七年六月十七日致仕し、元祿四年正月七日膳所に卒す。年七十。

康慶 千之助、實は康將の兄康長が長男、正保四年龜山に生れ、萬治二年十二月十五日康將が養子となる。寛

文四年十二月廿八日從五位下隱岐守に叙任す。十一年正月京師の大火に康慶速に馳せ上りて防ぎしこゝ上聞に達し、延寶元年五月禁裏炎上の時も頼に上京し並に賞譽せらる。七年六月十八日封を繼ぎ、六萬石を領し、一萬石を弟忠恆に分ち與ふ。寶永五年三月内裏炎上の時速に上京して火を防ぎ、仙洞遷幸の時供奉す。正徳四年三月四日致仕し、享保三年十一月十日膳所に卒す。年七十二。

康命 初康明、康程、萬次郎、寛文十二年生る。貞享四年十二月廿五日從五位下總守に叙任す。元祿五年十月二十九日奥詰こなり、十四年五月十二日免せらる。正徳四年三月四日封を繼ぐ。享保四年十一月晦日膳所に卒す。年四十八。

康敏 初俊普、大助、主膳、實は康慶が五男、元祿六年生る。享保四年十一月康命が嗣こなり、十二月廿五日遺領を繼ぐ。五年十二月二十七日從五位下主膳正に叙任す。延享四年八月二十四日膳所に於て卒す。年五十五。

康桓 初忠邦、恒彌、兵部、實は本多伊豫守忠統が長男。正徳四年河内西代に生る。享保十三年十二月二十一日從五位下丹後守に叙任す。元文二年四月七日康敏が養子こなり、八日隱岐守に改め、延享二年九月朔日下總守に改む。四年十月二十八日遺領を繼ぐ。寶曆十年七月二十八日隱岐守に復す。明和二年正月二十五日致仕し、六年六月十八日卒す。年五十六。

康政 初忠節、菊彌、將監。實は本多伊豫守忠統が九男。延享二年に生る。明和元年閏十二月六日康桓が養子こなり、二十八日從五位下總守に叙任し、二年正月二十五日封を襲ぐ。十月晦日膳所に卒す。年二十一。
康伴 初忠相、萬之助。實は酒井左衛門尉忠寄が五男。元文五年生る。明和二年十一月十日康政が遺領を繼ぎ

其女を室こす。十二月十九日從五位下隱岐守に叙任す。八年八月二十九日膳所に於て卒す。年三十一。

康匡 政吉、寶曆七年生る。明和八年十月二十九日遺領を繼ぐ。安永五年十二月十六日從五位下主膳正に叙任す。天明元年十二月二十日卒す。年二十五。

康定 千吉。實は康桓が長男。忠薫が長男。明和六年生る。天明元年十二月康匡が病篤きに臨みて養子こなり。二年二月二十二日遺領を繼ぎ近江河内にて六萬石を領し代々帝鑑間に候す。五年十二月十八日從五位下隱岐守に叙任す。寛政二年十二月十六日禁裏御所方造營の時京に番衛す。

○膳所城は慶長六年戸田一西が大津に封せられ、七年膳所崎に築き、元和三年本多康俊、同七年菅沼定芳封せられ以て石川氏に及べり。或は本郡の所領を以て戸田氏の時よりこする説あれども、今徴證を得ざるが故に姑く之を採らず。

西代藩領 膳所本多氏の支族なり。忠統の時河内國錦部郡西代村に居所を定む。延寶七年六月十八日より之を領し、享保十七年四月の轉封に至る。

岡村	六六〇、九八	鍛冶屋村	一一一、三九一
産所村	六六、八五七	三田村	四四八、七四三
仁和寺村ノ内	一八九、六二	膳所村	五〇一、九〇三
三重生村	三八九、七一七	十八川村	五二六、九七五
五番領村	二八四、六五一		
九ヶ村	三一九〇、八三七		

本多氏歴代

忠恒 團七郎、織部。本多兵部少輔康將が二男。明暦三年近江國膳所に生る。延寶七年六月十八日父が所領近江國高島甲賀、河内國錦部三郡の内にて一萬石を分與され、帝鑑間に候す。十二月二十八日從五位下伊豫守に叙任す。天和元年十二月二十五日幕命にて駿河國田中城を守衛す。寶永元年十一月十日卒す。年四十八。

忠統 初忠良、恒彌、兵部。致仕號拙翁。元祿四年膳所に生る。寶永元年十二月二十三日遺領を繼ぎ、四年三月二十三日御小姓となり、十二月十八日從五位下伊豫守に叙任す。六年二月二十一日務をゆるされて雁間に候す。正徳元年六月十一日初て封地に行く暇を賜ふ。此時居所を河内國錦部郡西代村に定む。享保四年九月三日大番頭となる。八年五月二十五日職を辭し、帝鑑間に候す。九年十二月二十三日奏者番に列し、寺社奉行を兼ね。十年六月十一日若年寄となり、十五年四月九日國用出納の事を掌る。十七年四月朔日所領を改め、伊勢國川曲、河内國錦部二郡の内に移され、川曲郡神戸を居所に定む。延享二年九月朔日伊勢國川曲、鈴鹿、三重三郡の内にて五千石加増され、總て一萬五千石を領し、神戸に城を築く。寛延三年五月二十八日病を以て職を辭す。雖も許されず、十月二日再び乞いて許さる。十一月十九日致仕し、寶曆七年二月二十九日卒す。年六十七。

館林領 德川綱吉の所領なり、寛文元年閏八月上野國館林に封せらる。是より先き慶安四年四月三日

日父德川家光の薨去に際し所領を賜ひてより之を領す。延寶八年五月七日將軍家綱病篤きにより儲君として二の丸に入る。其所領は幕府直轄地となる。閑窓隨筆には貞享二年より、幕府直轄とす。猶尋ねべし。代官役所は甲賀郡妙感寺村に在り、代官を花形仁左衛門勝政と稱せり、直轄となりても猶之を管し貞享元年に至れり。

小荒路村	五六二、八六	野口村	三一三、二二
浦村	四九四、五二	下村	五三六、九三
山中村	五三〇、七四	白谷村	二二一、一三七
在原村	一六九、七六五		
七ヶ村			

德川綱吉 幼名德松、德川家光の第四子なり。正保三年正月江戸城に生る。慶安元年九月三の丸に新に居所を構へて移り、四年四月三日兄綱重と共に駿河甲斐上野信濃近江美濃六ヶ國內にて厨料として十五萬石を賜ひ、十月雉子橋門内の邸に移る。承應二年八月從三位右中將に叙任し左馬頭を兼ね十月正三位に昇る。明暦三年九月神田橋の邸に移り、寛文元年閏八月九日十萬石を加へられ、上野國館林城を賜ひ、前封を合せて廿五萬石を領す。同月廿八日參議を兼ね。延寶八年四月將軍家綱病篤き時嗣となり、五月七日二の丸に移り權大納言に任ぜられ、八日家綱薨せしかば、八月廿三日將軍宣下を蒙る。

甲府領 德川綱重の所領なり。寛文元年甲斐國甲府に封せらる。是より先き慶安四年四月三日所領を賜ひてより之を領し、子綱豊が寶永元年十二月五日、將軍綱吉の儲君として江戸城西丸に入るまでに至る。其後引續いて幕府領たり。代官は所在一定せず。大津、京都、大和今井町、近江日野町等に在り。(五十川村は京都代官支配として享保に及べり)

三尾里村	五七一、〇九二	下古賀村ノ内	七三、六二三
太田村ノ内	九〇〇、九五	霜降村ノ内	三九三、六三

田井村ノ内 六三九、六二八
 梅原村ノ内 二四八、一七八
 大沼村 四九五、六六
 新保村 八二四、一二
 森西村 三四七、七六
 石庭村 三五五、一七
 西濱村 一五〇六、七六三
 寺久保村 三七四、三八
 上下開田村 (上)五九九、三〇四
 (下)三三九、九

五十川村ノ内 七四七、四九
 深清水村ノ内(北) 九八〇、三七
 中庄村 一〇三二、九
 深村 一五五二、三八
 辻村(北) 二〇〇、七二六
 知内村 九一二、七四
 蛭口村 一九九、〇九九
 牧野村 五〇一、九七

二十二ヶ村

徳川綱重 幼名長松丸、徳川家光の二男なり。正保元年正月江戸城本丸に生る。慶安二年十一月九日竹橋邸に移り、四年四月三日美濃、近江、信濃、駿河、甲斐、上野の内にて賄料十五萬石を賜ふ。承應二年八月十二日元服し従三位左中將兼左馬頭に叙任す。明暦三年正月十九日竹橋邸類焼により紀州邸に移り、七月廿六日櫻田邸に移り、寛文元年閏八月朔日十萬石加増ありて甲府城に封せらる。同年十二月二十八日參議に任じ、延寶六年九月十四日薨去。年三十三。

同 家宣 幼名虎松丸、寛文二年四月十五日千駄木の邸に生る。十年嫡子となり、延寶四年十二月十一日元服して綱重を稱し、是日従三位左中將に叙任す。六年十二月二十五日遺領を繼ぐ。八年八月十八日參議に任じ中將故の如し、九月六日正三位に昇り、同十六日十萬石加増あり。寶永元年十二月五日將軍綱吉の嗣として西丸に入

り、十五日名を家宣と改む。二年三月五日從二位權大納言に進む。六年正月十日綱吉薨じ、五月朔日將軍宣下堅田藩領 堀田氏の所領なり。世々滋賀郡堅田に居所を定む。元祿十一年三月七日より之を領し、文政九年十月十日下野國佐野に移封せられし時に至る。郡方役所は濱分村に在り。

鴨村ノ内	五二、七二四	下古賀村ノ内	一四七、二八六
太田村ノ内	二六〇、八	下小川村ノ内	三三七、三七一
濱分村(五ヶ村)	一一二一、九九九一	新保村	二六六、二三四
北仰村	七七四、六九五	桂村	六九三、九八九
岸脇村	五四、〇七一	酒波村	三六一、三五六
十ヶ村	四〇七〇、四六五一		

堀田氏歴代

正高 初正有、正在、俊兼、正輔、茂俊、俊季、俊秀、俊實、俊普、正茂、正參、内匠、宮内、兵部、大學。致仕號元海。堀田筑前守正俊が三男。寛文七年に生る。貞享元年十月十日正俊が遺領下野國都賀安蘇兩郡の内に一萬石を分與され、二十七日より菊間に候し、三年六月十三日席を帝鑑間に定めらる。元祿十一年三月七日下野の封を近江滋賀高島二郡の内に移され、堅田を居所とす。寛永六年六月十一日從五位下備後守に叙任し、享保七年五月九日致仕し、十三年五月二十九日卒す。年六十二。

正峯 初正淨、正清、正美、正范、正範。鍋之助、芥三郎、刑部。寶曆元年堅田に生る。享保七年五月九日封を襲ぎ、十二月十八日從五位下信濃守に叙任す。十一年四月十四日卒す。年二十三。

正永 初俊尾、正良、岩吉、徳十郎、宮内、大學、民部。實は正高が九男。寶永六年堅田に生る。享保十一年四月兄正峯が嗣となり、六月九日遺領を継ぎ、十二月十六日從五位下大和守に叙任す。二十年大阪城の守衛に副られ、八月二十九日彼地にて卒す。年二十七。

正實 岩之助、丹宮、實は脇坂一角安利が二男。享保元年に生る。二十年八月正永が病篤きに臨んで養子となり、十一月二日遺領を継ぎ、十二月十六日從五位下若狹守に叙任す。寶曆三年六月十五日大番の頭となり、八年十月十八日卒す。年四十三。

正富 梅之丞。寛延三年に生る。寶曆八年十二月十日遺領を継ぎ、四年十二月十六日從五位下左京亮に叙任す。安永四年八月二十二日若狹守に改む。天明七年九月十六日致仕し、寛政三年十一月三日卒す。年四十二。

正敦 初村由、藤八郎、攝津。實は松平陸奥守宗村が八男。寶曆八年仙臺に生る。天明六年二月廿六日正富が養子となり、七年九月十六日封を襲ぐ。所領一萬石。十二月十八日從五位下攝津守に叙任す。寛政元年四月八日大番の頭となり、二年六月十日若年寄に進み、七月廿一日より國用出納の事を司る。十年松平伊豆守信明の副として聖堂再建の事を司る。十月二十七日紀伊藩邸失火の時登營遅刻して譴を蒙り、十一月五日許さる。十一年正月十五日寛政重修諸家譜編輯の總裁を命ぜらる。文化三年二月三日三千石の加増あり。九年十月重修譜の功終る。文政八年四月十八日城主格に進み、九年十月十日封を下野國佐野に轉ぜらる。十一年十二月十六日三千石の加増あり。天保三年正月廿九日致仕す。水月三號す。六月十九日卒す。年七十六。

酒井忠經知行所 小濱酒井氏の同族にして旗本の士なり。元祿十一年三月七日より之を領し、以て

明治維新の際に至れり。代官役所は中町村に在り。

葦園村ノ内

五六四、四五四(古高五五七、四五)

中町村

四九四、八一

北井口村

三〇〇、二

三ヶ村

一三五九、四六四

酒井氏歴代

忠經 初忠信、牛之助、兵部、致仕號悠遠。酒井忠勝の弟忠吉の二男。寛永二十年十月徳川家綱の御小姓となり、慶安三年九月四日御徒の頭に轉じ、廩米五百俵を賜ふ。四年八月布衣を許され、十一月廿一日廩米三百俵を加増せらる。萬治元年三月五日務を辭し、小普請となり、寛文二年十一月二十五日家を継ぎ、先きの廩米は父が隱栖の料に宛らる。元祿十一年三月七日武藏上總にて給せられたる采地を改めて近江國栗太、野洲、高島、甲賀四郡の内に移され、七千石を領す。十二月五日致仕す。十二年八月八日死す。年七十五。

忠助 八十郎、主馬、致仕號有山。元祿十一年十二月五日家を継ぎ、小普請となる。十四年八月廿八日定火消となり、十二月十八日布衣を許され、寶永元年十月二十八日御書院の番頭にすゝみ、十二月十一日從五位下紀伊守に叙任す。五年正月十一日大番の頭に轉じ、正徳四年二月廿八日職を辭し、寄合に列す。五年七月十二日致仕し、享保八年七月二十六日死す。年六十三。

忠實 權五郎、主馬、正徳五年七月十二日家を継ぐ。享保二年八月十五日定火消となり、十二月二十一日布衣を許さる。八年三月二十一日御書院の番頭にすゝみ、十二月十八日從五位下紀伊守に叙任す。十三年六月二十八

日大番の頭に轉ず。元文五年六月十八日職を辭し、寶曆四年十二月十日致仕す。十一年九月十六日死す。年七十。

忠陸 兵部、寶曆四年十二月十日家を繼ぎ、七年十一月五日定火消さなり、十二月十八日布衣を許さる。明和元年四月二十八日百人組の頭にうつり。五年五月十五日西城御小姓組の番頭に轉じ、十二月十八日從五位下紀伊守に叙任す。六年八月二十七日死す。年五十八。

忠聽 初長聽、多宮、實は黒田甲斐守長貞が三男。忠陸が養子なる。明和六年十一月六日遺跡を繼ぎ、安永三年五月四日定火消さなり、十二月十八日布衣を許さる。五年三月二十日西城御小姓組の番頭に進み、十二月十六日從五位下紀伊守に叙任す。八年四月十六日より本城に勤仕し、天明元年五月二十六日西城に復す。三年十二月十二日御書院の番頭に移り、七年八月十六日職を辭し、寛政二年十二月十九日より寄合の肝煎を勤む。三年十月十九日小普請の支配さなり、七年三月七日御小姓組の番頭に移る。八年九月十日職を辭し、十年十一月二十九日致仕す。時年六十七。

忠懿 董一郎、主馬、實は高木筑後守正鼎が二男。忠聽が養子なる。寛政十年十一月二十九日家を繼ぐ。

伯太藩領 渡邊氏の所領にして治所は和泉國泉郡伯太にあり。元祿十一年より之を領し、以て明治維新の際に及ぶ。代官役所は大供村にあり。

永田村ノ内 二六七、八三八
大供村 四一三、九八(古高三八八、六三八)
上弘部村 四〇二、五八八(古高三八七、一三九)
蘭生村ノ内 一一一、九二(古高一〇一、二四一)

南深清水村 三二四、〇六
六ヶ村 二二四一、一九四(二〇八九、七二四)

岸脇村ノ内 六三〇、八〇八

渡邊氏歴代

基綱 初矩綱、幼名半次郎、主殿。實は尾張家の臣渡邊藤藏長綱が男、寛文五年尾張國名古屋に生る。延寶八年方綱が終にのぞみて養子さなり、其女を室さし、三月二十九日遺跡を繼ぐ。(武藏國比企郡の内三千石、河内國志紀、古市、丹北、和泉國大鳥、泉五郡の内一萬石、居所比企郡野本)元祿十二年武藏國の領知を近江國野洲、栗太、蒲生、高島四郡の内に移され、居所を和泉國大鳥郡大庭寺村に轉ず。十四年大阪の定番さなり、四月四日從五位下備中守に叙任す。享保七年十一月十一日年頃怠りなく勤めしを賞せられ、鐵炮三十挺を賜ふ。十二年四月十八日大庭寺村の居所を同國泉郡伯太に移す。七月二十五日年來の勤勞により殊更に慶米三千俵を賜ふ。十三年七月十九日大坂に卒す。年六十四。泉郡天津村南溟寺に葬る。

登綱 幼名源十郎、元祿七年野本に生る。寶永五年十二月十八日從五位下駿河守に叙任し、のち丹後守に改む。享保十三年九月十六日遺跡を繼、二十年六月十三日初て入部の暇を賜ひ、後ち越中守に改む。明和四年九月十日致任し、十月二十一日卒す。年七十四。

信綱 幼名源三郎、主殿、享保十二年に生る。明和四年九月十日封を繼、十二月十六日從五位下、豊前守に叙任す。六年六月十五日初て入部の暇を賜ふ。安永元年正月二十二日伯太に卒す。年四十六。

伊綱 幼名龜松、源一郎、寶曆七年に生る。安永元年三月二十四日遺跡を繼。三年十二月十八日從五位下、丹

後守に叙任す。四年五月十五日初て入部の暇を賜ひ、天明三年四月十八日致任し、七月九日中務少輔に改む。

豪綱 幼名金彌、寶曆九年に生る。天明三年正月二十九日兄伊綱の嗣となり、四月十八日封を繼ぐ。十二月十八日從五位下越中守に叙任し、四年五月十一日駿河守に改む。五年六月二十二日入部の暇を賜ふ。寛政五年三月二十二日卒す。年三十五。

春綱 幼名仲之進、天明八年正月十三日嫡子となり、寛政五年五月十六日遺領を繼、和泉河内近江三國の内に

おいて一萬三千五百石餘を領し、代々菊間の廣縁に候す。十二月十六日從五位下大學頭に叙任す。九年六月十三日初て入部の暇を賜ふ。

郡山藩領 柳澤氏の所領なり。大和國郡山を治所とす。享保九年三月十一日より之を領し、以て明治維新の際に至る。役所は初め大津に置きしを、天明六年七月海津村に移せり。當時問屋衆會所を役所とし、代官手代等は夕屋谷又は中小路町に住せり。寛政二年五月中川の奥屋敷に役所を建つ。其地は公領時代に代官白崎氏の屋敷たりし地なりと傳ふ。同年十一月之に移れり。海津役所の管したる所は高島郡淺井郡の所領五十三ヶ村なりき。

- | | | | |
|-------|---------|--------|----------|
| 三尾里村 | 五七一、〇九二 | 下古賀村ノ内 | 七三、六二三 |
| 太田村ノ内 | 九〇〇、九五 | 霜降村ノ内 | 三九三、六三 |
| 田井村ノ内 | 六三九、六二八 | 五十川村 | 七四七、四九 |
| 梅原村ノ内 | 二四八、一七八 | 深清水村ノ内 | 一〇二一、三二二 |
| 大沼村 | 四九五、六六 | 中庄村 | 一〇三二、〇九 |

- | | | | |
|---------|-----------|------|----------|
| 新保村 | 八二四、一二 | 澤村 | 一五五二、三八 |
| 森西村 | 三四七、七六 | 辻村 | 二一一、一五一 |
| 石庭村 | 四二一、七三 | 知内村 | 九二二、七四 |
| 西濱村 | 一五〇六、七六三 | 蛭口村 | 一一九九、〇九九 |
| 寺久保村 | 三七四、三八 | 牧野村 | 五六九、七四三 |
| 上開田村 | 五九九、三〇四 | 白谷村 | 二二一、一三七 |
| 下村 | 五二七、九三 | 浦村 | 四九七、五二 |
| 山中村 | 五三二、七四 | 有原村 | 一六九、七六五 |
| 野口村 | 三一一、二二 | 小荒路村 | 五六二、八六 |
| 海津中小路町 | 二七六、三九四 | 海津東町 | 三六八、五四九 |
| 海津中村町ノ内 | 五一、〇三三 | | |
| 計 | 一八一七三、九八一 | | |

柳澤氏歴代

吉里 初安暉、安貞、兵部。柳澤出羽守吉保が長男。貞享四年生る。元祿十二年十二月三日從四位下越前守に叙任す。十四年十一月二十六日徳川綱吉其邸に臨みし時、松平の稱號を賜ひ、此日伊勢守に任じ、諱字を賜ひて吉里と改む。十五年十二月朔日侍從に任ぜられ、外様大名の列に班せらる。寶永六年六月三日封を襲ぎ、二十八日甲斐守に改む。享保九年三月十一日甲斐國の領地を轉じて大和國添下、平群、式下、十市、廣瀬、葛下、河内國讚良、近江國蒲生、神崎、淺井、高島、坂田、伊勢國鈴鹿、三重十四郡の内に移され、大和國郡山城を賜ふ。

延享二年九月六日疾危篤により奏者番三浦志摩守義理をして問はせらる。此日卒す。年五十九。

信鴻 初義綱、信卿、伊信、童名久菊。享保九年郡山に生る。元文二年十一月三日嫡子となり、三年十二月十八日從四位下美濃守に叙任す。延享二年十月二十日遺領を繼ぎ、席を帝鑑間に定めらる。代々之に同じ。安永二年十月三日致仕し、二十一日左兵衛督に改む。寛政四年三月三日卒す。年六十九。

保光 初安信、童名久菊、寶曆三年生る。明和四年十二月十六日從五位下造酒正に叙任す。五年十一月十八日甲斐守に改む。安永二年十月三日封を襲ぎ、大和、河内、近江、伊勢四國のうちにて十五萬千二百石餘を領し郡山城に住す。八年十二月十六日從四位下に昇る。

吉田藩領 治所は三河國渥美郡吉田(今豊橋と稱す)に在り。享保十四年二月十五日松平(本庄氏)資訓濱松城より吉田に移されてより之を領す。寛延二年十月十五日又資訓を濱松に移し、松平(大河内)信復を吉田に封す。之より後明治維新の際に及ぶ。(代官所は大津にありしなるべし)

下開田村 三三九石

○正徳二年七月十二日松平(大河内)信祝、下總國古河より吉田に移さる。此時の所領本郡に在りしや否や詳ならず、猶尋ねべし。本庄資訓 初宗惇、資惇、捨五郎、主膳。實は佐野信濃守勝由が二男。元祿十三年生る。正徳二年三月四日濱松城主松平資俊が養子となる。四年十二月十八日從五位下圖書頭に叙任し、享保三年十一月十八日豊後守に改む。八年八月二十六日遺領を繼ぐ。九年三月二十八日、甲斐國に赴き甲府城を受取り、之を守衛す。十四年二月十五日領知を改め、三河國渥美 八名、寶飯、額田、賀茂、遠江國敷知、城東、近江國淺井、伊香、高島十郡の内に

移され、三河國吉田城を賜ふ。寛保元年四月十二日奏者番となり、寛延元年十二月二十一日從四位下に昇り、二年十月十五日所司代に轉じ、侍從に進む。此日吉田を轉じて再び濱松城を賜ひ、遠江國長上、龜玉、敷知、引佐豊田、山名、近江國栗太、野洲、蒲生、坂田、淺井、甲賀十二郡の内にて七萬石を領す。寶曆二年三月二十六日京師に於て卒す。年五十三。

松平氏歴代

信祝 初信高、龜千代、松平信輝の長男。天和三年生る。元祿十年十二月十八日從五位下甲斐守に叙任す。寶永六年六月十八日封を襲ぎ、二十一日伊豆守にあらたむ。正徳二年七月十二日下總國古河城を轉じて三河國吉田に移さる。四年九月六日奏者番となり、享保十四年二月二日大阪の城代に轉じ、從四位下に昇る。十五日吉田を改め、遠江國濱松城を賜はる。十五年七月十一日老職となり、十二月十五日侍從にすむ。延享元年四月十四日病により職を辭す。雖も許されず、十八日卒す。年六十二。

信復 泉四郎、享保四年生る。十八年十二月十八日從五位下左衛門佐に叙任す。延享元年六月四日遺領を繼ぎ十日伊豆守に改む。寛延二年十月十五日濱松を改めて三河國吉田に移さる。明和五年九月二十二日吉田に卒す。年五十。

信禮 音之助、元文二年生る。寶曆元年十二月十八日從五位下甲斐守に叙任し、五年十一月十六日遺領を繼ぎ十七日伊豆守に改む。六年十月朔日奏者番となる。七年六月二十二日卒す。年三十四。

信明 春之丞、寶曆十年生る。明和七年七月十二日遺領を繼ぎ、三河國渥美、八名、寶飯、額田、加茂、遠江

國敷知、城東、近江國淺井、伊香、高島十郡の内に於て七萬石を領す。代々雁間に候す。安永六年十二月十八日從五位下伊豆守に叙任す。天明四年十月二十四日奏者番となり、八年二月二日御側用人に移り、四月四日老職にす、み、猶奥向の事を承る。五月朔日從四位下に昇り、十二月十六日侍從に進む。寛政九年八月三日國用出納の事を司るべき旨命ぜらる。十年二月七日聖堂再建敷奉行となる。享和三年十二月二十二日請ふて職を免せらる。文化三年五月二十五日老中に復し、上座に班す。十四年八月二十九日卒す。年五十八。

大阪城代太田氏領 享保十九年九月二十五日館林城主太田備中守資晴を大阪城代とし、封地を轉じて近江國高島、甲賀、淺井及び攝津、河内、美作、備中のうちにて給與せらる。資晴元文五年三月二十四日大阪に卒し、五月十六日嗣子資俊遺領を繼ぎ、封地を轉じて舊領館林城を賜ふ。其所領年間僅に六ヶ年なり。

太田村ノ内

九六、一八五

○本郡に於ける太田氏の所領は太田村のみならず、前年没收したる大阪御金奉行峰屋多宮が舊領(榮正領)を悉く給與せられしものにあざるか。猶尋ねべし。

太田資晴 初名は資重、資在、幼名熊次郎、父は攝津守資直、母は板倉隱岐守重常の女。元祿八年に生る寶永二年二月二十九日遺領を繼ぐ、時に十一歳。三月二十八日初て將軍綱吉に謁し、此日父か遺物越中守則重が刀を獻す。四月二十二日封地を陸奥國白川、菊田、常陸國多賀三郡のうちに移され、白川郡棚倉城に住す。六年四月四日從五位下備中守に叙任す。正徳四年六月十三日初て城地に行くの暇を賜ふ。享保八年三月二十五日奏者

番となり、十年九月十一日より寺社奉行を兼ねぬ。十三年四月二十九日先に將軍吉宗、日光山參詣の時、御先に候せしにより時服五領を賜ふ。五月七日若年寄に轉じ、九月二十二日上野國館林城に移され、同國邑樂、下野國安蘇、都賀、芳賀、武藏國埼玉、伊豆國賀茂、那賀七郡の内を領す。十四年十二月朔日さきに駒場野に放鷹の時仰あつて台覽に備へしころの馬を獻す。十五年七月十一日福祿壽の御畫を賜ひ、十八年八月十一日延陽が讚せる牡丹の畫一幅及び花づくしの繪に新羅山人の讚せる卷物一軸を恩賜せらる。十九年九月二十五日大阪の城代となり、從四位下に進む。此日封地を轉じ、攝津國島下、島上、河内國若江、近江國甲賀、高島、淺井、美作國勝北備中國阿賀、小田の九郡のうちに移さる。十月二十五日吉宗先きに鳥を射留めたりし時の鞆一具を賜ふ。十一月十五日大阪に行の暇申の時、左文字の御刀及び時服二十領馬一疋を賜ふ。元文五年三月二十三日病篤により奉書もてたづねらる。二十四日大阪に卒す。年四十六。道精日現瑞光院ニ號す。室は戸田采女正氏定が女。

淀藩稻葉領 稻葉氏の領分なり、山城國紀伊郡淀を治所とす。天保四年 月 日より之を領し、以て廢藩の際に及ぶ。代官役所は今詳ならず。

岡村

六六三、三二六

西郷知行所 西郷家は下野上野に居所を構へ一萬石を領したりしが、壽員の時元祿六年封を半減せられて旗本に屬し、近江にて五千石を領せり。本郡にて采地を給せられしは天保四年 月 日にして、淺井郡延勝寺村出役所の支配に屬す。其各村は

濱分村(五ヶ村)

一一二、九四九

十八川村ノ内

三二四、五九八三三

酒波村

三六一、三五六

三ヶ村

一八〇七、九〇三四三

會津藩領 松平氏(本姓保科)の所領なり。治所は岩代國會津郡會津にあり。慶應元年八月より之を領し、明治維新の際に及ぶ。同藩京都郡役所の支配にして大津出張役所下たり。

梅原村ノ内

五〇〇〇〇^冊

拜戸村

二八〇^冊八

北舟木村

七八二、六六

下吉武村

二一七、四八

平崎村

四四一、三九七

構村

一八六、一五三

伊井村

六一五、九

七ヶ村

三〇二四、三九

川越藩領 松平氏(本姓松井)の所領なり。治所は武藏國入間郡川越に在り、慶應三年四月より之を領す。當時領民其課役多きに苦しみしが、明治維新に際會し、元年春蒲生郡西大路(仁正寺)藩預として市橋下總守長和の支配に移りしが、同年復舊して川越藩より支配せり。依て領民は其領下にては村民窮乏するを以て元の如くならんことを西大路役所へ訴願したるが却けられたるを以て、九月更に大津縣に訴へたり。されど又聽かれず、以て廢藩に及べり。川越藩の代官役所は蒲生郡武佐に在り。

北仰村

七七四^冊六九五

桂村

六九三^冊九八九

新保村(浦)

二七二、四四二

岸島村ノ内

五四、〇七一

太田村ノ内

五三四、二二一

下古賀村ノ内

九六、六三四五五

産所村

六六、八五七

鴨村ノ内

九四、〇七九

八ヶ村

二五八六、九八八六五

村別領主

今以上の各領主の變遷を各村につきて擧ぐれば左の如し。

海津村

元和寛永以前殊に記入せざるは皆直轄す。大字は舊稱に據る。

海津

從來直轄、寛文八年中村町の内(一七一石九八)を金澤藩領す。其餘は享保九年より郡山藩領、共に明治に至る。

西濱

慶長五年より長沼藩領、寛永十五年より直轄、慶安四年より甲府領、寶永元年より直轄、享保九年より郡山藩領、明治に至る。

劔熊村

全村

從來直轄、慶安四年より館林領、延寶八年より直轄、享保九年より郡山藩領、明治に至る。

西庄村

蛭口、寺久保、石庭、牧野、上開田

海津村大字西濱に同じ。

白谷

劔熊村に同じ。

下開田

慶長五年より長沼藩領、寛永十五年より直轄、慶安四年より甲府領、寶永元年より直轄、享保十四年より吉田藩本庄氏領、寛延二年より同藩大河内氏領、明治に至る。

百瀬村

全村

海津村大字西濱に同じ。

川上村

平ヶ崎、伊井、構

慶長五年小濱藩京極氏領、寛永十一年より同藩酒井氏領、天和二年より鞠山藩領、文久元年より直轄、慶應元年より會津藩領、明治に至る。

三谷

慶長五年小濱藩京極氏領、寛永十一年より同藩酒井氏領、天和二年より鞠山藩領、明治に至る。

桂舟入、

元和元年より佐久間勝之領、寛永十九年より同藩興領、天和二年より直轄、元祿十一年より堅田藩領、文政九年より直轄、慶應三年より川越藩領、明治に至る。

深清水(北)

海津村大字西濱に同じ。

深清水(南)

元和元年より佐久間勝之領、寛永十九年より同藩興領、天和二年より直轄、同十一年より伯太藩領、明治に至る。

酒波、濱分

元和元年より佐久間勝之領、元祿元年より直轄、同十一年より堅田藩領、文政九年より直轄、天保四年より西郷領、明治に至る。

中ノ町、井ノ口(北)

元和元年より佐久間勝之領、元祿元年より天領、同十一年より旗本酒井氏領、明治に至る。

北仰

元和元年佐久間勝之領、寛永十九年分割して北方を同藩興に給與す。北方天和二年より直轄、南方元祿元年より直轄、南北とも同十一年より堅田藩領、文政九年より直轄、慶應三年より川越藩領、明治に至る。

今津町

今津、弘川

慶長より金澤藩領、明治に至る。

新保

元和元年より佐久間勝之領、元祿元年より直轄、同十一年より堅田藩領、文政九年より直轄、慶應三年より川越藩領、明治に至る。

大供、上弘部

元和元年より佐久間勝之領、元祿元年より直轄、同十一年より伯太藩領、明治に至る。

下弘部

高六一九石三一八、元和五年より大溝藩領、明治に至る。
高九石九合、慶長より峰屋榮正領、享保十六年より直轄、明治に至る。
高九石九合、慶長より峰屋榮包領、明治に至る。

蘭生

高一四六石七、元和五年より大溝藩領、明治に至る。
高一〇一石二四一、大供、上弘部に同じ。

梅原

高五百石、慶長五年より小濱藩京極氏領、寛永十一年より同藩酒井氏領、天和二年より鞠山藩領、文久元年より直轄、慶應元年會津藩領、明治に至る。

岸脇

元和元年より佐久間勝之領、元祿元年より直轄、同十一年二分割、高五四石〇七一、堅田藩領、文政九年直轄、慶應三年川越藩領、明治に至る。高六三〇石八〇八、伯太藩領、明治に至る。

三谷村

南生見、北生見

元和五年より大溝藩領、明治に至る。

追分

慶長より朽木氏領、寛永九年二等分割して、一は福知山藩領、一は同友綱領、共に明治に至る。

保坂、角川、途中谷、椋川、上大杉、山中、天増川

枝里共、慶長より朽木氏本系領、明治に至る。

朽木村

全村

慶長より朽木氏本系領、明治に至る。

廣瀬村

下古賀

高一四七石二四六、三谷村兩生見に同じ。
 高一〇石四三四五、慶長より峰屋榮正領、享保十六年より直轄
 高一〇石四三四五、慶長より峰屋榮包領、明治に至る。
 高八〇石一、寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、明治に至る。
 高七三石六二三、安曇村三尾里に同じ。
 高七三石六二三、寛永二年より眞野正重領、明治に至る。
 高七三石六二三、寛永二年より眞野重則領、明治に至る。
 高七三石六四三、慶長五年より比留氏領、元和元年二分して一は元の如く、一は比留信次領。
 高七三石六四三、慶長より尾關氏領、元祿十一年尾關氏領、兩比留氏領を合せて堅田藩領とす。文政九年より直轄。
 直轄地二五七石七二〇五の内天保四年一五八石六六三五八大溝藩領、慶應三年九六石六三四五五川越藩領、年月不詳二石四二二三七郡山藩領共に明治に至る。

上古賀

慶長五年より小濱藩京極氏領、寛永十一年より同藩酒井氏領、明治に至る。

南古賀

慶長より朽木氏領、寛永九年より分割、高一七九石九二、同友綱領、明治に至る。高四〇二石〇九、福知山藩領、明治に至る。

長尾

慶長より朽木氏領、寛永九年より分割、高一九八石、同友綱領、高一九七石九、福知山藩領、共に明治に至る。

中野

慶長より朽木氏領、寛永九年より同友綱領、明治に至る。

安曇村

南市、下城、馬場、佐賀、上寺 寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、明治に至る。

鍛冶屋、三田、沖田 膳所、五番領、三重生 寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、延寶七年より西代藩領、享保十七年より直轄、文久元年より同藩山藩領、明治に至る。

産所

寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、延寶七年より西代藩領、享保十七年より直轄、慶應三年川越藩領、明治に至る。

仁和寺

寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、延寶七年分割、高一〇石八七九(枝里薬師川)は舊に依り明治に至り、高一八九石六二は延寶七年より西代藩領、享保十七年より直轄、文久元年より鞠山藩領、明治に至る。

三尾里

從來直轄、慶安四年より甲府領、寶永四年より直轄、享保九年より郡山藩領、明治に至る。

西萬木

慶長より朽木氏領、萬治二年三分割、高六一九石、舊に依り、高五二八石五九九は朽木良綱領、高七〇〇石は同元綱領、共に明治に至る。

十八川

寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、延寶七年より西代藩領、享保十七年より直轄、天保四年分割、高三二四石五九八三三西郷氏領、明治に至る。高二〇二石三七六六七は舊に依り直轄、文久元年より鞠山藩領、明治に至る。

庄塚

高一三二石〇四、大溝町大溝に同じ。
 高二二二石六九七、南市に同じ。

高島村

伊黒、鹿ヶ瀬、黒谷、畑 大溝町大溝に同じ。

拜戸

上下、川上村平ヶ崎に同じ。

大溝町

大溝、打下、石垣、音羽 元和五年より大溝藩領、明治に至る。

永田

高九〇四石四五、大溝に同じ。
 高三六一石〇二二(改高二六七・八三八)寛永十年淀藩永井氏領、寛文九年より直轄、元祿十一年より伯太藩領、明治に至る。
 高二八石三〇八、安曇村南市に同じ。

水尾村

鳴 高一三一七石八六四(北鳴)大溝藩領大溝町大溝に同じ。

高四七一石四〇一(南鳴)慶長より朽木本系領、萬治二年より朽木良綱領、明治に至る。

高二六石三五七、膳所藩領安曇村南市に同じ。

高四一石三六五、峰屋榮包領

高二六石三五七、眞野正重領 廣瀬村大字下古賀に同じ。

高二六石三五七、眞野重則領

高四一石三六五、峰屋榮正領享保十六年直轄

高二六石三五七、尾關領

高二六石三五七、比留領 廣瀬村大字下古賀に同じ。

慶應三年川越藩領、明治に至る。

宮野

大溝町大溝に同じ。

野田

川上村三谷に同じ。

武會横山

高一二二九石七〇七、大溝藩領大溝町大溝に同じ。

高二四二石五五五、眞野正重領

高一四二石、眞野重則領

高一九九石三三三、膳所藩領 廣瀬村大字下古賀に同じ。

青柳村

東萬木 慶長より朽木本系領、寛永九年分割、高一三四二石五、朽木友綱領、高四九二石五、福知山藩領、共に明治に至る。

島、上小川、横江 大溝町大溝に同じ。

下小川 高一〇二七石〇一二、大溝町大溝に同じ。

高六三八石九七八、寛永十年淀藩永井氏領、寛文九年より直轄、元禄十一年堅田藩領、文政九年より直轄、天保四年より大溝藩領明治に至る。(此高延寶の檢地に荒地除地となりて高三三七石三七一となり、天保初年荒地新田改の時高入して大津代官支配となる。

本庄村

南船木、横江濱 廣瀬村大字上古賀に同じ。

北船木 川上村平ヶ崎に同じ。

川島 高一三五四石〇八六、大溝町大溝に同じ。

高二四六石二八九、寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より本多氏領、天保八年二分して高一八四石五二八七舊に依り、六一石七五二三直轄、共に明治に至る。

藤江 高四九八石二、大溝町大溝に同じ。

高一七石四四五、寛永二年渡邊茂領、明治に至る。

今在家 高三〇四石〇六、大溝町大溝に同じ。

高一〇石四六、渡邊茂領、藤江に同じ。

新儀村

新莊 寛永二年渡邊茂領、慶安三年分割、高五二八石八八三八、舊の如し、一〇五石七七八一、渡邊均領、高一〇五石七七八一、渡邊保領、共に明治に至る。

東河原 安曇村南市に同じ。

安養寺、井ノ口 川上村三谷に同じ。

河原市 廣瀬村上古賀に同じ。

北畑 高四〇六石三九、大溝町大溝に同じ。
高五五七石八七六、安曇村南市に同じ。

藁園

高一五六一石八五一、大溝町大溝に同じ。
高五五七石四五、元和五年より高崎藩安藤氏領、元祿八年より直轄、同十一年より酒井忠經領、明治に至る。
高一〇一石五四二、元和三年より、伏屋領、明治に至る。

太田

高九〇〇石九五、安曇村三尾里に同じ。
高九九九石〇四二、(此分には大工高三〇石九一二及び東川原いんさい分三七七六九を含む、いんさい分は太田の出作なり明治初年高三石九四五)寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より本多氏領、天保八年其内高一七七石二三六一(濱手組と稱す)直轄、慶應三年川越藩領明治に至る。殘四一八石〇三六九舊に依りて明治に至る。
高三三九石七七、大溝町大溝に同じ。
高九六石一八五、峰屋榮包領廣瀬村下古賀に同じ。
高九六石一八五、峰屋榮正領享保十六年直轄、十九年大阪城代太田氏領、元文五年直轄。
高二六〇石八、比留領、水尾村鴨に同じ。

饗庭村

木津

高二九五石七二、廣瀬村大字上古賀に同じ。
高一二二石〇九六、大溝町大溝に同じ(但し百姓は小濱藩に屬す)

日爪、平井 安曇村南市に同じ。

岡 寛永十一年より膳所藩石川氏領、慶安四年より同藩本多氏領、延寶七年より西代藩領、享保十七年より直轄、天保四年より澁藩稻葉氏領、明治に至る。

五十川

高七四七石四九安曇村三尾里に同じ。
高一〇石六、安曇村南市に同じ。

上野

寛永二年より渡邊茂領、慶安三年二等分して一は渡邊均領、一は同保領、共に明治に至る。

米井

慶長五年より小濱藩京極氏領、寛永十一年より同藩酒井氏領、天和二年分割高二七石九二五舊に依り、高一〇〇石一二鞠山藩領、共に明治に至る。(但百姓は鞠山藩に屬す)

今市、森

大溝町大溝に同じ。

辻澤

廣瀬村上古賀に同じ。

田井

高六三九石六二八、安曇村三尾里に同じ。

高一四石六〇六、寛永二年より渡邊茂領、明治に至る。

下吉武

川上村平ヶ崎に同じ。

霜降

高三九三石六三、安曇村三尾里に同じ。
高二石一二、渡邊茂領、田井のに同じ。

山形

慶長より小野領、明治に至る。

堀川

高一六四石〇三二、慶長より峰屋榮正領、享保十六年より直轄、文久元年より鞠山藩領、明治に至る。
高一六四石〇三二、慶長より峰屋榮包領、明治に至る。

針江

寛永二年より渡邊茂領、慶安三年三分割高八五石〇六〇二本領、高一六一石一〇九九同均領、高一六一石一〇九九同保領、三領とも明治に至る。

深溝 高二六石、元和三年より佐藤領、明治に至る。

高一〇五〇石二五、大溝町大溝に同じ。

第二節 制度

大溝藩 本郡に治所あるもの大溝藩及び朽木家とす。大溝藩の職制は當時の各小藩の制と殆ど其組織を同じくす。諸役人諸士の階級席次は

家老 四人 知行四百石代より二百五十石代までの家老格の家より任す

用人 七人 目附を兼ね

京留守居

元締、奉行

給人 俗に馬廻組と稱す、高五十石代以上の家にして用人奉行に任する家格なり。

近習

中小姓

組廻 クミカケ

徒士席

料理者席

下勘定席

足輕

とす。給人、中小性、徒士、足輕は役名にあらず。其人數天保頃に於ける概數は給人四十餘人、中小姓(組廻共)三十六七人、徒士四十餘人、足輕百三十人許あり。

家老は其家格定まれりと雖も維新後は給人よりも登用することとせり。藩一般の事務を總裁し、一人は江戸藩邸に勤務す。用人は家老の下に屬して事務を分擔す。二人は江戸邸に勤務す。元締四人は郡奉行の兼攝なり、金穀等の會計を掌る。奉行は郡奉行五人、寺社奉行一人、町奉行一人、武具奉行一人あり。郡奉行の配下に代官四人あり、米廩と租税の收納を掌る。内三人は高島郡を上中下三組に分ちて分掌し古參代官は野洲郡を支配す。高島郡三組の分ち方は左の如し。

上組 音羽 武曾横山 伊黒 鹿ヶ瀬黒谷 畑 庄堺 下古賀 下弘部 蘭生 北生見 南生見

中組 上石垣 永田 嶋 宮野 上小川 嶋 北畑 森 今市 木津

下組 打下 下小川 横江 藤江 今在家 川島 太田 藁園 深溝

野洲郡矢島村に陣屋あり。又はお茶屋と稱す。代官の支配に屬すれども常に此に役人を置かず。巡視等の事あるときのみ假役所とす。代官は三十石代以上の家格より之に補す。

大溝藩に於ける役所は

御用所 家老、用人、祐筆の出勤する所にして、藩政を總括する所なり。

元締所 元締、郡奉所の詰所なり。

御勘定所 會計を主る、元締に屬す。

御評定場 刑事を主る。

町奉行所 大溝町を管す。

代官所 郡奉行に隸屬すれども米倉を支配するを以て別に一役所を置く。

(寺社奉行、武具奉行には常設の役所なし)。

江戸藩邸は上屋敷は愛宕下二葉町に、下屋敷は芝白金三光町に在り。江戸詰の諸員は家老一人、

用人二人、元締一人、勘定方一人、勤番五十人(以上一ヶ年交代)。常府即ち常に江戸に在勤して

交代せざるもの、留守居一人(幕府の公用を辨ず)常府勤五人なり。

京都邸は京長者町通監屋號子に在り、京留守居一人(上士)、卒一人小人一人之に勤番す。

とす。別に學頭あり學校を管す。第五節教育修身堂條參照すべし。毎年秋の檢見は貢租の基本として

重要なるものなれば其人選も慎重にし、其人員は家老一人郡奉行二人、其下に勘定方四五人を以てせ

しむる例なり。家老の出張せざる時には郡奉行は三人とす。町奉行は自宅を役所とす、其下に町年寄

六人あり、其下に各町に町代二人あり。町代は村部の庄屋に同じ。

評定場にては領内の司法を司れども入組村方のものは京都町奉行の支配に屬せり。

罪人の檢擧は村方にて番非人を抱置き、盜賊又は凶漢を捕へしめ、村役人に届けて其指揮を受けし

めたりしも、嘉永二年大溝町及び音羽村の番非人に心得違ひの者ありて凡てを廢止したり。罪人收容

の一例を擧ぐれば、天保十年五月森村の長三郎、六右衛門の兩人從來村方を騷し、村役人及び重立ち

しものに迷惑をかくるを以て之を大溝に召捕へ、嚴刑に處すべきを格別の憐愍にて五分鬢に命じ、殘

切^キ部屋に下したり。殘切^キ部屋とは徒罪の者を收容するところなり。殘切とは徒刑か頭髪を切りたるが

故なり。(大溝町大字勝野今の登記所附近に在りき)同部屋にては一日に繩一束づつを課せり。九月に

至りて秋入に手支ふを以て親類より願ひ出で、更に村役人より秋入中下げ渡しを願ひ、四十五日間の

歸村を許可されたり。右の期日に秋入終了せざりしを以て十一月十六日まで延期されしを、更に村役

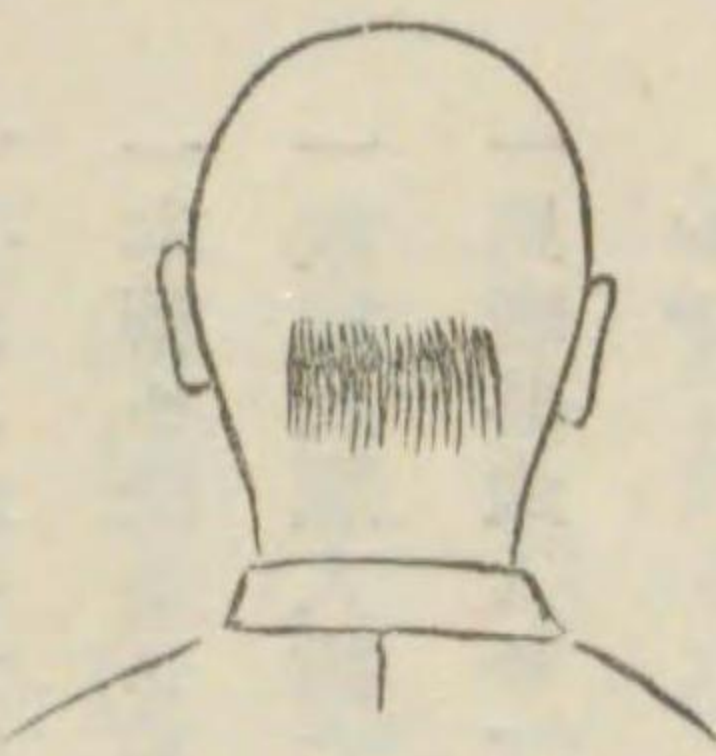
人より歸村差許を願ひ、十二月十七日將來を誠めて赦免せられたり。明治三年二月徒刑の表示を定む

法被は柿色、表襟には左に大溝の二字、右に徒刑の二字を、背に徒の一字を大書す。

頭髪は圖の如く後頭に堅二寸横三寸の頭髪を残し、髪長さ一握りとす。左の布告

は年月詳ならざれども此頃定めし所なり。

布告



一財物ヲ賭、博奕イタス者、多少ヲ論セス杖罪ニ處シ、其場ノ財物ハ取上可、

但博奕宿イマス者ハ其場ニ不携トモ同罪タルヘシ、

一産業ナクシテ常ニ腰刀ヲ帶シ、無宿無頼ノ輩ヲ招結シ、賭場ヲ開張シ、所々横行イマスモノハ流罪ニ可處、

一手過ノ火ニテ自宅ヲ燒失者管罪ニ處スヘシ、人ノ宅會ニ延燒スルモノハ重ク管罪ニ可處、

一本籍ヲ脱走スルモノハ杖罪ニ可處、

一奴婢及雇人逃亡スル者ハ管罪ニ可處、

一兇者共衆人ヲアツメ村中又ハ市街ヲ毀壞燒亡シ、金銀財物ヲ布奪シ、若シクハ人民ヲ殺害シ、或ハ造意スルモノ、斬罪ニ處スヘシ。

一其惡ニ組シ從フモノ三等流罪ニ處スヘシ、其組シ從フモノ手ヲ下シ人ヲ殺、或ハ火ヲ放ツモノ絞罪ニ可處、

一地方ノ凶荒ニ乘シテ衆人ヲ集メ、良民ヲ擾害シ、官長ヲ挾制イタシ、賤賈稍遲キニヨツテ村市ヲ強奪シ、官廳ニ強願イタシ、又

ハ一己ノ私憤ニ衆人ヲ集メテ商賣罷メ上ヲ輕蔑シ役所ヲ辱シメ、右ノ輩、首タルモノハ絞罪ニ處スヘシ、但シ從フモノハ三等流罪ニ可處、

一田野ノ穀麥菜葉又ハ人ノ看守スル事ナキ道具類ヲ盜ムモノハ、其次第二ヨリ流刑ニ處スヘシ、

一山野ニ柴草木石ノ類、他人已ニユ刀ヲ用ヒテ伐アツメ置テ、妄ニ盜ミトルモノ同刑、

右ノ條々固相守、平生心得違無之様可致事、若違犯ノ輩者刑律ニ可處間、役人トモ吃度氣ヲツケ、示シ方行届様可有之、

明治元年政府は諸般の改新を行ひしかば各藩にては其主旨を奉じて第一に其職制を改めたり。大藩藩にては十月藩政の廳を總議所と稱し、從來奉行所と稱したるを役所と改む。即ち郡奉行所を司農役所と稱し、其分課を庶務方、租稅方、會計下調方、修繕方とす。又其他社役所、租稅役所、庶務役所と稱す。諸願届届は從來諸役人の自宅に差出したるも以後之を禁じ、總議所掛り役所へ差出さしむ

判藩事(舊家老)以下筆生に至るまで、役員は凡て選舉とし、(當時入札と稱す)筆生以上を選舉者とし投票は席々筆頭に出し、筆頭より配頭に出して開票す。又役員の任期は四年とす。此時制定したる總議所役制左の如し。

總議所役制

知藩事

判藩事四人(十一月執政を改む)

知藩事ヲ輔ケ、群臣ヲ差配シ、村市庶事ヲ判斷シ、藩政ヲ主裁ス。

權判藩事七人(十一月參政を改む)

藩政ヲ參謀シ、嫡子席以下ヲ指揮スルヲ掌ル。

給人席ニ非スシテ右ニ官ニ昇ルヲ得サルハ大臣ヲ敬スル所以ナリ、然ト雖モ其人ヲ選ミテ宜シク衆議ヲ取ルヘキナリ。

軍務權判事六人、二人ツ、御守衛所へ、代リノ相詰、(御守衛所とは京都雲母坂なり)

軍務ヲ謀リ、武庫ヲ掌リ、足輕以下賦兵ヲ差配ス、諸武裝用馬等ノ事ヲモ司ル、當官ハ總裁所へ一人ツ、相詰、事アル時ハ出仕ニ及バズ。

軍務下役足輕小頭ノ者之ヲ勤ム、

村市事

庶務方

右庶務方ハ租税、社寺、會計頭取ヲ兼、但年ニ二人ツ、交代、
村市政事、酒造、山川、湖水、庶事ヲ掌ル、

租税方三人 頭取二人ツ、兼官

下調方六人

收納方二人、但收納方ハ米庫米札ノ事ノミ關リ、月々會所へ出役ス、

村市ノ租税取立ヲ掌ル、村々ヲ三分シ、一人一分ヲ司ドル、

社寺方 頭取二人ツ、兼官、
社寺方三人、租税方ヨリ兼官

村市神社寺院ノ事ヲ掌ル、附リ宗門人別改ヲ兼ヌ、

會計方 頭取二人ツ、兼官、
會計方三人、租税方兼ル、下調方六人租税下調方兼ル、

金穀出納ヲ掌ル、

聽訟方 頭取大監察ヨリ兼官
斷獄方 四人、庶務方兼官

調方二人、小監察ヲ兼ヌ、

村市訴訟ヲ聽斷シ、鞠獄及ヒ人民ノ賞罰ヲ判斷ルヲ掌ル、

修繕方三人

下役 小人小頭之ヲ勤ム

陣屋及ビ倉庫堤防橋道路ノ修葺、水利山野河海酒造炊出シ等ノ事ヲ兼ヌ、
庶務方ノ附屬タルヘシ、

驛遞方三人、租税方ヨリ兼ヌ

下調方二人、租税下調方ヨリ兼ヌ、

賦役助郷等ノ事ヲ掌ル、

書記方二人

事ヲ受ケ上抄シ、文案ヲ勘署シ村市布告等ノ事ヲ掌ル、

筆生六人

諸認物諸願届伺等ノ事ヲ取次役ナリ、

捕亡方 使丁方ヲ兼ヌ、
三人ツ、晝夜總議所へ相詰、

捕縛禁囚及ヒ牢獄ノ取締、總議所庶使晝夜留守ヲ勤ム、斷獄方附屬タルヘシ、
但市中夜廻リモ相兼ル

又君側役員を定む。

頭取二人、一人ツ、隔日出勤、君側着具調菜部テノ事ヲ主トリ、御用執次代參ヲ勤ム、

辨事六人、三人ツ、隔日出勤

調菜方二人、一人ツ、隔日出勤、 同下役三人、二人ツ、詰ル、
茶道方兼、

御廣間取次六人、三人ツ、隔日出勤。(此分所屬詳ならず)

又別に教授方あり。學問教授方三人 手蹟教授方二人 算術教授方一人 弓教授方 劍教授方 鎗教授方 各一人と

す。右の君側頭取教授方は選舉とす。次に其席次を定む。

- 判藩事 權判藩事 君側頭取 學問教授 軍務權判事 庶務方 聽訟斷獄方 社寺方 租稅方
- 會計方 給人席此迄ノ席次 嫡子席同 聽訟斷獄調方 書記 筆生 二男席此迄ノ席次 中小姓席同 組迦席同 醫師
- 修繕方 租稅會計 下調方 收納方 徒士是迄ノ席次 調菜席同(舊料理者席) 下調席同(舊勘定席) 足輕小頭同 普代
- 足輕同捕亡方 平足輕 小人小頭 賦兵 御草履取 口付 小人

二年六月領土を奉還したるを以て光貞を以て大溝藩知事とす。依て同月藩治の職制を布き家祿の他に官祿を定めて之を給す。

藩治職制

- 執政三人 朝政ヲ體認シ知事ヲ輔佐シ藩内ノ事務ヲ參判スルヲ掌
- 參政五人 掌本員ニ同シ、
- 庶務三人 執政ヲ輔佐シ藩内ノ庶務ヲ掌、
- 大監察二人 法ヲ執リ律ヲ守リ淑慝ヲ彈糾シ權家ヲ避ス微官ヲ誣ヒス政刑ヲ監察スルヲ掌
- 裁判 裁 判
- 副 裁 判
- 理事 職掌准上

- 中監察二人 各局ノ勤惰得失是非ヲ監察スルヲ掌
- 書記二人 文案ヲ勘署シ及ヒ藩内ノ政務ヲ書記スルヲ掌
- 小監察二人 藩内ヲ巡邏シ善惡ヲ察シ中監察ニ違
- 筆生三人 重職ノ指揮ヲ受局中ノ事務ヲ書記スルヲ掌
- 使童八人 職員ノ使令ナリ各局兼務
- 公務局
- 公議人一人 朝命ヲ奉承シ議員ニ備リ出テハ藩論ニ代リ入テハ政事ニ參ス、
- 公用人一人 公事ヲ奉承シ奏書願書ヲ進達スルヲ掌、
- 筆生一人 公議人公用人ノ筆記ヲ兼務

- 議事局
- 議長一人 藩内議衆ノ長トス決議ノ權ヲ執ル、
- 副 議 議長止ムヲ得スシテ欠席ノ時ハ其職ニ代ルト雖モ議長ニ報シテ之ヲ決ス議衆ノ勤惰淑慝ヲ監察シテ黜陟スルノ權ヲ執ル、

- 議 衆 議長ノ指揮ヲ受藩治ノ事件ヲ議スルヲ掌、
- 民政 局 民政ハ信ヲ以テ臨ミ會計ハ節ヲ制シテ立訟獄ハ情ヲ以テ察スルヲ要ス、

裁判 副裁判 理事 大監察 職掌上ニ見エタリ、

司農兼會計社寺刑法 四人 金穀出納ヲ掌リ村市ヲ總轄シ訟獄ヲ決斷シ租稅ヲ收メ徭役ヲ督ス

中監察欠 掌上ニ見エタリ、

民事庶務三人 訟獄ヲ聽租稅ヲ收メ徭役ヲ募リ驛遞ヲ理シ會計倉廩ヲ督シ藩士ノ俸米ヲ賦與ス、

小監察欠 掌上ニ見エタリ、

會計六人 公廩ノ費用ヲ等勘シ士卒ノ俸祿ヲ總轄シ地利及稅ヲ辨、

營繕二人 公廩ノ修理及部内山林堤防橋梁等ノ事ヲ掌

收稅二人 租稅ヲ促シ美惡ヲ鑒シ倉廩ヲ守リ出納ヲ嚴

捕亡卒五人

軍務局

軍務總裁一人 同判事一人 同權判事一人

隊長一人 軍令ヲ出シ兵隊ヲ整頓シ關外ノ全權ヲ執ル、

大監察一人 隊長以下都テ兵士ノ勤惰ヲ監ス、

司令内兼教師三人 銃隊ヲ指揮スルヲ掌

半隊令三人 隊伍ヲ指揮スルヲ掌

分隊令二人 掌上ニ同シ、

嚮導二人 司令ノ指揮ニ從ヒ隊伍ヲ進退スルヲ掌

輜重二人 行軍ノ用度宿陣ノ築造ヲ管轄シ諸隊ノ食料ヲ給ス、

醫師三人 生命ノ關係スルトコロ技術精練ヲ要ス、

器械彈藥掛三人 器械ヲ藏シ彈藥ヲ護ス、

閑馬掛一人 厩内ノ庶務ヲ掌リ兵馬ヲ訓練シ非常ノ用ニ供ス、

小監察欠 掌上ニ見エタリ、

大礮隊内一人兼教師八人 士族隊 卒族隊 樂手九人 旗手卒ノ内 四人

文武局 文武ヲ振起シ人オチ生育スルヲ要ス

裁判 副裁判 理事 大監察 職掌上ニ見エタリ

修身堂

教授一人 助教二人 忠孝禮儀ヲ教訓シ倦サルヲ要ス

書師二人 生徒ヲ教誨スル事着實ナルヲ要ス

算術教授一人 助教二人

練兵堂

劔術教授一人 助教二人 諸ノ武技精練ナラシメ其教育宜キヲ得ルヲ要ス、其官祿は左の如し。

執政 五拾圓 參政 參拾圓 庶務 貳拾圓 民事庶務 拾八圓 中監察 拾貳圓 書記 拾圓
會計 拾五圓 筆生 七圓 小監察 七圓

翌月十一月公議所議員を選擧せしむ。其數上士、准上士より二人、中士より二人、下士より二人とす。但職員たるものは被選舉者たるを得ず。今月十三日重て職制を改む。執政參政を廢し正權大小參事を置き、參事を置くこと舊大藩藩事蹟には三年十月三日とせり、然評定所を刑政局と改む。舊大藩藩事蹟三年五月とす此時を置き、とも今月の改正に參事の名目あるを以て姑く此時とす。

其職員配當官等左表(六七三頁)の如し。
三年二月宣政局を藩廳と改む。九月十日更に職制を改む。朝廷より仰出されし主旨に基き、政廳を置き、更に司民、司計、司兵、司法の四局を設け、政廳に大小參事藩事蹟には執政參政とす。を置き、各局に總官、幹事、理事等を置いて事務を處理し、軍事局は總帥、副總帥を置き、兵事を謀り、軍器を閲し、及び步礮撤兵教練等の事を管せしむ。某月十二月大屬以下史生等の職員を以て藩制を改革すべき旨につき又職制を改む。役員は公選を用ひたり。其職制は次の如し。

知事 藩内社同戸口名籍ヲ知り士民ヲ字養シ教化ヲ敷キ風俗ヲ敦シ租稅ヲ收メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判シ藩兵ヲ管スルヲ掌
大參事一人 權大參事二人 藩内ノ事務ヲ參判スルヲ掌ル内一人 集議院開院ノ節即チ議員タルヘキ事

内家	宣政局	知事	正一等從一等正二等從二等正三等從三等正四等從四等正五等從五等正六等從六等正七等從七等
	文武局	大參事 <small>權大參事</small> 小參事 <small>權小參事</small> 上士 中士 下士	卒 族 卒 族
藩	宣政局	裁判 <small>(任)</small> 副裁判 <small>(任)</small> 理事 <small>(任)</small> 大監察 <small>(任)</small> 文武助頭 <small>(任)</small> 書記 <small>(任)</small> 中監察 <small>(任)</small> 小監察 <small>(任)</small> 生	使童
	公務局	公議人 公用人	大津倉 守倉
政	議事局	議長 <small>(兼)</small> 副議長 <small>(兼)</small> 議員 同 同	
	民政局	司農 兼 社會 兼 計方 司計 兼 農 兼 計方 司計 兼 農 兼 計方	使部
所	會計局	理事 <small>(任)</small> 事大監察 <small>(任)</small> 司令士	使部
	軍務局	兼理 <small>(任)</small> 隊長 <small>(任)</small> 事大監察 <small>(任)</small> 司令士	使部
刑政局	刑政局	理事 <small>(任)</small> 事大監察 <small>(任)</small>	捕亡率
	中監察 小監察	醫輻重 師方器小 閑馬械方	

備考(任)又ハ(兼)トアルハ參事ノ同等級ヨリ任シ又ハ兼ナルヲ云フ、副長ハ又軍監ヨリモ兼ヌ。

小參事三人 權少參事二人

藩内ノ小事務ヲ參判スルヲ掌内二人公用人トシテ在京朝命ヲ奉請シ藩事ヲ奏達ス。

正權大屬六人 庶務掛訴訟掛社寺掛

租稅ヲ收メ訴訟ヲ聽キ課稅ヲ恤ミ農事ヲ勸メ及ヒ社寺ノ事ヲ受ケ書記シ稽失ヲ檢シ藩内

一人在京邸中ノ庶務ヲ辦ス。

正權少屬六人 租稅掛兼小監察

金穀出納山川土木及ヒ廳中諸具ヲ調給シ賦役郵便租稅下調邸中修繕及ヒ倉庫堤防橋梁道路

水利山野河海諸般用度ノ事ヲ掌

史生二人 書記掛 文案ヲ勘署シ公文ヲ讀布告揭示日課抄割等ノ事ヲ掌

筆生四人 本員ニ從勤ス

廳掌四人 諸門ノ鎖鑰ヲ管シ候人ニ應接シ及ヒ士族社寺諸願伺届等ヲ進達スルヲ掌兼テ廳内ノ非違ヲ管ス

等外八人 米札掛 藩造ノ紙幣引替ノ事ヲ掌

等外捕亡掛 捕亡手指揮シ禁獄ヲ監護シ徒刑人ヲ使役シ藩内ヲ巡行シ淑慝ヲ覈明シ非違ヲ彈劾スルヲ掌

使部 使丁

君側五人 衣服飲食用度ノ諸般及公用ノ言上等代理及辦事指揮當直ヲ掌

幼君補佐五人

軍事局 兵制ヲ整ヘ武備ヲ實ニシ陣營輜重等ノ事務ヲ總判スルヲ要ス
小隊長一人 半隊長一人 分隊長一人 嚮導二人 卑官五人 樂手五人 兵員六十五人

藩學校 文徳ヲ修メ武技ヲ磨シ人材ヲ鑄鑄シ皇道ヲ補翼スル事ヲ講究ス

督學代一人 教授二人 助教二人

書數寮 書學教授二人 數學教授三人

練兵堂 劍術 數授二人 助教二人

此年(月不詳)職制改正に伴ひ官祿を改正したるもの左の如し。

知事 五十石 大參事 二十石 權大參事 十九石 小參事 十四石 大屬 十一石 權大屬

十石 少屬 九石 權少屬 八石 史生 七石 廳掌 六石 使部 四石四斗 陸軍中尉 十一

石 曹長 九石 權曹長 八石 軍曹 七石 學校教授 六石 同助教 四石八斗 同筆道 三

石二斗 同算術 二石 劍術教頭 四石 同教授 二石四斗

四年六月藩知事分部光謙上表して職を辭し、二十三日聽許され、同日藩を廢し、大小參事以下同日附を以て罷免す。大溝藩支配地は大津縣管轄となり、士族卒とも同縣貫族たり。

祿制 大溝藩の祿制は石代渡しと現石とあり。寛永二十年及び其後の給人帳には二十石以上を石代とし、二十石以下は現石又は扶持を給せり。幕末時代まで之に同じ。石代の渡し方は五十石に四十五俵(四斗二升入)を給與し、五十石以上のは五十石を引き去りし殘額の一割三分を俵に改めて給與

するなり。例へは百石代とすれば其五十石に四十五俵、殘餘の五十石は一・三を乗じて六石五斗なり、此を俵(四斗)に改め十六俵一斗、是に四十五俵を合せて六十一俵一斗を給與するなり。以上四百石に至るまで同一法にて算上す。五十石以下は三十石は四ツ物成にして三十俵(四斗二升入)二十石代は十八俵二斗なり。故に本藩にては知行何石と稱せずして何石代と稱せり。又右石代米は全部米にて渡さるゝに非ずして一部は銀渡なり。其定め方は百石代とすれば五十石分に米三十俵を渡し、殘高に法一割五分を乗じ、其積七個五を俵と見て右の三十俵に加へ、都合三十七俵二斗正米渡と定む。但し三十俵を渡さるゝなり。其殘二十三俵一斗は俵二十二斗五分の銀渡りなり。高二十石代は十八俵二斗の内六俵正三五七九十一の六月に一俵づつを渡し、残り十二俵二斗は同じく一俵二十二斗五分のかへにて二百八十匁、内五十六匁合力講に引き、殘銀二百廿四匁銀渡なり。

現石は二升入の込米(四斗二升入一俵をいふ)にて渡さるゝなり。現石十二石とすれば三十俵を給與せらる。

扶持は一口(二人扶持)に一日に扶持俵に玄米六合づつなり。扶持俵は本俵(京俵なるべし)の八合なり、故に本俵にて一日玄米五合づつ、一俵を四斗として八十日に一俵を渡さるゝなり。又君侯在邑中は小中飯を玄米扶持俵にて二合づつ(本俵にて一合六匁)増給せらる。二人扶持は即ち本俵にて一日玄米一升一合六匁を給せらる。但し三人扶持には小中飯を給せず、一日玄米一升五合なり。

知行五十石代以上を上士と云ふ、家老用人に上りて、藩政に干與するを得るは此家なり。三十石代を中士、二十石代を下士とす。(上士中士下士の稱は維新後なり)。三十石代以下には扶持米(二人扶持)を給與せらる。故に彼等を扶持方衆と稱す。上士と中士との間に恩遇懸隔多し。上士の嫡子は新知行として二十石代を給せらる。父の知行高の高下に拘らざるなり。又嫡子は近習勤とすれども、江戸勤番兩度勤めざれば採用されず、初めは皆中小姓勤なり。但し門閥の子は初めより近習勤とす。家督は中世までは上士の家なりとも十歳以上ならでは許されざりしを、幕末となりては幼年なりとて許さるゝ事となり、當歳、二歳にして家督したるものもありたり。

中小姓の家は現米八石及び二人扶持小中飯を普通とす。此二人扶持の内一口は家來の分として召上げ一口を給す。此二人扶持を上下扶持と稱するは一口は召使の扶持の意味なり。其子は八石一人扶持小中飯を給與せらる。又現米九石十石に増加せらるも子の扶持は同例なり。御小納戸となれば十石に増加せらる。是中士の家なり。中小姓組廻の家は又八石と二人扶持なり、但し組廻の子は下士席にして下士給なり。是を准中士の家とす。

右筆席、親は七石と三人扶持、子は下士席にして下士給なり。是も准中士の家なり。醫師席と云ふあり、右筆席の次とす。俸祿は右筆席に同じ。准中士の家なり。幕末此席なし。維新の際は以上を中士列とす。

下士の家(御徒士)は現米六石及び三人扶持とす。其子も同給を與へらる。其次に料理者席あり、現米五石一人扶持の家なり。父子同給なり。下勘定方は料理者席に同じ。以上准下士なり。

次に賄人席あり。現米四石に一人扶持を給す。此席は元來領民にして大家たるもの、大莊屋等を勸むる者を備ひ入れ、賄方たらしめ、其身一代限の進退自由なるものなりしなり。即ち最初は郷方の大家を一代限り使用したりしなり。故に料理者席までを本土分とし、御目見以上とも云ふ。賄人は加らざるなり。

中士幼年には二人扶持、下士以下は一人扶持を給す、共に小中飯なし。

上士江戸勤番等には高以外に渡し金あり。高五十石代に十四兩、集米五兩、殘高に石三匁(六十匁替)づつなり。其渡し方

高五十石代 三兩二分正月、 五兩集米正月、 三兩二分休息中閏月の時は二分毎月共 閏月 一兩二分上り前、(上りは歸國を云)

高八十石代 正月渡休息中渡四兩一分其他同前、

明治二年六月藩制改革により従前の俸祿を廢し等級を立つ。

一等 四百石 二等 二百五十石、百八十石、百七十石、百六十石 三等 百五十石、百四十石 四等 百三十一石、百三十五石、百二十石 五等 百石 六等 八十石、七十石 七等

五十石 八等 十二石二人扶持 九等 十石二人扶持 十等 八石二人扶持 十一等 六石二人扶持 十二等 五石二人扶持 十三等 四石二人扶持

嫡子給祿 一等 二十石父一等乃至三等は米金を給すれども嫡子祿なし。 二等 八石二人扶持父八等乃至十等同給 三等 六石二人扶持父十一等乃至十

此特別に官祿を定めて職員たるものに給す。其給額前項に擧げたり。

三年十二月再び藩制改革の爲め從來の等級を廢し、士族、卒二等とし、從來七等以上を上士族、十等以上を中士族、十二等以上を下士族、十三等以下を卒とす。其俸祿

上士 三十五石 准上士上士俸ノ分 家督ノ分 十三石 三十三石
中士 三十石 准中士 十二石 三十石
下士 二十七石 准下士 廿七石
卒族 十六石

以上は四ツ成渡しなれば上士は十四石、中士は十二石、下士は十石八斗とし、以下准下士八石、卒族六俵金拾貳圓とせり。猶此時定めし所は士族長男次男三男共十六歳に及ばば納米五俵を與へ、文武兩道を勉めしめ才能考試の上にて採用の事、士族不幸あり家督幼年の時は上士には扶持四口、中士以下に三口を給す、納米四俵を一口と定む。五十歳以上にして跡目定らずして死せば家督を許さず、實子

ありて歿し歳月を經過せざりし時は此限にあらず。悴を召出したる時は父の等より一等を下す。又上士の悴は准上士の末座、准上士の悴は中士の末座、中士の悴は准中士の末座、准中士の悴は下士の末座、下士の悴は准下士の末座、准下士の悴は卒族の上席たるべし。家督せし時は上士の家督は上士の末席、准上士の家督は准上士の末席、以下倣之。四年六月二十三日解藩す。此時大津縣に引渡の士族班列帳に依れば上士四十五家、中士三十九家下士三十七家准下士七家通計百二十八家なり。以上を大津縣貫族士族とす。永世家祿米元の如し。又卒三家あり。五年七月犬上縣にて士族に編入せり。以上の他足輕は備卒として引渡したるが、大津縣にて解備して扶助なかりき。

明治八年八月給與の制を改め家祿を廢し、明治五年より七年まで三ヶ年平均貢納相場二石につき金四圓五十六錢六厘二毛二糸を以て從來の永世家祿米を金祿に換算することとなり、右十二ヶ年分を積算して金祿公債を下附されたり。各級の下附額は左の如し。

金祿公債下附額表

家祿	下附額		戸數
	公債	現金	
石代銀十二ヶ年分	七六五 ^四	二、二二二	四五 ^戸
一四 ^五 ・〇	七六七・二二二	二、二二二	四九
一二・〇	六五七・五四〇	二、五四〇	三九
一〇・八	六一六・四四〇	一六・四四〇	三七

八・〇	(十四ヶ年)	五〇〇	一一・四一七	七
二・四	(十六ヶ年)	三六五	二・三四三	三
一・二	(十六ヶ年)	三六五	二・三四三	三

兵制 此時代に於て諸般の制度は最初制定せし以來著しき沿革なきを常とすれども、兵制については幕末の際洋式移入されてより其影響を受けて各藩とも改正したる點あり。本藩の兵制も亦必ず元和寛永時代の舊に非ざるべしと雖も、今初めに溯りて之を詳にする史料を得ず。此に幕末に於ける制度を擧ぐるに止むべし。

軍役人數總計四百八十九人、此を三個番手に分つ。一番手は百二十四人、之に屬するもの鐵砲手(足輕)二十人、大砲百目車臺二挺、騎士二騎、戰士四人、騎馬は者頭、長柄奉行長柄鎧十人、番頭騎馬にて一番手を統率す。二番手は百三十六人、之に屬するもの、騎馬とも一番手に同じ、但し騎士三人、統率は家老とす。三番手は二百二十九人、本陣なり。鐵砲手足輕二十五人、大砲は二斤百五十目、迦農砲各一挺、^{騎士、戰}騎馬は旗奉行、者頭、長柄奉行長柄鎧徒士十人藩主、御用人、陣場及小荷駄奉行とし、藩主統率す。一軍の馬疋二十八疋なり。

兵糧は一日分人米七合五勺、鹽一撮味噌五勺、馬豆五合、糠四升、飼葉一束餘、藁米俵一枚なり。總人數一日の用量は左の如くなり。

人数	摺米	鹽	味噌
一番手 一二四 ^人	〇・九三〇〇	一・二四 ^升	六・二〇
二番手 一三六	一・〇二〇〇	一・三六	六・八〇
三番手 二二九	一・七一七五	二・二九	一・四五
計 四八九	三・六六七五	四・八九	二四・四五
馬 二八疋	豆 一四升	糠 二〇二升	飼葉 三二束
			藁 二八枚

明治二年八月太政官より軍事を改正し、武備を充實すべき諭告あり。従來の兵隊を解き、更に常備軍二小隊、礮軍一分隊を編制す。猶士卒の無役なるものは平常練兵せしめて豫備に充つ。又從來蘭式なりしを英式に改む。三年八月佛式を採用す。同月各藩の兵制は高正税一萬石に一小隊を常備すべく兵員は十八歳以上三十歳以下を以てすべき旨官達に基き、大溝藩高は六千七百二十九石餘なれば一小隊を編成す。其編成は卒族を以てし人員六十六人、内分隊長以下八人樂隊八人、又別に士族を以て守城隊を編成し、同じく佛式を以て訓練す。隊長一人伍長十六人を置く。守城隊は兵卒隊と合同するを禁ず。十二月兵卒隊の小隊長を中尉、半隊長を少尉と改稱す。猶軍政に關しては前項職制條参照すべし。大溝藩の武藝場は別に修身堂敷地外に設置す。練兵堂と號す。修身堂創立以前より存在すれども、其創立年代詳ならず。維新前は師範の者なし、藩士江戸勤番中に他藩の教授者に就きて指南を受け、歸國して傳授するのみ。

幕末維新の際に於ける本藩が警衛の任に當りし事蹟を擧ぐれば、嘉永六年四月より安政二年四月ま

で江戸城常警橋門番、安政六年八月より翌萬延元年八月まで大坂城雁木坂門番を勤仕す。文久元年九月和宮東下によりて中仙道の内警衛人数を出す。三年五月若州海邊は京都近海樞要の地なれば援兵の手當あるべき旨達せられたるを以て兵數を備へ、出張の人員を定む。八月勅命に依て藩主光貞入京、十八日萩藩の堺町の警衛を止め其守兵を撤せしめられしかば、禁闕守衛の任に當り、二十六日御沙汰にて參内、詰合家來共も賜金を拜す。其後守衛人数を留めて九月八日光貞歸藩。同月四日より二十四日まで京千本通四條邊を警衛す。又同月より明治二年二月まで東山雲母坂を守衛す。元治元年六月京都の形勢急を告げ、名代重臣をして人数を率ゐて守衛所へ出張せしめ、十一月十二日常州脱走の徒越前路へ屯集したる爲め守衛所の人數を増し、且つ領地は京都衝要の地なれば警衛を嚴重にす。明治元年正月伏見騒亂、重臣人数を率ゐて入洛す。二月親征の爲め中仙道鳥居本、番場、醒ヶ井、柏原四宿の間官軍通行の時、兵糧取計、人馬繼立及び各宿警衛の爲め名代分部勝之助、人員五十一人を引率して出張し、又十七人を増員す。三月鞍馬口に出兵す。二年二月二十八日御留守中禁裡警衛を命せられ、軍事局、兵員、豫備員の内より士族十六人卒三十五人小者八人を上洛せしむ。三月行幸御發輦の時逢坂山を警衛す。又同月より十二日迄非常の際は鞍馬口出兵を命せらる。十一月十四日御留守警衛を免し歸藩を命せらる。四年從來の警衛を免せらる。

朽木家 谷朽木家に於ける職制は小藩の制に同じかりしならんも今其組織を徵すべき記録なきが故に詳にし難し。大要は家老三人あり。其家筋は朽木石川石井横井川島等とす。其下に用人七人あり。

雑事を分擔す。又目附三人あり。御支配と稱するもの二人あり。加番役三人あり。其内交代にて、一人づゝ山中關を守りしなり。御給人は又雑務に服し、其家より用人となり目附となる。役所を角部屋と云ふ。萬事を此にて處理す。年貢を收納するに本倉、新倉、針畑倉あり。奉行代官の制は知るべからず。又家臣の數は百四十人許、内徒士五十人足輕八十人許あり。

江戸屋敷は小石川春日町に在り家老一人用人二人在勤す。用人は朽木役所と一年交代なり。家老も同じかるべし。

朽木家の祿制詳ならず。家老は六十石用人は四十石なりしと云ふ。明治維新の際に於ける扶持方の改正は明治二年十一月給人格以上を凡て四十石高とす。十二月九日士族祿制を定めて廩米を給し領知を召上ぐる旨達あり。太政官達旗本は凡て士族とし、其地方に貫族せしむ。又其家臣の三代以上の者は相應の扶助を下附する旨達せらる。朽木家祿高四千七百七十石に對し、現米百三十五石を給せらる。三年二月家臣移住地を定めて願ひ出で四月二十日許可あり。五月去年十二月の祿制に基き、家臣の扶助願を大津縣に提出す。其人員家老を除き、用人本庄彦六以下四十二人、三代以下の者十四人なり。此月朽木家にてさしむき家中中間まで扶助を給す。徒士以上十五歳以上二斗十四歳以下一斗、足輕四升五合中間三升五合の割(以上は一人分なり)にて家族の數に應じて給與せらる。即ち士分には其家族十五歳以上五人同以下五人ならば、一石五斗なり。此時中間を解雇す。十月大津縣に扶助渡方を請求す。此時認め出したる人數は三代以上の分三十五人、二代以上の分十三人なり。十二月大津縣にて太政官より

り未だ使令なきを以て便宜の取計として拜借金を下附す、四十三人に十五兩づゝ五人に五兩づゝなり。四年正月大津縣より旗本家臣の扶助一時渡し、年賦渡し、其希望を上申すべき旨を達す。年賦は五年にして、三代以上にて從來の高六十俵未満四十俵までは年に三十兩づゝなるを、一時金とするときは五分を減す、即ち百四十二兩二歩なり。家老に對する扶助詳ならず。六月四日朽木役所に舊臣を召し離別として目錄一人に二百疋、四十七人を與へ、又御徒、足輕にも同じく之を與へて小宴ありたりき。

代官役所 領王の本國が遠隔なる爲め代官を派遣して之を治めしむ。其役所を代官役所と云ふ。代官とは村部を治むる職名なり。各代官の所在は領主の條にあり、參照すべし。代官役所には代官一人手代數人あり。郡山領の海津代官所にては代官一人手代三人、書役二人あり。小濱領の舟木役所には代官一人手代三人あり。明治三年鞠山藩を併合したるとき手代二人を増員せり。代官は本藩より派遣するを例とすれども其地のものを以て補することあり。加賀藩に於ける今津氏の如き伯太藩に於ける古我氏の如き其例なり。今津氏は慶長七年前田芳春院より河原林忠行に今津弘川兩村代官及び取締方を命ぜらる。其後前田家より加賀領の代官に補し、利常今津姓を賜ふ。扶持米十石、享保十二年十二月九石となる。代々相續し來りしが、文化十四年三月時の甚右衛門太盛不届の事あり、百姓之を訴へしかば扶持を放たれ、文政三年五月弟喜十郎をして相續せしめらる。(又甚右衛門と稱す)太盛は加賀に召され歸國を許されず。其後の甚右衛門も亦不届の所業あり。領民非違を列舉して之を訴へ、安政六

年八月甚右衛門退役、甥健次郎に家督を命せられたるが、翌年四月右兩人及肝煎加役等都合八人遠慮を命せられ、内六人その秋赦免、代官二人は文久二年八月閉門を赦免せらる。萬延元年四月兩代官閉門申渡されしより、本藩より算用場小頭一人、御歩横目一人を差遣せしめて代官事務を採る。文久三年(七月四日達す)江州郡奉行二人を置く、加藤右門、永原亮三郎此に補し、翌年四月芝山直左衛門、野村傳兵衛之に代る。以後奉行は一年を任期とす。代官役所は今津氏宅なりしを、郡奉行を置きし時今津西福寺門内及び辻川町民家を用ひ、明治二年春辻川町西に役所を建設せり。(五月十六日移轉) 鞠山領の代官澤文太夫も野田村の者なり。常に百姓に千兩二千兩の御用金を課し、自己の有金名目にて領主に貸付け、又は自己の蓄となし、領民迷惑甚し。天保二年七月十二日領内十六ヶ村民、箆笠竹槍にて其宅に押寄せ、家倉諸道具を破壊せり。當時文太夫の身代四萬金と稱せり。其比京都にて代貳百疋にて黄金の陣鐘を求め、甚珍重したりしを、此時に又破碎したりと云。

堅田領にては濱分村の岩佐光伯元祿十一年に郡方役となりて、世々之を襲ぎ、其後西郷氏知行所となりし時又岩佐貞一地方役として西郷氏領近江十三ヶ村淺井坂田甲賀高島四郡の租税民政を取扱へり。此時貞一は用人席、男市之助は給人席に列せり。(西郷役所は淺井郡延勝寺村に在り。岩佐氏の事務は濱分村にて執りしや否や詳ならず) 凡本郡に所領少きものは近郡の代官所より支配し、海津の郡山代官所は高島淺井二郡五十三村を支配せり。

明治元年各藩職制を改め新名を制定す。代官所は何々出張所と改む。例ば海津代官所は郡山藩民事局海津出張所とせるが如し。(同藩解藩の際は五年二月晦西濱村西榮寺にて藩主が惜別の宴を催せり) 村役人 一村に一人の庄屋あり、其下に一人乃至三人の年寄あり。此を村役人と云ふ。又年寄の下に組頭あり、五人組の長なり。村政に參與せり。一村の納租、行政、其他村全般に關することは皆庄屋の支配なり。本郡には枝郷多し某村に附屬したる人家小數の村なり。枝郷にも又庄屋年寄あり。一村にして分領となり居るものは屋敷は判然たる區劃あれば各領ごとに庄屋年寄を置けり。但し山林田畠にては入り交りて錯綜し、例へば海津に於て一字の田地なりとも甲地は郡山領、乙地は加賀領、丙地は天神朱印地、丁地は寶幢院朱印地といへるが如く入り雜れり。一村にして各領ごとに庄屋ありたるが故に太田村の如きは七人づゝの庄屋年寄あり。試に弘化四年の庄屋年寄を示せば

公料(古附)	庄屋	嘉右衛門	年寄	六左衛門
公料(新附)	〃	利三郎	〃	又三郎
公料(濱手組)	〃	清治郎	〃	友右衛門
郡山領	〃	修藏	〃	七郎兵衛
膳所領	〃	清治郎	〃	友右衛門
大溝領	〃	孫市	〃	市兵衛

旗本蜂屋領

彌五郎

次兵衛

此の如し。其内公領に三人あるは幕府領たる以前に領主が各別なりし關係に依るものにして、北仰村の如きも舊佐久間氏兩家に分領されしかば、其公領時代には所屬代官までも異なりて北方は大津代官に屬し、南方は京都代官に屬したれば、自然庄屋も相異ならざるを得ざりしが如し。

郡山藩にては庄屋の上に大庄屋を置く。享保十五年七月林傳内、尾上四郎左衛門、井關吉郎次、岡本十太夫を小給人格とし帶刀を免して高島淺井兩郡五十三村の大庄屋としたるを始とす。井關は西濱村、岡本は澤村の人なり。(林、尾上は淺井郡に屬す)井關は知内、蛭口、石庭以北十四ヶ村海津三町、岡本は澤、辻、森西以南十四ヶ村の大庄屋たり。大庄屋の職務は此時四人に申渡されたる條目に依れば、庄屋が取扱ふところの年貢米銀を監督して期に後れしむべからず。其大津廻米の期は早稻米は九月晦日限、大豆は十月晦日限、中稻晚稻米は十二月二十日限とす。百姓の訴訟は仔細に聞届けて代官所に達すべく、其取扱は慎重公平にして怠慢なるべからず、寺社の訴訟も村庄屋の取扱ひしものは大庄屋より代官に達すべし。又河川用水の普請を暨し、及び洪水の際は防備の任に當り、領主より下されたる令達は急速に傳達すべしとなり。又彼等が郡山表又は二里以上の地に出張すべきときは輕尻馬一疋荷物持一人を給與され、領分廻村には村人馬を用ひしめ、他領には賃銀を給與されたり。大庄屋給は村高二厘掛りとし其支配高に應じて藏方より渡し、村方よりは此分を年貢米と共に納入すべきものとせられたり。大溝藩にても亦大庄屋あり。文政頃は鹿ヶ瀬村又久、藁園村園右衛門をして此を勸めしむ。其職責、支配區域等は今詳ならず。

各村に郷藏あり。一時年貢米を收納するところとす。郷藏番も村人より選み、又山林藪等の領主林ある村にては藪守を置けり。村より給料を與ふるものに猶定使あり。彼等の給料は米を以てして、其額戸口の多少によりて一定せず。庄屋は多きは四石、三ツ矢村富坂村等は五斗なり。年寄は一石、少きは三斗、郷藏番は一石、少なきは五斗、定使は二石、少なきは五斗とす。村役人の任期は各村相違あるべし。郡山領中庄村は文化十年の定にては庄屋は三年毎に選舉し、年寄役は二年を期とせり。(此も選舉せしなるべし)。

加賀領の村役人は他領と異なりて、庄屋を肝煎と稱し、其下に内達、加役、組合頭あり。海津中村町の役員數は肝煎二人組合頭五人とす。天保五年三月組合頭をして肝煎の補助たらしめたり。肝煎數は寛文九年に定めしところは今津村四人、一人に二石五斗の扶持と村中より一石を給す。弘川村は三人一人に扶持と村より給米一石、中村町は二人、扶持なくして町中の給米一人二石五斗とす。

大溝村方の田畑は下石垣、新町、福井、中西、舟組の五部に分れ、各小村の如し。大溝村に庄屋年寄あり、彼に屬して更に此五部に庄屋肝煎あり(福井、中西、舟組には莊屋のみ)年貢米等を取扱ふ。大溝町方は町年寄、町代あり、庄屋を置かず。

第三節 民政

巡見使 徳川將軍の交替ある毎に臨時に派遣して諸國の治績を檢察せしめしものなり。元和三年渡邊宗綱、永井白元、牧野正成等三人をして諸國を巡察せしめしを初とす。寛文七年巡見使派遣の時條令を下す。其要旨は公料私領とも町在とも仕置の善惡を視察すべし、切支丹宗の仕置盜賊等の仕置を視察すべし、近年運上となりしもの其地にて高直にして、諸人迷惑せざるか、買置して賣するものなきか、金銀米錢の相場は如何、公事訴訟はとり用ふべからず、高札の設けなき地は之を設置せしめ、文字不明のものは改めしむべき事等なり。此條例は後の巡見使の準據する所なり。

巡見使は各國に分ちて派遣せられ、幕府は其巡視すべき國々に對して豫め道路橋梁の修繕掃除、宿泊所休憩所の營繕を禁止すれども、各藩にては其通過は甚畏敬するところなるを以て、第一に高札場を修繕して高札の文字を書き改めしめ、道路を掃除し、土橋板橋を修繕し、通行路より見ゆる所の無作法なる建物は撤退を命じ、又通行の際の心得として一般領民に令する所は其通過の際及び前後の日は物靜にして火の用心は別して念を入れるべきこと、人馬割符は遲滞なく差出すべきこと、供の面々に對して不作法あるまじき事、宿泊休憩の場所及び道筋へは割符の人馬以外は猥に立ち入るべからざること、回國中は鐵砲を打つまじきこと、おごし鐵砲たりとも同様のこと等なり。又其地の庄屋年寄

に對しては巡見使の尋問に應答すべく豫め藩より其村の條項を示して豫習せしめたり。是庄屋は通過の道順は其村限り案内すべきものなるを以てなり。今小濱藩が其領分上古賀村に授けたるものを擧げて當時巡見使視察の概要を示すべし。(但此文書の年代は寛政四年の時のものなりや天保九年の時のものなりやは詳ならず。)

酒井修理太夫殿領分上古賀村にて御座候御道筋御案内可仕候可申上事

一此所支配役人郡奉行代官御用も可有御座哉罷出居申候若州方用人役手醫者是又御用も可有御座哉罷出居申候旨可申上事

此分申上ル

御尋御答

- 一 村高之事 六百廿貳石五斗可申上候
- 一 御取之事 七ッ五厘可申上候
- 一 家數之事 百七十六軒
- 一 一人高之事 七百七十九人
- 一 牛馬數之事 七十疋 内二疋馬
- 一 小物成之事 公儀御小物成椿山一ヶ所松林山一ヶ所右二ヶ所御年貢五石每歳大津石原清左衛門様え上納仕候
- 一 持之事 山持杯御尋被成候は、少々之儀御座候得共持申程之儀にては無御座候
- 一 氏神之事 氏神御座候得共社地申上候程之社には無御座候
- 一 寺數之事 四ヶ寺御座候内禪宗三ヶ寺東本願寺一ヶ寺御座候
- 一 田畑斗代之事 上田一石二斗 菜畑九斗
- 一 中田一石 上畑三斗

下田八斗 中畑二斗
下下六斗 下畑一斗

- 一 猪鹿之事 荒申候得共百姓共夥數追拂申候
- 一 道法之事 上古賀方朽木迄二里
- 一 城山之事 無御座候可申上候
- 一 夫食之事 每歲多少は御座候得共被貸渡候
- 一 糶納之事 近年糶納の中は無御座候可申上候
- 一 社倉米之事 每歲被貸渡候可申上候
- 一 船數之事 無御座候可申上候
- 一 獵師之事 無御座候可申上候
- 一 たばこ作り候儀御尋有之候はゞ少々作り申候旨可申上候
- 一 水吞茶屋之儀此度態々こしらへ候哉と御尋被成候はゞ前方御座候水吞所にて御座候可申上候
- 一 長尾村高 四百石餘
- 一 同村家數 八十軒許
- 一 中野村高 三百石餘
- 一 同家數 六十軒許
- 一 安曇川流 九里
- 一 領内 下古賀境方あら川境迄五十丁
- 一 燒之儀御尋御座候はゞ去夏六十軒餘焼失仕候旨可申上候事
- 一 右に付地頭御數ひ米有之候儀と御尋被成候はゞ御座候旨可申上候事

巡見使は寛永年中能勢小十郎、城半左衛門、中根五兵衛を近江丹波丹後北陸七國^{十ヶ}に、寛文七年溝口源右衛門、堀主膳、川勝孫四郎を近江伊賀以東信濃甲斐に至る十三ヶ國に派遣せられしも、此時本郡を通過したりしや否やは詳ならず。今本郡の文書記録によりて其通過の詳なるものを擧ぐれば、五代綱吉將軍以後なりとす。

天和元年、將軍綱吉代、大關勘右衛門、中根佐兵衛、内藤十之丞をして近江、若狹、越前、越後、加賀、能登、越中、佐渡を巡見せしむ。七月二十二日大溝泊。

寶永七年、將軍家宣代、島田藤十郎守恒、高井作左衛門端清、寛助兵衛爲勝をして近江等八國^上を巡見せしむ。七月二十五日大溝泊。

正徳二年、將軍家宣代、此時は公領地のみ巡見にして、勘定二十人の内二人づゝを一組として分遣し、御徒目付一人づゝを添へたり。本郡に差遣せられたるは原新六郎、山崎平三郎にして御徒目付は成瀬又八郎なり。其巡視國は伊勢に始り近江山城丹後丹波の五ヶ國なり。九月七日江戸を發す。伊勢を経て本郡に入りしは十月にして泊りは海津、山中^{劍熊}村、石庭、西濱、五十川、三尾里、休憩は野口、開田、澤、深清水、太田の各村とす。其各村宿泊の日は詳ならず、石庭村へは十五日なり。又人馬は石庭村より今津へ繼げり。

享保二年、將軍吉宗代、鳥居權之介、天野傳兵衛、小菅伊右衛門をして近江、北陸八ヶ國を巡見せ

しむ。三月二十一日大溝泊。

延享三年、將軍家重代、大久保江七兵衛、山岡五郎作、筑紫宇兵衛をして近江北陸八ヶ國を巡見せしむ。伊香郡片山村より竹生島參詣菅浦泊、翌日大浦通り鹽津浦泊、翌日權現坂越にて又片山へ出で山本村より東江州を大津に出で、三月二十日大溝泊、それより朽木谷に入り海津に出で、二十一日泊、翌日今津に引返して熊川より小濱に至れり。

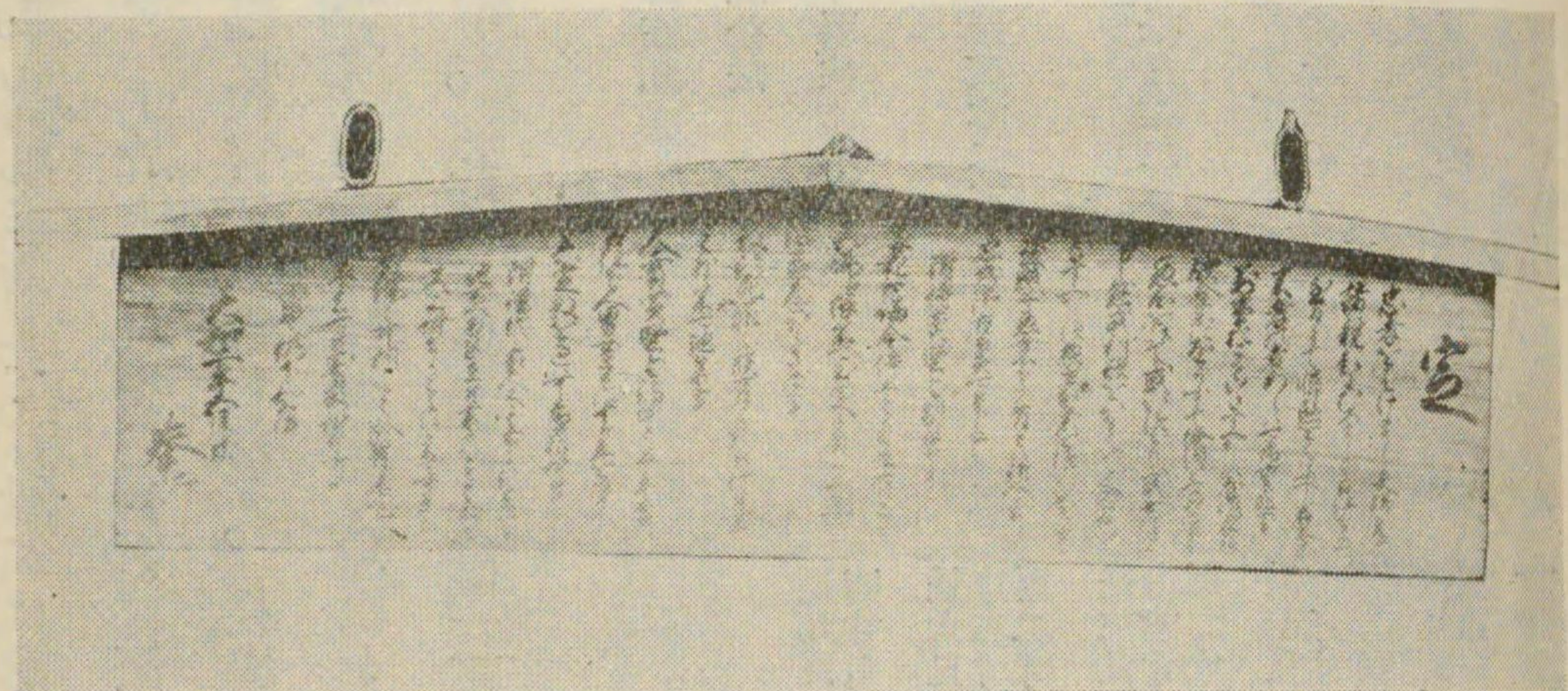
實曆十一年、將軍家治代、依田金十郎、前田半十郎、杉浦猪右衛門をして近江北陸八ヶ國を巡見せしむ。三月十九日大溝泊。

寛政元年、將軍家齊代、筑紫從太郎、大久保長十郎、堀八郎右衛門をして近江北陸八ヶ國を巡見せしむ。三月十八日大溝泊、十九日今津晝、海津泊、二十日海津出立、今津晝、朽木泊、二十一日大杉越若狹に入る。此時の一行は筑紫從太郎供駕籠三丁馬十一疋、海津本陣米屋平兵衛、下宿八木吉左衛門、大久保長十郎供駕籠二丁馬六疋、海津本陣磯野源兵衛、下宿角屋作兵衛、堀八郎右衛門供駕籠二丁馬六疋、海津本陣龜屋庄右衛門、下宿油屋長左衛門なり。

天保九年、將軍家慶代、木下内記、石尾織部、寛新太郎をして近江北陸八ヶ國を巡見せしむ。四月十三日大溝泊、十四日今津晝、海津泊、本陣源兵衛、平兵衛、善四郎なり。十五日今津休朽木宿、十六日若狹に入る。

嘉永六年七月將軍家定繼立したるが時に外國船來舶し、國費多端の際なるを以て、巡見使は三年^{安政}四年^{安政}まで派遣を猶豫すべき旨なりしも、是より遂に廢止せられたり。

高札 幕府の禁令を板に書き、一定の場所を定めて揭示し、人民をして周知せしむる爲めのものを高札と稱し、其揭示場を高札場又は制札場、或は略して札場と稱せり。當時高札は重大視されしものにて、巡見使の巡見も高札は其一にあり。寛文七年巡見使に示したる陸方衆申渡の一に家數多き所にて高札場なきときは之を設置せしめ、從來の高札場の高札の文字不明となりしものは書改めしむべき事を命せり。高札は一般には領主より下附し、其高札面には領主の「右之通被仰出之間、領分の鞏堅可相守者也」との添書あるを例とすれども安永八年三月海津の制札は京都二條役所より下附されたり。其制札は何れの分なるか今詳ならず。明治元年三月高札書き替の時は各村に令して舊札をけづりて大津裁判所に持參せし



高札

めたり。高札に對しては村民は尊敬を拂ひ、御高札と稱し、高札場の前を通行するにも敬意を失はざるやうにしたり。札場の營繕は領主の負擔なるも、管理は村民に依託され、修繕を要する場合は村民より其旨代官に申告したり。札場は札の數によりて大小あれども大抵は六七尺に幅三四尺高三尺の石垣を積み、其上に柱を立て屋根を覆ひたり。今寺久保村の高札場の仕様書を舉げて、其一般を推知せしむべし。(此の仕様書は天保三年か、然らずは弘化元年なり)

覺

御高札場

一ヶ所

此仕法

- 栗柱二本 但 長九尺 四寸角
- 同貫木二本 但 長六尺 巾三寸 厚二寸
- 松差梁二本 但 長三尺五寸 巾四寸 厚二寸八分
- 同桁三本 但 長七尺五寸 巾三寸五分 厚二寸五分
- 屋根裏杉板十五枚 但 前後流三尺 巾一尺五寸 板巾一尺 厚八分
- 同瓦下葺杉皮二坪半 但 右同斷葺 二枚重葺

- 杉破風板四枚 但 長三尺 巾五寸 厚八分
- 同雨除板二枚 但 長五尺 巾八寸 厚八分
- 栗土臺四本 但 長六尺五寸二本 同三尺五寸二本 四寸角
- 同わく木二本 但 長三尺五寸 四寸角
- 同扣貫三挺 但 長六尺五寸一挺 同三尺五寸二挺 巾三寸厚一寸
- 同ませ木四十本 但 長二尺四寸 二寸角
- 同ませ木貫八挺 但 長六尺五寸四挺 同三尺五寸四挺 巾三寸厚一寸
- 石垣積直し 但 長六尺五寸 横三尺五寸 高三尺
- 積石六十内六ッ柱根請石ニ遣之 但 高三尺 長六尺 横三ッ
- かつら石四本 但 長七尺二本 同三尺二本 巾五寸 厚四寸
- 御高札掛折釘 六挺

屋根瓦 一式

釘 一式

大工手間

人足 但石垣積立石持運共

右一式

銀三百六十六匁

右者其村御高札場、及焼失候ニ付、此度書面之通御尊請御仰付候間、木品等無相違入念、丈夫ニ相仕立、追而出來形見分可請之候以上。

辰八月

今中幸右衛門廻

寺久保村

庄屋

年寄

高札場は各村に必ず之を設置したり。一村若し分領となり居るものは各領とも之を置きし爲め、一村にして二個以上其分領だけの札場ありたるなり。假令は海津町は加賀、郡山二藩に分れたれば加賀藩は中村町に郡山藩は東町に設置したり。札場の位置は各村往來多き所を選定し、海津にては共に西近江路に沿ひ、今津にては本町住吉宮島居の北に置きたり。各村の高札は大概二枚にして郡山藩は切支丹禁制、火付の二枚に、土地によりては公料の山林、竹藪の制札を加ふ。山中村は土地の關係上火付を廢して捨馬の高札を掲げたり。海津東町には切支丹、火付の外に忠孝、毒藥の二枚及び領主より切支丹、火用心、他一枚文誦三枚を掲ぐ。高札場には又領主よりのものも掲げしなり。小濱藩にて

は米穀の稔る時分より極月まで藩主の年貢皆濟以前に、米大豆を他所に出すべからず、借物返濟すべからざる高札を掲げたり。西濱村は切支丹、火付、何事によらずの三枚とす。膳所藩の各村は切支丹米止め小濱藩と同じく領主よりなるべし大溝藩の各村は切支丹及び何事によらずの二枚なり。各領を通じて切支丹札は必ず掲せられたり。慶應三年十二月、將軍慶喜大政奉還したるも從來の制度變更なき旨の高札、翌正月慶喜、兵端を開きたる上は誅伐の爲め仁和寺宮征討將軍に任せられたれば、賊徒に與し又は彼黨を潜伏せしめたるものは嚴刑に處すべき旨の高札を掲ぐ。三月從來の總の高札を撤し、太政官の三定二覺五枚の高札を掲ぐ。其内の士民本國脱走禁止の札は四年之を撤せしめ、其他は六年に撤去を命せられて高札の制止みたり。

徳川時代に屬する高札文面を左に収録すべし。

定 (切支丹札)

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成もの有之は申出べし、御ほうびこして

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同斷

同宿並宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之、たごひ同宿宗門の内たりこいふこも、訴人に出る品により銀五百枚可被下之、かくし置他所よ

りあらはるゝにおいては、其所の名主並五人組迄一類共に可被處嚴科者也、仍而下知如件

天和二年五月日

奉行

右之通被仰出之間、領分之輩堅可相守者也

分部若狹守

定 (何事によらずの札)

何事によらずよろしからざる事に百姓大勢申合せ候をこころごこなへ、こころうしてしるて願がひ事くはたつるをこころごいひ、あるひは申あはせ村方立のき候をてうさんご申、前々より御法度に候條、右類の儀これあらば居村他村にかぎり早々そのすじの役所へ申出べし、御ほうびごして

こころの訴人 銀百枚

こころの訴人 同斷

てうさんの訴人 同斷

右之通下され、その品により帶刀苗字も御免有べき間、たごへ一旦同類に成るごも發言いたし候ものゝ名前申出るにおいてはその科をゆるされ御ほうび下さるべし。

一右類訴人いたすものもなく、村々騒立候節、村内のものを差押へ、こころにくわゝらせず、一人もさし出さる村方これあらば、村役人にも百姓にても重にごりしづめ候ものは御ほうび銀下され、帶刀苗字御免、さしつゝきしづめ候ものごも、これあらば、それご御ほうび下しおかるべき者也。

明和七年四月

奉行

右之通被仰出間、領分之輩堅可相守者也。

分部若狹守

定 (火用心の札)

一火を付る者をしらは早々申出べし、若かくし置に於ては其罪重かるべし、たごひ同類たりご云ごも申出るに於ては其罪をゆるされ、急度御褒美下されべき事。

一火を付る者を見付は、これを捕へ早々申出べし、見のがしにすべからざる事。

附あやしき者あらば、せんさくをまけて、早々奉行所へ召連來るべき事。

一火事出來の時みだりに馳集るべからず、但役人差圖之ものは格別たるべき事。

一火事場へ下々相越、理不盡に通るに於ては御法度之旨申聞せ通るべからず、承引なきものは搦捕べし、萬一異儀に及ば、討捨てたるべき事。

一火事場其外何の所にも金銀諸色拾ひ取らば奉行所まで持參すべし、若し隠置他所より現はるゝに於ては其罪重かるべし、たごひ同類たりご云ごも申出る輩は其罪をゆるされ、御褒美可被下事。

一火事之節、地車大八車にて荷物をつみのくべからず、鑓長刀刀脇指等拔身にすべからざる事。

一車長持停止す、たごひあつらへ候者有ごも造るべからず、一切に商賣すべからざる事。

右條々可相守之、若於相背は可被行罪科者也。

正徳元年五月日

奉行

定 (忠孝の札)

一 忠孝をはけまし夫婦兄弟諸親類にむつまじく、召仕の者に至るまで憐愍を加ふべし。若不忠不孝の者あらば可爲重罪事。

一 萬事おごり致べからず、屋作衣服飲食等に及ぶまで儉約を可相守事。

一 悪心を以或はいつはり或は無理を申かけ、或は利欲をかまへて人の害をなすべからず、總て家業をつこむべき事。

一 盜賊惡黨者有之は訴人に出づべし、急度御褒美可被下之事。

附博奕堅令制禁事。

一 喧嘩口論令停止之、自然有之時、其場へ猥に不可出向、又手負たる者隠し置べからざる事。

一 被行死罪之族有之刻、被仰付輩之外不可馳集事。

一 人賣買令停止之、並年季に召仕下人男女共、十ヶ年を限るべし、其定數を過ば可爲罪科事。

附譜代の家人又は其所に往來輩他所へ罷越在付、妻子をも令所持、其上科なき者を不可呼返事。

右之條々可相守之、於有違犯之輩者、可被處嚴科旨所被仰出也、仍如件。

天和二年五月日

奉行

條々 (毒藥の札)

一 毒藥並似せ藥種賣買之儀、彌堅制禁之、若於商賣仕者可引罪科、たこひ同類たりこ云きも訴人に出る輩者、急度御褒美可被下之事。

一 似せ金銀賣買一切停止たるべし、自然持來るに於ては兩替屋にて打つぶし、其主に可返之、並はづしの金銀似せ金銀は金座銀座へつかはし可相改事。

附似せ物すべからざる事。

一 寛永之新錢金子一兩に四貫文、勿論一步には一貫文、御料私領共に年貢收納等にも御定之員數たるべき事。

一 新錢之義いづれの所にも御免なくして一圓不可鑄出之、若違犯之輩有之者可爲罪科事。

附惡錢似錢古錢此外撰るべからざる事。

一 新作の慥ならざる書物商賣いたすべからざる事。

一 諸色之商賣、或は一所に買置、しめうり或は申合、高直に致すべからざる事。

一 諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず、總て誓約をなし、結徒黨義可爲曲事。

右之條々可相守此旨、若違犯之族於有之者可被處嚴科者也、仍下知如件。

天和二年五月 日

奉行

覺 (捨馬の札)

捨馬之義に付段々被仰出之處、頃日も捨馬仕候者有之候、急度御仕置に可被仰付候得共、先此度も流罪被仰付候向後捨馬仕候者於有之者、可被行重科者也。

十二月(貞享四年)

特種の制札は安曇川材木十分一運上の制札、舟木、河原市、上古賀各村にあり。其文面第四節租税舟木番所の條に收む。明治元年三月湖水取締役所より船舶の制札を大溝、船木、今津、海津に立つ。此制札は大津に各村々役人船年寄を召寄せて渡されしが、四月二十日大津裁判所より撤去せしめたり。其本文左の如し。

定

一 今般御一新に相成、兼而近江國之儀は京都御備場之儀に付、穀物湖水下り積之儀は一切相成申間敷事。

一 船改印代替改不受者候は、通船不相成事。

一 船賃定又は相對にても取極候直段々水主共船中にて増錢等申込候共、一切差出し申間敷候、萬一兎や角申候は、其最寄之船役人へ早々可訴出事。

右條々堅相守可申者也。

慶應四年

湖水取締

辰三月

役所

宗門改、五人組改、鐵砲改 宗門改は宗旨人別改とも稱す。人民が宗旨の切支丹宗に非ざるを證せしめ以て切支丹宗を禁遏する爲めなり。毎年各村毎に宗門改帳を作製し、前書には村内一人も切支丹及び日蓮宗不受不施派、悲田宗の者なき旨を誓へり。不受不施、悲田宗共に日蓮宗の一派にして又幕

府より禁制せられたるものなり。此帳は公領は代官、各領は領主に提出し、寺院も亦各自の宗門證文を作りて京都寺社奉行に提出せり。又寺請證文あり、所屬するところの寺院より其宗旨たることを證明して村役人に差出したるものにて村役人は一村を取り集めて代官に差出すものなり。縁組、移住、或は他地方に奉公するにも必ず其寺院よりの宗旨證文を携帶せざるべからざるなり。是を寺請狀と稱せり。文政十二年冬大坂にて切支丹宗のものあり又湖東敦賀邊にてもありしこの噂ありて、翌春より寺請證文嚴重となり、海津六ヶ寺にては二月二十日頃より毎夜檀家を其寺に集め、慶長十八年五月の邪宗門禁止條目十五ヶ條を讀み聞かせ、六ヶ寺出座して何かと演説あり、檀家をして固く掟を守るべき捺印を命じ、佛壇なきものは速に之を備へ、親命日、兩度彼岸、益正月には寺參りを怠らず、年忌法會を營むべく、神棚あるものは撤廢すべき旨を諭せり。此後寺請證文は其村に居住するものなりとも之を要したり。明治に至りて宗門改帳は大津縣に提出せり。明治四年十月太政官令を以て廢止せらる。左に宗門帳前書、寺請證文の一例を示すべし。

切支丹宗門制禁寺請帳前書 (一) 桂村、堅田藩、年代不詳

一切支丹宗門之儀者累年御制禁被仰付候得共彌以此度御穿鑿に付、村中大小之百姓召遣之男女共、門家借家並出家山伏行人空無僧博士大夫其外穢多乞食非人等に至迄、遂吟味可任旨被仰付、當村住居之者一人も不殘、明細に吟味仕候處、右宗門之儀者不及申上、從前邪蘇宗門に而轉候もの類族之者、曾而無御座候、依之且那寺請印爲仕申候、猶以自今以後無油斷五人組限に相改、疑敷宗門之者御座候は、早速御注進可申旨被仰付、奉畏候、依之村中人別寺請判形差上申候事。

一何れ門流共誰弟子共不知僧尼有之候は、可申出、僧俗共尋常に替り勤行仕、佛具其外怪敷道具等所持仕候もの有之者可申出事。一面々宗門且那寺判形仕、新且那之儀者猶以入念、他所之もの者、古郷方且那寺委細吟味仕、先祖方且那者勿論、疑敷もの無御座候に付、判形仕候事。

一他國他所方縁付罷越、或養子入百姓之儀者、從古郷先祖之宗旨名者、五人組立會、切支丹宗門類族無御座候哉、委細遂吟味、其者古郷方證文受取候事。

一年久敷他所に罷在、古郷方罷歸り候者、以前之宗旨當前之宗旨相違候哉、他所に而之且那寺迄委細相改、當御役所え古郷歸り御斷申上、其上差置可申候事。

一此帳面連判外之もの、一人も不殘村中住居仕間敷事。

一他所方召抱候奉公人男女、並爲半季共寺請狀庄屋方へ取置候事。

一切支丹宗門御制禁御高札損候敷、文字見へ兼候は、可申出事。

右之趣庄屋年寄五人組惣百姓常々無油斷吟味仕候、尤切支丹宗門御制禁御高札之趣、村中下々迄堅相守可申候爲後日依而如件。

同上前書 (二)馬場村、嘉永二年

一耶蘇宗門之儀、兼々御改被成候、其上寛文五乙巳年從御公儀様御法度書之御寫被下頂戴仕、並改様御添書奉拜見、被爲仰付候通失念不仕、一ヶ月に一兩度宛惣百姓に爲讀聞相改申候、彌五人組相定召仕之男女迄〔寺請狀取置申候、當年も御改被成候に付、庄屋肝煎五人組惣百姓迄寄合、銘々宗旨相改、且那寺之請狀取置申候、於當村に日蓮宗不受不施並元祿四辛未年被仰渡候懸田宗之者一人も無御座候。

一當村に寺無御座候、猶此帳面之奥書に改書附印形仕、差上申候以上。

寺請證文

宗旨證文之事

要

粹

三人

右宗門之儀は代々淨土眞宗當寺且那紛無御座候、若御法度之切支丹宗門に申訴人於有之者、何時成共拙僧罷出、其時將明可致候、爲後日之寺請狀、仍而如件。

文政七年二月

中村町

御役人中

福善寺(印)

五人組は比隣五戸を一組とし、行政團體の單位としたるものにして、住民たるものは必ず其組合をなすべきものとす。五戸を一組となすを原則とすれども、人戸及び土地の状況により一二の増減を免れず。一組の長を組頭と云ふ。組合は組内に切支丹宗のもの、或は犯罪者等の潜伏を防遏し、組合員の納税犯罪に對しては一同責任を負ふべきものなり。此關係よりして各自相親み相助け、吉凶慶弔することとなり、向ひ三軒兩隣なる語は一段親密の關係を示す語となれり。各村にては五人組帳を作成し、一村連判して支配役所に提出するを五人組改と云ふ。其組帳は毎年作成すべきものなれども、各藩にては必ずしも然らず。郡山藩領にては六年毎に改めたり。組帳には各自守るべき條項を擧げ、次に誓詞を載す。連判の起原は豊臣氏時代にありと雖も、本郡にては天和又は享保に前書を定めて後は此を踏襲せり。左に一二の例を示すべし。

中庄村五人組帳前書

差上げ申五人組一札之事

一吉利志丹宗門之儀前々方御改被成候通、村中家持之儀者不及申、男女子共召仕之者並門屋借屋抱之者、其外出家社人山伏行人庵僧鐘叩穢多乞食非人等に至迄、村中之者一人も不貽今度穿鑿仕候へとも、右之宗門無御座候、村中之儀者不及申、繼他所に御座候共、見出し聞出之候者、早速申上御褒美可申請候、若隱置脇方訴人御座候者、名主五人組之儀者不及申、村中之者迄如何様之曲事にも可被仰付候事。

附他所方越來候者亦者下人等抱申候者、宗旨を改寺請取可申候事。

一吉里支丹宗門之儀者不及申、人を殺候者歟、亦者盜賊其外徒者在之由、何方方も斷有之者、無油斷其村中之惣百姓として召捕指上げ可申候、郷中之力に而不罷成儀も候は、欠落不申候様に仕置、早速可申上候事。

一行衛不知窄人一切置申間敷候、併名主五人組穿鑿仕、慥成者に而親類縁者證人を立、猶致手形者、彌得御意可申候事。

附他所方郷中へ引越候者同前之事。

一不依何者に人を殺候者歟、亦者堂宮山林にかかまり、不審成者猶在之者、所之者隣郷共に出合搦捕、差上げ可申候、若其場にて難搦候者、何方迄も跡を慕參候て落着所へ斷、相搦可申候、縱如何様成者に而候共、打殺申間敷候事。

一何方方も惡黨人欠落來候付而は其所に留置、早速可申上候事。

一博奕ほうひき、惣而諸勝負仕間敷候事。

一人賣買仕間敷候、年季にて召置候とも、限十年抱可申候事。

一田島永代之賣買仕間敷候、年季を切而賣買候は、名主五人組加判之手形を以賣買可申候事。

一盜人為用心、村毎にて詰りよき所に番屋を作り夜番可申候、郷中之儀者勿論、隣郷に而盜人見出し於聲立者、早々出合捕候様に常々百姓申合、油斷仕間敷候事。

附出家社人山伏行人庵僧鐘叩穢多乞食非人等盜人之宿を仕、又者同類も有之候歟、つね／＼よく／＼證取可申候事。

一百姓衣類之事、名主は絹縮布木綿、脇百姓者布木綿計着可申候、絹布之類者襟帶等にも仕間敷候、何に而も紫紅梅に染申間敷候事。

一名主百姓男女共に乗物にのり申間敷候事。

一惣而奢之儀仕間敷候、佛事祭禮等に至迄、不應分限結構仕間敷候事。

一耕作念を入仕、御年貢之儀者被仰付候通、極月十五日以前に急度皆濟可申候事。

附御口米之儀前に方御定之通上納可申候事。

一御年貢引負欠落可仕見及申百姓御座候は、五人組中僉儀仕、名主方へ相談を以押置可申上候、油斷仕爲致欠落候者、其者之御年貢五人組辨濟其上彼者尋出可申事。

附無紛身上不罷成、御年貢皆濟成かね候百姓候は、先其五人組並惣百姓中に而取かへ、被仰付候日限之通皆濟可申候事。

一御公儀御用之儀、何方方申來候とも、少も無遅々相調可申候、御廻文參候者亦先々即刻相届可申候事。

一耕作も商賣諸職も不仕、郷中之相談にもはつれ、或者喧嘩好、或公事すき、惡事仕者に候は、無隱可申上候事。

一惣而百姓企惡心、一列仕間敷候事。

一喧嘩口論出來候は、所之者出合相留、埒明可申候、若内々に而不相濟儀に候は、双方之申分可申上候、勿論手負之者候は、押置、早速可申上候事。

附行衛不知死人御座候は、可申上候事。

一往還之路次者不及申、惣而道橋あしき所候は、無油斷作り可申候事。

一御免之者之外、一切殺生仕間敷候事。

附鐵炮之儀者役衛之外、一切所持仕間敷候事。

一懸堀落堀又は道をせはめ、田島仕出し耕作仕付申間敷候事。

一逃散之百姓並欠落之輩、縱親類縁者たりとも云ふとも、一切置申間敷候事。

附出家社人山伏虚無僧かれうち穢多乞食非人等、惣而怪敷者一夜之宿もかし申間敷候事。

一用事在之而郷中へ参り候ものは各別、用事なくして他所方切々來輩、郷中に置申間敷候事。

一他所へ用所して参候敷、又は神佛へ参候共、泊り参候者は其子細五人組え届け可置候事。

一獨身の百姓無紛相煩耕作成かれ候時は、其五人組は不及申、一村として互助合、耕作仕付御年貢致上納様に可仕候事。

一いか様之小百姓に而候共、私として所を追出し申間敷候事。

一前々方有來候百姓を潰、田島持隠に仕儀者不及申、縦死失候跡職潰申百姓之田畑に候とも、持副に不仕得御意可申候事。

一本田島之儀者不及申、或荒起或新田島、又は切決之田畑、並島成田等は御座候は、一步之所成共、無隠申上、御年貢上納可仕候事。

一いか様成惡所にて候共、あらし申間敷候事。

一田を島に仕候て不叶所御座候は、得御意畑に可仕候事。

附田島を屋敷に仕候共、又は屋敷を田島に仕候共、得御意可申候事。

一郷中に若火事出來候は、御藏へ懸付、御藏かこひ可申は勿論、御藏、無氣遣火事にて候は、火本へ参、消し可申候、惣而つね／＼火之用心大切に可仕候事。

一御林竹木切取之儀は不及申、下木下草成共一切苅取申間敷候事。

附百姓四壁之竹木並樹木等あらし申間敷候事。

一御手代衆依怙最負、惣而下々に至迄非分成儀御座候は、無隠可申上候事。

一御手代衆へ何成とも進物仕間敷候事。

附不斷之儀者不及申、御用在之而郷中へ御越之時も、何にても百姓振舞造作仕間敷候事。

一不寄何事、御用之人馬御遣候は、其品々御手代衆方書付を取、人馬出し可申候、御手代衆御帳に御記被成候間、右之帳にも名主判形仕置可申候事。

一御年貢御割付被下候時、惣百姓中並出作之者迄立合見候て、割額、御割付寫仕、右御割付見申候と致奥書、惣百姓並出作之者迄

連判仕、名主所に置可申候事。

附御割付之寫仕、百姓方にも所持可申候事。

一小檢見之帳被下候は、惣百姓中出合指引割仕、奥書惣百姓見申候てわり極候と致斷書、判形仕、御手代衆へ指上可申候事。

一御年貢納帳並夫錢帳閉目毎に名主並小百姓四五人印判仕、其上御手代衆も右之帳に御判被成御渡し候間、御年貢米金並夫錢等名主方へ渡し、度々右之帳に付納候員數之所に銘々百姓印判仕置可申候、勿論請取手形も其時に仕名主方百姓方へ相渡可申候事。

一夫錢惣而懸り物、御年貢へわり入申間敷候事。

附夫錢萬懸り物取替候而は、利足を加へわりかけ候族も有之由左様に候へは、百姓迷惑致候間、其時々にわり仕、埒明可申候事。

事。

一御年貢御藏へ納候は、御藏之戸に鎖子を懸、御手代衆と名主百姓相印仕置、鎰は御手代衆御持被成候、拂之度々立合御藏出し可仕候、勿論何方へ御米渡り候共、手形を取置、御勘定可仕候事。

一百姓之子幼少にて親にわかれ、百姓仕儀不罷成候は、親類並名主五人組相談を以致證文、田島預り置、御年貢御役等相勤、其子成人斷次第に預り置候物共無相違相渡し百姓に仕付可申候事。

一御手代衆並名主百姓勘定相之儀者不及申、内々に取引萬端之儀、手形を以差引可仕候事。

一村々名主之儀惣百姓相談を以體成者名主に仕定申上は、御年貢引負其外如何様之私曲出來候共、惣百姓方へ御懸り可被成候事。

一夫錢其外何成共不審成入用、名主わり懸申候は、早速詮議仕、其時々可申上候事。

一他所者出入之儀者不及申、同百姓中間にて六ヶ敷事出來候は、名主長百姓立會證儀仕、埒明可申候、尤内々に而相濟不申候儀は可申上候、親類縁者に候共依怙最負仕間敷候事。

一御藏番之儀者其村々に而無油斷可仕候事。

一御藏漏候はぬ様に可仕候、勿論壁垣又は下敷等迄念入可申事。

附風雨之時者御藏へ參見候て、破損之所候は、御手代衆へ申上、御藏繕可申候事。

一御用在之而御手代衆郷村御廻り候時、馬一疋水夫一人つ、出し可申候、其外無御断して出し申間敷候、勿論御手代衆私用にて御通り被成候時は御定之通駄賃請取可申候事。

一於在之所に馬盗人有之間、不限晝夜不審成者牛馬を牽通候付而は、其落着所迄相尋、惟在之體に見及候は、郷次に送届け、落着所之名主五人組へ儘申断、可罷歸候事。

附儘成口入なくして、牛馬賣買一切仕間敷候事。

一盗人之贖物郷中之者見出し候歟、又は他所之者見出し聞出し其届有之候者、名主五人組早速出合、詮儀仕可申上候事。

一何に而も盗人にさられ候歟、又は致見付物候歟、惣而不寄何事に不審成儀候は、可申上候事。

一惣而百姓中間に而公事出来不仕候様に常々吟味仕、惣而正路に御公儀御用大切に可仕候事。

一此一札に仕候印判、取替不申、萬事之證文に仕置可申候、若紛失仕候は、印判相調、御手代衆へ懸御目、其上いつも印判替候と五人組御帳に致断書、替之印判可仕候事。

一此書物名主所に寫置、百姓寄合之度々讀爲聞可申、惣而御法度之旨、不寄何事急度相守可申候事。

右之條々少も違背仕間敷候、爲其名主百姓立合吟味仕、五人組相定、一札指上げ申候、若相背族在之候は、其五人組者不及申名主百姓共に如何様之曲事にも可被仰付候、仍而如件。

天和二年戊四月

山中村五人組帳前書

條々

一前々從公儀被仰出候御條目之趣、自今以後被仰出候御法度之旨、堅相守可申事。

一五人組之儀、家並最寄次第五軒宛組合、借地店借寺社門前下人等に至迄、諸事吟味仕、惡敷事無之様に可仕事。

一切支丹宗門之儀、御制禁之條、若不審成もの有之候は、早速可申出候事。

一父母に孝行、夫婦兄弟親類とむつましく可仕候、若諸親類と不和に而異見をも不用、不孝不儀之輩在之者、庄屋年寄五人組致吟

味可申出候事。

附常々家業無油断可仕候事。

一兼而被仰出候通、捨子堅仕間敷候、惣而便なき老人幼少之者有之者、其所に而介抱いたし、其旨可申出候事。

一領内鐵炮之儀、吟味之上預置候外一切所持仕間敷候事。

一人賣買御制禁之條、堅可相守、召仕之男女抱候節者、宗門相改、儘成人主請人手形を取、可差置候事。

附他領え奉公に出候者有之は、可申出候事。

一捨馬不仕、尤馬之筋のへ申間敷候、自然放し馬牛有之は、庄屋年寄立會、大切に養置、早速可申出候事。

附馬牛調候は、儘成證文を取、庄屋年寄五人組可相断事。

一御朱印傳馬並往來之次人馬、先規より勤來候儀不及申、傳馬宿之外たりさいふさも、御用に而通り候衆在之は、晝夜風雨をいさ

わす、人馬無滞出し可申候、若囚人通候は、無油断人馬を出し、大切に可仕事。

附往來之對旅人、不作法成義仕間敷候事。

一押賣押買仕間敷候、他所方來候對商人、不作法不仕、縱輕き者に而もかるしめ、かさつ仕間敷候事。

一田畑永代之賣買並米納賣之儀、御制禁之條、堅可相守、縱年季質物に入候共、不可過十ヶ年、尤庄屋年寄五人組加判を以、證文取かわし可申候事。

附田畑他領え年季質物に入候は、其断可申出候事。

一所に而跡々より有來候酒屋之外、自今以後新酒屋、請賣之酒屋仕間敷候事。

一火事喧嘩、其外不依何事、不慮之儀有之におゐては、早速注進可仕候事。

一村中に火事出来之節之儀、兼而得差圖、其下知に隨ふべし、惣而常々火之用心、五人組切に致、吟味大切に可仕候、若火事出事候は、人別に手桶を持、火元え駆付、火消可申候、尤其趣早速御代官迄注進可仕候、若不罷出者在之は可爲曲事。

附野火付申間敷旨、童部下々迄兼而可申付、若燒候は、早々駆付、火消可申候事。

一旅籠屋之外、他所之者に一夜之宿借し候共、庄屋年寄五人組え可相斷、縱往還之旅籠屋たりといふとも、旅人逗留仕におゐては庄屋年寄五人組立會、吟味之上留可申候、尤怪ものには一夜之宿成共、借し申間敷事。

附旅人何成共取落候は、早速追懸、爲持可遣事。

一旅人相煩候者、又者酒之醉有之は、庄屋年寄立會、所持之品々相改、在所俗名承届、介抱致置、本復之後、右之品々可渡遣、煩重きにおゐては、可申出事。

一他所方手負之者來候節は、庄屋年寄立會介抱致置、委細逐吟味可申出事。

一倒死候者有之は、庄屋年寄立會、委細相改、所持之贖物致相封、死骸番人を付置、可注進、尤尋來者有之は様子、承届、早速可申來候事。

一欠込者有之節、追手之者慕來、其届け有之におゐては、早速村中之もの馳集り、隨分取逃不申様に致置、可注進事。

一博奕賭之諸勝負、一切可爲停止、尤宿堅仕間敷候、若相背者在之は、訴人に出へし、縱同類たりといふとも其科をゆるし、品により可褒美、其上仇をなさ、るやうに可申付事。

附用事なくして切々來もの有之候は、五人組として可致吟味事。

一喧嘩口論在之は、開付次第出合取押可申候、人を討、立退候もの有之は、捕置可注進、若捕逃候は、跡を慕、落着所を見届、預置可注進事。

附惣而欠落仕者有之候は、其趣可注進事。

一堂宮山林に怪敷もの不罷在様に常々吟味可仕、惣而行衛不知もの一切差置申間敷事。

一郷中番屋之儀、如有來差置、不審成者有之者、聲を立可申候、自然夜盜人候は、番人者不及申、所之もの共不殘かけ付、捕可申候、むさご放し申間敷候、若不出合もの有之者、可爲曲事事。

附家毎にたいまつより棒、支度仕置可申事。

一新祝之寺社不可建立、並供養祭之類は、ち等來方外不可致事。

（通事） 附り住持神主代り目之節は可申出事。

一神事祭禮有來通相勤、新規之條仕間敷事。

附佛事作善、不應分限結構不可致事。

一勸進能相撲操其外諸見物類、可爲停止、若子細有之は可申出事。

附遊女歌舞妓子之類、一切不可差置事。

一不限何事徒黨かましき儀仕間敷候、惣而公事出入之儀有之は、庄屋年寄五人組立會取扱、不相濟儀は可申出事。

附荷擔致もの有之は、可爲曲事事。

一境論無之様に常に念入可申事。

附荒地之起新開等、少も隠置申間敷候、尤新開に可成所有之は、可申出事。

一用水之儀、先規之例を以、兼而相定置、渴水之節、評論無之様に可仕事。

一洪水之節は庄屋年寄百姓不殘罷出、田畑不流様に可仕候、堤川除井堰溜池之普請、常々無油斷可仕候、大破之所有之は可申出事。

一往還之道橋は不及申、脇道に而も常々無油斷繕之、人馬通路無難儀様に可仕事。

附有來候道並堀溝を、田畑へ切込申間敷事。

一川船渡舟運賃之儀、古來定之通不可違亂事。

附不慮之破船在之は、近所之者共早速出合、可相働事。

一御林は不及申、山林並四壁之竹木根に伐荒し申間敷事。

一村次に廻文、不限晝夜、先々へ相届、手形取置可申事。

一質物之儀能々致吟味、髓成證人を立、可取之事。

一 百姓家作之儀、分限方軽く可仕候、目に立候普請不可致、衣類之儀、庄屋年寄妻子共、絹紬布木綿可着之、小百姓は布木綿之外無断して不可着、惣而綸子紗綾縮緬羽二重類、襟帶等にも不可用事。

附無断して男女乗物並乗鞍刀可遠慮、惣而奢ケ間敷儀不仕、儉約を可用事。

一 田畑讓候節、高十石方内に當り候様に分申間敷候、若無據子細在之者、可申出事。

一 簞取養子取組之儀、庄屋年寄五人組立會、能々念を入、重而六ヶ敷儀無之様に可仕、但分限相應に物毎軽く可致事。

一 不依何者、他所方引越候者在之者、出所遂吟味、慥成請人を立其断可申出事。

附所生れのものたりさいふも、年久他所に罷在、立歸もの之は、其断可申出事。

一 他所え罷越、一宿に而も可仕節は、庄屋は年寄に申合、其外之者は五人組に断罷出、歸候は其届可仕事。

一 跡式之儀兼而書置仕、庄屋年寄五人組立會致加判死後に出入無之様可仕事。

附跡目無之もの相煩、病氣重く候は、庄屋年寄五人組立合、存生之内、爲致書置、親類其外所之者共加判仕置、死後に出入無之様に可仕候、其外不慮に死失候は、所持之品に、庄屋年寄五人組立會相改可申出事。

一 獨身之百姓耕作成候節は、五人組して助合、田畑荒し不申様に可致事。

一 訴訟其外不依何事、申出儀在之は、五人組え断、庄屋年寄を以可申達、若取次不仕候におゐては、直に可申出事。

一 庄屋年寄非分成儀申懸、小百姓を掠におゐては可申出、百姓我儘致し、庄屋年寄之申付をも不致承引もの有之は、詮儀之上可爲曲事。

曲事。

一家中之諸士に對し、乗打慮外仕、惣而家中之奉公人に不作法仕間敷事。

一 諸役人並侍中は不及申、足輕中間又者に至迄、金銀米錢衣類酒肴等、其外一切音物仕間敷候、尤金銀米錢雖爲當分之事、一切借し申間敷候、諸役人郷中の出候節、賄之儀、所有合之物を以軽く可仕候、一切馳走仕間敷候、尤私用に而罷出候節者不及沙汰事

附役人は不及申、家中之諸士其外下々、非分在之におゐては可申出事。

一 每年物成免定出候は、大小之百姓寄合、扱見仕、免割無高下様に勘定可仕候、並年貢米金、庄屋年寄諸拂之儀、手形取かわし

置、重而出入無之様に可仕事。

附年貢皆濟無之以前、穀物獵他所へ不可出事。

一 庄屋年寄印判替候は、判鑑を以可申出、其外之者は庄屋方迄判鑑可出置事。

一年中村入用掛り物之儀、其村々庄屋年寄立合帳面に記、判形致置、無高下割合、重而出入無之様に念を入可申候、若不吟味之儀相聞候は、僉儀之上庄屋年寄可爲越度事。

右之條々堅可相守、若違背之族在之は、僉儀之上當人は不及申、品により親類縁者庄屋年寄五人組まで可爲曲事者也。

享保十九寅年正月

右御條目之趣、大小之百姓其外村中之もの不殘承知仕、奉畏候、常々無油断吟味可仕候、若違背仕もの御座候は、當人者不及申上、親類縁者庄屋年寄五人組まで、何様之曲事にも可被仰付候、爲其村中相談之上、五人組相極、連判帳面差上申候、仍て如件。

享保十九寅年正月

山中村庄屋年寄
連署

鐵砲は此時代に於て庶人が所持携帯するは嚴禁されし所なるを以て又毎年鐵砲改ありて各村庄屋より改證文を役所に提出せり。庶人が所持するを許されたるものは威鐵砲、用心鐵砲なり。威鐵砲は獸畜驅除に用ふるもの用心鐵砲は盜賊に備ふるものとす。獵師には獵用の鐵砲を許せり。此等の鐵砲は毎年鐵砲改證文に載せて報告せられたり。又各村より村明細帳を提出する場合あり、假之は巡見使の通過の如き場合なり。此時の明細帳には持高、年貢、戸口、等等に鐵砲をも書き載すべきものとせり。左に鐵砲改證文の一例を擧ぐべし。

鐵砲改證文

指上申一札之事

一兼而御改被成候鐵炮之儀、相替儀も無之候哉と、今度御吟味承之候、享保十五戌年差上候證文之通並に寛政九巳年御改之通、村中百姓並寺社方共少しも替職無御座候間、此以後若替儀御座候は、其品早速可申上候、常々被仰付置候通、彌以無懈怠毎月五人組寄合吟味仕候、猶以自今以後無油斷成之、御改之節指上候證文並巳年御改之通、急度相守可申候、依て庄屋肝煎年寄證文如件。

嘉永四年亥五月八日

江州高島郡上古賀村

庄屋、年寄、肝煎

武久彌平太様

堀口友左衛門様

民政の方針 此時代に於ける幕府及び各領主が民政の方針は忠孝主義にあり。而して年貢の收納を完からしむるを目的とす。云はゞ百姓は領主が忠實なる小作民の如きものたらしむるにありとすべし。忠孝主義は既に高札に掲げられたるが、此時代を通じて屢々告諭せられし所は此兩主義の申合にあり。領主に於て若し事ありて臨時多大の經費を要したる時は即ち告諭を發して百姓をして殊更に勤儉を守らしむ。衣服には制限あり、冠婚等は簡略にし、遊藝を禁じ、男女の上方に奉公するは上方の風俗を見習ひ、田舎の惇素の風を害し、農業を怠るものなりとて之を禁するに至れり。大溝藩寛政十一年文政五年天保十年の令。村民も亦此旨を體して村仕法を定めし時は、此主義を登録するを第一とす。左に各藩の令を摘録して其一般を知らしめんとす。

大溝藩

〇覺

- 一 此以前より如被仰出、在々所々之輩奢たる儀不仕、農業を專にいたし、進退持たつる様に常々心懸、諸事無油斷はげまし可申事
- 一 庄屋惣百姓共に、自今以後、不應其身屋作不可仕、但道筋之町屋人宿仕輩は可爲各別事。
- 一 百姓之衣類前々より如御法度、庄屋は妻子共に絹紬布木綿、脇百姓は布木綿之外不可着之、ゑり帶等にも絹紬をも不可致之、庄屋惣百姓男女共に衣類紫紅にそむべからず、此外之諸色かたなしに染可申事。
- 一 百姓食物つれ／＼雜穀を用へし、八木(米)猥に不可食之事。
- 一 名主惣百姓男女共に、のり物一切可爲停止事。
- 一 勤進能相撲あやつり等之見物之類、在々所々に一切不可留置之事。
- 一 神事之祭禮或葬禮年忌之佛事、或婚禮諸事之祝儀等に至まで、百姓に不似合不可致結構事。
- 一 右條々堅可相守之旨、庄屋つれ／＼改之可申付之、違背之族於有之は庄屋五人組より其所之奉行人代官え急度可申達之、若隱匿之、脇より令露顯は、庄屋五人組迄可被行曲事者也。

寛文八年三月 日

〇申渡覺 (大溝町に下したる分)

- 一 町中之者家業を大切に相勤可申、相定り候口錢を以渡世致し候筈に候間、高利を貪申間敷候、衆人之爲に相成候様に實儀を以賣買致し候得は、自然と繁榮に相成候。
- 一 銘々親孝行專一に勵可申候、女は別而舅姑に孝心を盡し可申候、子供は男女共親々方急度申付、不孝放埒に無之様に相嗜せ可申候。
- 一 博奕等堅停止申付候、萬一有之候は、急度咎申付、其宿者過錢三貫文、南隣向隣は二貫文つ、申付候、然れば相互に致吟味急度慎可申候。
- 一 於當町毎月朔日十一日二十一日右三日市立被仰付、頭取之者共直段之儀正直に相立、衆人和合いたし候様可仕候、若し不正直之

義有之候は、急度答可申付候。

一 是迄之郷宿之者共、村々方何によらず貨物持參致候は、請取、賣主差急き候は、内仕切遣し置、三日市立の上本仕切遣可申候、尤定り之口錢引可申候、市立相濟候上、帳面町奉行所え差出し可申候。

一 婚禮元服等儉約を立、無益之費を省き可申候、並石打等堅制禁申付候、近所之者制道致可申候、若し有之候は、近所之者答可申付候。

一 京大津へ奉公に出居候者共、京大津御屋敷え書付を以御届け可申候、本人名前親々名前並居所之名前、書付を以差出し可申候、年頭盆中御屋敷え御禮に罷出可申候、尤持參ものは仕間敷候。

右之通以書付被仰出候。

天明四辰年十月

○申渡覺 (村民に下したる分)

一 御領下村々の者共申談、農業を第一に勤可申事。

一 銘々親々え孝行專一に勵可申候、女は別而舅姑に孝心を盡し可申候、子供は男女共親々方急度申付、不孝放埒に無之様相慎み可申候。

一 悪事を企、或は偽等申觸、諸人を惑し並徒黨を致し、強放之事共不仕候様、急度相慎可申候。

一 博奕等堅停止申付候、萬一有之候は、急度答申付、其宿は過錢三貫文、兩隣向隣は貳貫文宛申付候、然者相互に致吟味、急度慎可申候。

但他領入組之所にて有之候は、先方之庄屋え相届可申候、若庄屋不吞込に候は、先々地頭へ相届可申旨可申遣候。

一 此度御領下困窮之者御救のため、紐糸會所被仰付候、依之軒別にわた百匁宛紡出候様に被仰付候間、銘々出精可仕候事。

一 於大津毎月朔日十一日二十一日市立被仰付候、町方にて是迄郷宿致し候者共世話被仰付候間、村々方何によらず貨物共郷宿へ勝手持參いたし置、右三日に荷主共寄集、市立候上、代銀請取可申候事。

一 御領分中商ひいたし候ものは、不殘右三日に立合可申候。

一 村々若きもの中ヶ間を立候儀堅停止申付候、婚禮元服等親類共計寄合可申候、向後仲ヶ間之會合仕間敷候、並石打等堅制禁申付候。

但嫁取等有之候は、近所之もの氣を付制道可仕候。

一 御領下にて産物共御引立被仰付候、藍染漆其外何にても心かけ、取納可申候、尤奉行人より差圖可有之候。

一 村々に商人有之候不宜候、向後新規に商賣仕間敷候、是迄いたし來候者は其通にて差置候。

一 村方百姓にて三味線稽古仕間敷候。

但農業情に入候得は右之類無益候、嗜き好み候より道樂に相成、農業疎候間差留候、尤音曲停止にては無之候。

一 京大津へ奉公に出居候もの共京大津御屋敷に其もの名前並在所之名前居所之名所書付を以相届け可申事。

天明四年甲辰十月

○御觸書寫

一 男女奉公上方へ是迄勝手次第罷越候、然る所上方の風俗を見習罷歸候に付、田舎風俗に不似合に罷成、農業之怠に相成候、先達ても大御目付中様方も都而在中風議惡敷、旅商人すら立入せ申間敷之旨被仰出候事に候、上方は此諸職人之住候場所にて、是え奉公致候得は、耕作之ためには決而不相成候、以來上方え男女奉公之儀、御指留め被仰付候間、此旨承知仕、決而指遣し申間鋪候。

一、當村奉公に罷出候者共、職方習候者、店方年切奉公人の外は、不殘御呼歸し被成候間、銘々え申渡し、來年中呼戻し可申候。

一 上方え縁付養子儀は勝手次第之事に候得共、縁付又は養子參候者は、先方何と申所何と申者の妻又は養子も右同様、委敷書付以相願可申候、先方も京都は京御屋敷、大津は御藏、左之通之書付指出し、相願可申候、大阪は村役人え受取、村方の願書に致差添差出し可申候。

御斷申上候口上之覺

一江州高島郡何村御百姓誰と申者之娘、私妻に貰可申、熟談相願出申候、村方御願申候は、御聞届被遣被下度、此段御願申上候以上。

年號月日

京何町

何屋誰印

分部左京亮様

京御役人中様

一諸職稽古或は店方年切奉公に参度と申者は、是迄之通可爲候、尤いつ方へ参り候とも、何商賣に何國之誰方へ年切に遣し可申旨書附を以願出可申事、右之通被仰出、末々百姓迄不洩様可申聞候以上。

寛政十一年未十一月

大溝郡奉行

○文政三辰年より申年迄五ヶ年之間

御省略被仰出一統え申渡御ヶ條書

殿様段々御成身被爲在、無程御乗出し等、莫大之御必用相見へ、其上去夏地震に付破損所御修復御失却多、下地萬端御省略に候得共、當辰年より申年迄五ヶ年之内、御勝手向猶亦殿敷御取締被仰出候間、其段相心得、銘々凌方においても彌質素儉約相守可被申候、依之左之通被仰出候。

一銘々恕才無之儀には候得共、御家中之古格いつさなく風儀移易く候得共、左様之氣付無之向も可有之、此以後猶風俗惡敷成行候ては不相成事に候、御家中威儀不相立候ては、一統之見込薄く、上之御威光にも拘り、自然と御政務之障にも相成候間、銘々深く了簡可有之者勿論之事。

一席々之禮儀者勿論、朋輩懇意中たり共、不作法附合無之様可致事。

一脇差一腰にて出歩行候儀、並不恰好成衣體、致申聞敷事。

一冠木御門より内、御作事方之外無務にて立入無用之事。

一町在元立出、圓合候儀有之間敷事。

一御用向者勿論、諸士行作意なきうへ、手輕き遊獵御構無之事に候得共、風體町在之ものに相紛候様之不恰好成儀無之様致し、且趣意卑劣不相成様之心得可有之事。

一家内行儀正敷不締不相成様、常々相示、別て婦人寺社參詣、其外共相應之供人等可有之、諸事不躰様可致事。

一平常之暮方音信贈答杯、致超過古格、禮儀却て等閑に成行候ては不相成事に候、古來より御家風之通風俗厚、時之流行に不相染候様、質素儉約可爲專要事。

一銘々無人相凌候に付、心得違之儀出來不申様可致事。

一御切米方之向も前條之旨相辨、諸事隨身之心得可爲專要事。

一兼て被仰出候通、家作衣服致超過間敷、彌質素に相心得、女子供たり共、紬類之外、心得可有之事。

但帶高料之品可致無用候、並頭之飾はきもの等に至迄可有心得事。

一吉凶臨時振廻之儀、可成丈致省略、重き吉凶之節たり共、一汁二菜に限り可申事。

但酒取扱候共、輕吸物一ツ、取肴二種に限可申事。

一吉凶贈答物之儀申談候て、可成丈相互に致省略、相止候様可致候、無據向は酒一升、或は豆腐七丁迄之内にて取扱可致事。

但他之品相贈候共、右之直段迄之内にて省略可有之、勿論見廻之食籠等取扱候儀は可致無用事。

一江戸往來之節、相互に錢別土産物惣て可致無用事。

一目待之節聊神酒取扱候共、其余酒食向物入多儀は申談、相止候様可致事。(以上は藩家中への令なり)

從是下々條町在御達。

一神事之節引山之儀、五ヶ年之間、祭禮當日町方計爲引可申事。

一町在にて婚禮其外吉凶振舞頼母子等に、京大阪より肴物野菜類取寄、超過成料理いたし候趣相聞候、以來急度停止被仰付候事。

但若御法度不相用者於有之者、遂吟味候上、過分之過料可被仰付候事。

右

○兩郡村々へ觸書 蘭生村に

當年格外之違作にて、米價も高直に相成一統凌方難澁之趣、追々相聞、彼是御憐愍之御世話も被下、且村々高持之者方助力之趣も相聞候得共、當年之困究一通りならざる事に候へば、たごひ來年豐作に候とも、容易に平常之暮方に立戻り申間敷敷に候へば、來酉年方亥年迄三ヶ年之間嚴敷儉約之仕法相立候様被仰付候間、猶村方にても申談、萬端省略致し、奢ヶ間敷儀致間敷候、不時に見廻り之者も可被指出候間、心得違無之、左之箇條之趣急度相守可申者也。

申十二月(天保七年)

郡奉行所

村々庄屋

年寄

惣百姓へ

猶又追而村々へ右箇條書寫一册ツ、可相渡候間、折々讀聞せ候様可致候、將又役人並高持之者へ大勢申談、無體之願等申出候村方も有之哉に相聞不埒之事に候、追而御吟味も可有候間、心得違無之様可致候。

一元服之節一盞にて引裂腸に限り可申事。

一養子嫁娶之節、有合品一汁二菜限振舞、進物等堅無用之事。

尤隣家友達無餘儀向、一盞にて數之子に限り可申事。

一日待講神明講宵待、神酒にて相濟可申事。

一出産うぶゆ之節、有合之品一飯一汁一菜にて親子にかきり可申、其外振舞進物堅無用事。

一神事之節相互客來者勿論、重之内取遣無用事。

一盆踊之儀一夜に限り可申、格別豐年に候ば、二夜、其餘無用之事。

一盆基参り之節酒食相互無用之事。

一報恩講之節、住持之非食事並重之内取遣、堅無用之事、附彼岸参無用之事。

一年忌佛事之儀、一周忌後、住持並忌服掛り之外相招候儀堅無用之事。

一堤普請並溝堀造り、惣而參會之節、酒食堅無用之事。

一五節句並惣て祝ひ之節、酒食に招合候儀者勿論、重之内取遣堅無用之事。

一若き男女秋休まごなへ、酒食取扱候儀無用之事。

一衣類之儀兼て被仰出候通り、惣て木綿に限り可申候、たごひ無據他所へ参り候節たりきて、木綿紋付に限り可申事。

一はき物之儀、なら草履雪踏皮はなを堅無用之事。

一煮うり菓子くたもの類、何によらず費ヶ間敷品、商ひ候儀堅無用之事。

一受酒屋之儀、年久敷商ひ來り候家者、先暫其儘被指置候得共、居酒決て爲致申間敷候、尤村方申談にて指留候儀は勝手次第之事。

加賀領

江州今津村
弘川村

一夫傳馬宿賃等、公儀御定之通違背任間敷候、其外萬端御法度相背申間敷事。

一吉利支丹宗門村中切に相改、不審成者於在之者、即刻可申上候、博奕停止之事。

一不依上下、往還之者に對し非分之儀申懸間敷候、舟積荷物は又猥無之様可申付事。

一無由緒浪人並遊女抱置申間敷候、諸勸進其外不審成者宿任間敷事。

一人々持高之外、猥に入込、作毛盜取申間敷事。

右條々於令違背者、本人は不及申、肝煎十人方可被處曲事旨所被仰出也。

萬治貳年霜月十四日

今枝民部(華押)

第二編 第五章 近古時代 第三節 民政

七二五

津	田	玄	善(華押)
與	村	因	幡(華押)
前	田	對	馬(華押)
今	津	甚	右衛門
同	村	肝	煎
弘	川	村	肝
		煎	煎

○村方仕方帳(今津)

定

- 一 毎月五日算用於御支關、肝煎中組合頭之内月番相加り、田矢銀町田屋取立、可遂勘定事。
- 一 山王御用船入用足し銀之儀は、村方浦方相辨、仕立相勤可申事。
- 一 御用人馬指役、其當番定通り相勤可申事。
- 一 一年行司順番相勤、他行之節者名代指出し可申候、自然心得違之者於有之は、科料百文懸り之組合頭取立可申事。
- 一 炭木蒞安之儀以來、田矢銀取立、端物之節高荷物同様に運送之事。
- 一 都而運送荷物、大切に取渡、並大あしに積入申間敷事。
- 一 近年村方浦方別段之儀にも相心得候者有之條、以來村方積方等惣而取計、差圖可致事。
- 一 海津小渡之船壹艘に付拾八文ツ、月番組合頭取立、並上船付替可申候、萬一不心得之者於有之は、鳥目五百文科料之事。
- 一 急荷物之分浦方は、銀、壹駄に付其荷物定船賃半銀指出、時之積合船運送之事。
- 一 大津八幡湖東え旅人舟渡百文に付四厘ツ、田矢銀取立可申事。
- 一 丸小船先規之通、急荷物之分運賃九匁方二十五匁迄運送之事。
- 一 田矢銀一人に相改、帳面附揚之儀、組合頭之内に而相勤、是迄有來り候毎歲炭船一艘、一ヶ年袂に荷物買船一艘、右帳附筆料と

- 定、尤二ヶ年限に相勤可申事。
- 一 婚禮之節子供たりとも、石打等不心得之者於有之者、其町内組合頭方附可申事。
- 一 不幸儉約並禁酒之事、町内一類之外無縁無趣意義理合を相合、携申儀致間敷、尤一七日仕上ヶ茶子振舞申儀、縁者分に相限り可申候、勿論香儀等取遣堅無用之事。
- 右ヶ條之趣被仰渡候間、嚴重に相守可申候、以上。

文化十二年 亥正月

○今津等三ヶ村仕法定書

覺

役 人 中

- 一 百姓持高に應し人馬野道具致所持、耕作方一途相勵、持高猥不致切高等、御年貢無滞皆濟之義、專一相心得可申候。
- 一 一人別帳別冊草案之通調、毎歲正月中指出可申候。
- 一 百姓持高名寄帳之通、人別に相調、末一枚宛蠟紙を附差出可申候、以來持高切遣方聞届を請候上、右帳面切込小札を付、拙者共見届印章請可申候、右帳面一村切に調、扣共二冊宛指出可申候。
- 一 是迄持高猥切替、肝煎切見届來候得共、以來及御收納明、格別無據分は切高之義承届候條、村役人立會、石高減方暨禮代銀相當之義等、精誠遂詮議、別紙草案之通調差出、聞届を請可申候、若下々に而切替いたし候分は、取揚縮高申付候。
- 一 金子借用之方え持高質入にいたし候由に候得共、不相當義に候條、追而詮議之趣可申渡候得共、先當分之所是迄之姿に而、其時に願出可申候、其時宜に寄聞届申候。
- 一 大供村新保村海津東町等え往古方出作に相成居候分は、是迄之通り相心得、其餘之分は地元引取可申候、尤已來新に他領へ出作いたし候義は堅不相成候、且於村方卸作いたし候分、請卸證文不取、請卸來候旨に候得共、已來別紙草案之通、證文相調、改而取受可申候、若他領之者え密に出作いたし候者有之、相顯候上は、取請候代金取揚、地元爲取戻、縮高に可申付候。
- 一 往古方寺社持高之分者格別、以來新に高切遣候義は堅不相成候之條、若密に高切遣、或は地元卸遣候者有之おゐては、爲過怠其

節之代金取揚、地元縮高に可申付候。

一百姓跡式之儀不願出、跡式相立來候得共、已來跡式方血筋而已に不抱、耕作方手丈夫にいたし候之者專相撰、御領縁者等納得取揃候者え願出可申候、且買子有之候とも、幼少者に而耕作方間に合不申者ば、御領一類等之内後見立願出、聞届を請、其者二十歳に至候は跡高等讓可申候、或は娘有之、他方入婚を取、其幼少者養子にいたし、又は後家え入婚いたし、幼少者二十歳に相成候上、跡高相續爲致候義等、其時宜次第、一門等納得之上願出、拙者共聞届を請可申候、別紙草案之通り相心得可申候。

但是迄他領方縁組養子いたし來候得共、以來は御領之内に而縁組養子相撰、願出可申候、若御領之内に而難辨節は、他領之内に而も舊縁等有之、格別無據分は聞届可申候條、其趣委曲調可差出候、存命中養子相願聞届を請候之分は、死後跡式願書差出候に不及候事。

右之條々無違失相心得候様、一統え申渡、尤村役人ともにおゐて猶以嚴重相心得、厚可致世話、穿鑿方等閑之族有之おゐては、急度可申付候以上。

亥十一月(文久三年)

野村 傳兵衛
加藤 右門
永原 亮三郎
今津 村
弘川 村
海津之内
中村町役人

郡山領

一近來百姓遊藝を好、無益之事に金銀を用、其上隙を費、不相應之業を致し、家業を疎にいたし候に付、身上不如意に成、百姓相續成族も有之様に粗相聞候、自今以後急度相慎、百姓相續第一に可相心懸候、且又婚禮之節ひげらかしと名付、娶候者之方に

て無益之物入いたし候由相聞候、向後右體之儀仕間敷候。

一婚禮之節縁女罷通候御、又は其娶候家え罷越、石打等狼藉致し候者在之、及難儀候由相聞候間、向後仕間敷候。

亥ノ四月

右被仰渡候趣、村中之者共不殘承知仕奉畏候、若相背者御座候は、當人者不及申上、庄屋年寄五人組迄、如何様之曲事にも可被仰付候、爲其連判帳面差上申候、仍如件。

寛保三 亥 四月

江州高嶋郡大沼村
庄ヤ 五郎 右衛門
年寄 彌 左衛門

○中庄村相續方覺

一御田地耕作肝要事

付植付之義は水引落次第出精植付、兪略無之候事。

一毎年御免定頂戴之節、村中難有致拜見度事。

付村帳箱納永代村重寶事。

一御檢見引方之儀、残り高に掛申候事。

一扶米之儀御役高掛り事。

無地高之扶米を有高に割懸候事也。

一仁和寺地藏堂幡岳寺神主藤田利右衛門持村之惣堂、何事も双方相談之上取計可致候事。

一年分村方諸入用銀出方は、家役三文目ツ、其外は残り高掛り候事。

付郡中割諸奉加は役高懸り故、兩寺神主は家役を除候事。

一庄屋役之儀は村中入札に而三ヶ年極之事。

付借財頼母子講與印は例月二十九日組頭中へ評議之上印形之事、評議無之印形は難澁之儀出來候節、村方へ少も難義懸申間敷候一札を村方へ取置候事、一札之案紙與有之。

- 一 村年寄役貳ヶ年極之事。
- 一 庄屋給米小百姓八合山一合、其外高懸り候事。
- 一 肝煎二人村諸算用改方。
- 一 口米たし米は先規之通。
- 一 中嶋之よし毎年入札に而拂、代銀は村入用銀之分に入候事。
- 一 野山荒候者見付次第御役所様へ申上、村人別除候事。
- 一 博奕御法度

付博奕厚薄不論其家取拂可申、子々孫々至迄家を取拂可申候、爲親もの、教訓無之故に猥相成、不相續之本、耕作愈略之始也。

一 酒宴遊興停止

付百姓之身分遊興に長し猥に相成候故、公事けんくわ口論の元と相成候也。

- 一 毎年村帳面六月勘定に白帳に相成候様、村役人取替銀等無之趣書付を村方へ渡し、村方未進等無之尤役中少も申分無之越、惣百姓方庄屋へ書付等相渡し、右之趣帳面に印形致候而村帳箱に納候事。
- 一 婚禮等之類、身分相應之事。
- 一 火之用心相互に心付可致候事。

右之通今般相改、後世村相續之仕方、惣村中一言之申分毛頭無之、末々迄若此趣問違異犯致候もの、村人別除可申候、其時一類等一言も申間敷、定之條々仍如件。

文化十 癸酉年三月

中庄村

百姓惣代組頭連署

福知山領朽木領(女編)

○村中法度定書(安永五年)

- 一 從御上様被仰出候御法度之儀者不及申。
- 一 御兩殿御年貢極月十日限に上納可仕事。
- 一 火用心並洪水之節、早速其處え駈付可申候、附而流水我儘に拾取申間敷事。
- 一 博奕之宿任間敷事。
- 一 衣體ほき物に至迄、分限不相應に任間敷事。
- 一 婚禮之節石苞堅打申間敷事。
- 一 喧嘩口論任間敷事。
- 一 右之趣堅相守可申事。
- 一 御兩殿御休。
- 一 川除御普請場。
- 一 田畑之立毛。
- 一 橋木場
- 一 山林之立毛並主從親子兄弟山林共。
- 一 家財類
- 一 ころび並菓物類。
- 一 他村之萬物

右ヶ條其外何によらず盜取候事、堅致間敷候事、自然相背候者有之におひては急度可致糺明事、若盜取候者見附次第、早速申出、

可及評議候、萬一隠置見遁、相對を以相濟候輩於有之は、盜人之本人同前並五人組可爲曲事候事。
右之趣銘々相嗜、向後村中無作法成もの無之様に急度相守可申候、於若相背は、氏神之蒙御罰可申候、仍而印形致もの也。

上古賀村(領分不詳)

○文化十三年被仰渡候御法度書左之通

定

- 一 従公儀被仰出候儀は勿輪、前々方御法度之趣、彌堅相守、農業出精可仕事。
- 一 近年小商、或者職人體之すきわひ等相好、農業不精之者も有之哉に相聞候、以來心得違無之様可致事。
- 一 百姓衣類之儀、近年帶羽織はきもの等不相應之品相用候趣相聞候、兼而被仰出候通、急度相守可申事。
- 一 養子嫁取之節、或は他所附合等、誠に無據節たり共、以來は女共糸入青梅島迄に相限可申候、若絹類花美成品着用候は、其品々取上、村方にて頭立候者之眷屬たり共、爲過料時宜に寄半季居奉公をも可申付候、尤帶等も右に准し高料之品可爲無用候。
- 一 提ケ物之類、女頭之傍等、尤花美成候儀仕間敷され類無用に候。

但傘日傘はきもの可爲同斷事。

一家作之儀、是又分限不相應之物好無用可致事。

一 近來過分之頼母子相結、料理等迄超過いたし、後には及難澁候者共有之哉に相聞へ、不埒之事に候、以來可爲無用候事。

但困窮人え合力頼母子之儀は、隨分致省略可申談候。

一 村内にて受酒煮賣商賣之儀惣體村方之爲に不相成義に候間、可爲無用候、往來筋之儀は格別に候得共、料理ケ間敷義致間敷事。右之通改被仰出候間堅相守、都而質素致し候様、村役人頭百姓共方常々可申聞候、若心得違之者有之候は、急度御咎可被仰付者也。

子 三月

○文政三年三月天保十三年九月同じき訓令あり、明治三年四月福知山藩にても農民制法として同意味の令を出せり。

救恤 凶作等の際には領民は貸附米を訴願するを例とす。領主は多くは其要求を容れて要求の全部

又は幾分を貸與せり、貸與は年賦を以て返還し、多くは利子を附することなし、是を夫食拜借と云ふ

(上よりは夫食貸)。又種貸カネカシと云ふあり。夫食は人別に貸與し、種貸は田地段別に對して貸與するなり。

種貸の返済は利子を附するものとす。又夫食種貸とも貸與は時の相場にて代金に換算して貸與せらる

ゝなり。海津宿にては宿驛維持困難又は馬借の生活困難を理由として補助貸附を要求したり 第九節 交通參照

村方困難の場合には凶年ならずとも取箇等について訴願することあり。大溝領下弘部村は享保年間ま

では免四ツ三分五厘なりしが、其後定免四ツ八分五厘となり、村人負擔に苦しみ、文化十三年より文

政八年まで十ヶ年定免本米夫役とも二百七十五石五斗四升五合九勺を内五ヶ年間用捨を願ひ、二百六

十四石づゝ納入し、其餘祐を以て村借財年々一貫匁餘宛返納しつゝありしが、天保四年に至り、又村

方困窮にて民家も減少し自然村方總潰にも及ぶべきを以て免を享保の昔時に復し、且又以後二十ヶ年

間正米百俵づゝ用捨を願ひ出でたり。此要求は許可されざりしも、七月下旬大溝表より中村文太を同

村に派出せしめ、村民に儉約を命じ、利殖方法として竹藪を作らしめ、地所買入代銀十貫匁を貸與し

又桐苗を植ゑしめ、隣村を勧誘して頼母子講を結ばしめたり、此時郡奉行より村民に訓示を發し、街

道持を重にして田地を荒らすべからず、冠婚祭葬を簡略にし、飲食の費を避けしめたり。猶、文太は

滞在して之が監督の任に當れり。八年八月又五ヶ年間二百六十四石の定免を願ひ、藩よりの拜借銀米

の年賦返濟方法を立て許可を得たり。其年賦法は

八年	米十六石四斗	銀四貫三百四匁貳分八厘
九年	同 九石一斗五升	同 貳貫匁
十年	同 上	同 上
十一年	同 上	同 上
十二年	米二石七斗五升	同 上

此方法も九年凶作なりし爲め實行するに至らざりき。

各村に於ける拜借米銀については此に詳細にすべき記録を得ず。唯幕末の際郡山領知内村及び幕末明治初年の加賀領海津中村町の分のみ今詳なるを以て此に収録すべし。

知内村分

文化十三年二月百瀬川筋堤防普請を願ひ、入用銀九百八十八匁扶持米五石六斗八升給與。
 文政四年十二月知内川普請の爲め銀六貫匁借用、無利足五年より廿ヶ年賦返濟。
 天保二年年柄不作にて他借辨濟なり難きにつき救助米四十五石を願ひ出づ。
 同七年七月水害のため救助を求め砂入田地開發を請ふ。米十六石五斗八升二合五勺 開發米 七十五俵
 救助米下給、百五十俵拜借米十ヶ年賦返濟、夫米廿俵二斗六升二合用捨。

同八年知内川堤防普請用及び砂入開發米五十一俵、下給、洪水救助米十五俵一斗、及び五十俵納米にて下給、九年又四十五俵救與。

萬延元年十一月救助及拜借米願、米七十五俵救與、百五十俵拜借、夫米二十俵一斗七升用捨。中村町分

嘉永元年銀四貫五百匁、返濟方法、同年より二十五年賦、拜借理由詳ならず。

安政六年十二月、金千兩餘、村方難澁、宿方仕方難立爲め。返濟方法所見なし。此年三千貫文及び百十兩三步を拜借せり。千兩餘りと稱するは此を云へるものか。

米穀の分は左表の如し。

海津中村町拜借米表

元高	拜借理由	返濟方法	明治五年 殘高
萬延元年 二九・〇五 ^石	波荒水附難澁につき	文久元年より二十ヶ年賦	?
文久二年 三二・〇〇	御用繼立難澁につき	同 四年より十ヶ年賦	三・二〇 ^石
慶應元年 二五・二〇	水戸浪土越前新保止宿にて一橋其他諸大名御固役人繼立又雪中稼方困難云々	同 二年より二十ヶ年賦	六・四〇
同 二年五月 二九・〇〇	近來宿繼人馬烈數稼なり難きに付今津、弘川三村より願出、(今津九十六石、弘川四十六石)	同 三年より十ヶ年賦	二〇・一六
同 年十一月 一四・六〇	水損にて	同 三年より廿ヶ年賦	一〇・九五

刀を許されたるものを帶刀衆と稱す。一代限なるあり、永代のものあり。各領に於けるもの詳ならず。れども、郡山藩領分下の明和年間のものも擧ぐれば左の如し。

太田村 足立新次郎 *長谷川十左衛門

五十川村 足立太右衛門 同 太平治 同 平五郎

中庄村 *小川彌左衛門 *岡本十太夫

澤村 *伊丹宇左衛門

石庭村 伊丹安左衛門

西濱村 井關文助 井關吉郎次 石田九郎左衛門

*土肥 喜左衛門

海津中小路町 *石田 藤右衛門

*印あるは一代限なり。

明治五年正月家格を廢し、帶刀を停止したり。

百姓には本百姓、水呑百姓、半役、等の別あり。本百姓は高持即ち田畑を所有するもの、水呑は高を有せざるものなり、半役は軒別の賦課より輕減せらるるものなり。此等も亦自然に階級をなせり。

第四節 租 税

檢地 徳川時代に於ける租税は年貢、小物成、國役、御用金等ありと雖も、主要なるものは年貢なりとす。年貢は今の地租なり、田畠屋敷より徴收す。其徴收の基本となるものは檢地帳なり。檢地帳は即ち水帳と稱するものにして今の土地臺帳なり。豊臣秀吉が時全國に互りて檢地を行へり。是後世檢地の本據なり。本郡にては天正十三年に檢地ありたるも今其檢地帳存せざるが（僅に川上庄大沼村の謄本を存す）故に當時の有様は此に詳にすることを得ず。徳川時代に於て本高又は古檢と稱して本據とするものは慶長七年に行ひしものなり。小出播摩守、片桐市正、小堀新介の三人命を受けて各村を分擔す。此時の檢地には荒田畠をも檢して本高に加算したり。例へば小出播摩守が西濱村檢地帳に荒四十七町二反二畝十一歩分米三百七十七石七斗二升二合。小堀新助が横江村檢地帳に荒畠三畝九斗代分米二斗七升、荒田十一町七反五畝十五歩一石四斗代分米百六十七石一斗一升一合などあるが如し。この荒地は元來其地なきなりとの説あり。佐久間備前守領たりし時彼が領地は小出播摩守の臣谷利右衛門檢地役人として下りしに備前守は領分百姓に命じて役人を馳走するに及ばず其檢地宜きを得ざるも我は其檢地を用いず租税は舊に依るべしとありしかば、百姓は檢地役人を遇すること疎略なりしを以て利右衛門が計地用竿忍刻にして且又荒地の名目を立て、年貢を附したり。實際を點檢するに其地なき

を以て里人此に驚駭したり。其後佐久間氏斷絶して地は公料となり代官小堀新助は慶長檢地帳を以て租税を徴收し里人は噬臍すと云へども奈何ともすべき様なしと云。かゝる地は後に無地高と云ふ。無地高は佐久間氏の領分のみに非ず、又谷氏の檢地したる分のみに非れば此説は採りがたしと云ふべし。甲府領にては寛文六年七年及び八年に互りて川勝半兵衛能勢又兵衛をして内檢せしめて其時の檢地高を今高と稱す。而して荒地の其地なきこと詳となりしも、然も其後代官の交代毎に猶其地の有無を疑ひ里人は辯解に苦しめり。西與一左衛門公料代官の時又其實なきを確かめ無地高の目を立てたり。是より官吏の交代毎に又疑ふものなきに至れりと云。されど取箇及び諸色の高掛りの時は古高にて課せらるゝを以て百姓は古帳慶長七年
檢地帳にては反別地字名も知られざるものあるにつき今高にて割賦し上納したり。從て百姓の負擔は實際にては高掛り額よりは多かりきと云ふ。延寶七年新檢地ありしが其後猶十ヶ年間は古帳にて免定は課せられ元祿二年よりは新檢地高を本高として免定には載せられたり。

延寶七年の檢地は幕府が五畿内近國の公料にのみ行へるものにして本郡の檢地に關與したるものは戸田左門氏西及び井伊玄蕃頭直該の各家臣なり（三月二十一日戸田家の家臣に、八月十六日井伊家の家臣に各賞賜あり）其檢地は公料に止まりしが故に、一村にても分給の地は單に其公領に屬する地のみに止まれり。例へば大溝町永田は大溝膳所兩藩及び公料の相給の地、青柳村大字下小川は大溝藩及

永田村

古檢二十八町四段八畝十七歩内十町六段九畝十九歩海成
反合十九町八段九畝二十二歩（現在檢地高）

内四歩 御藏屋敷（郷藏敷地なり）

外八町五段八畝二十五歩 新檢減（古檢より減したる分）

内

十七町七段八畝二十八歩 古檢有高

内一町二段七畝五歩 荒起返

二町一畝九歩 竿先之出目（檢出したる分）

九畝十五歩 古檢無之分

以上を石高を以てすれば

古高三百六十一石二升二合内百十七石六斗五升九合海成

分米合二百六十九石二斗六升三合（現在檢地高）

内一升六合 御藏屋敷但御藏有之内御年貢除之

外九十一石七斗五升九合 新檢減

内

二百四十三石三斗六升三合 古檢有高

内十二石二斗九升八合 荒起返

二十四石四斗七升五合 出高(檢出したる分)

内 二十三石一斗九升五合 竿先之出目

一石二斗八升 位違之出目

一石四斗二升五合 古檢無之分

元祿十年右高の内一石四斗二升五合除地となり本高二百六十七石八斗三升八合は後に伯太藩領となりしものなり。

下小川村

古檢六十三町三反七畝二十一歩内二十七町四段四畝歩永荒海成

反合三十八町九反七畝二十七歩

内二十四歩 御藏屋敷

外二十四町三段九畝二十四歩 新檢減

内

三十五町九反三畝廿一步 古檢有高

三町四畝六歩

竿先出目

古高六百三十八石九斗七升八合内三百一石八升六合永荒海成

分米合三百三十八石二斗二升一合

内六升四合 御藏屋敷但御藏有之内は年貢除之

外三百石七斗五升七合 新檢減

内

三百三十七石三斗九升二合 古檢有高

八斗二升九合 竿先出目

元祿十年右高の内八斗五升除地となり、本高三百三十七石三斗七升一合は後の堅田藩領なり。

其後元祿享保等に檢地を行ひたることあるも皆其後の開發したる田畠に止まれり。其地は古高に對して外高と稱し、或は本高に合算して年貢を課することをせずして一定の額を定めて見取地と稱したり。檢地は公料のみならず私領に於ても其藩にて行ひたるなり。

石高 檢地は土地の反別を計上すと雖も又其石高をも計上するものにして一般には此石高を以て各村の廣狹を稱する例とせり。従て諸侯の領地も亦石高を以て稱す。此石高は年貢及び諸役の負擔率を

示すものにして又以て諸侯收得の大概を示すものなり。各村の石高を定むる方法は第一に石盛を定む。石盛とは反別に石高を盛付くると云ふ意味にして田畠屋敷の等級を示すものなり。石盛の基準は先づ田地にて之を定む。其法は地味の善悪作毛の作不作を見計ひ三四ヶ所を坪刈し、假に一坪に粃一升ありとすれば一反歩に三石なり、其内二割を控除し一升を五合摺として、米一石二斗を得るとすれば一斗を一として是を十二の石盛と稱するなり。石盛の事はまた斗代とも云ふなり。上田一石五斗代、中田一石二斗代、下田一石代などと稱するが故なり。

畑及び屋敷の石盛は畑は上田の石盛に、田畑五分違と稱して五を掛けて上畑の斗代とし、中田の同様にしたるを中畑の斗代とすると云ふ定めなれども、本郡のは必ず是定めに従はず、別の定め方によりしものなるべし。屋敷は上畑並の石盛を例とすれども、亦本郡のは上畠以上の斗代を定めし地あり、亦其定め方は詳にし難し。石盛の例を擧ぐれば

上弘部村 (慶長七年檢地帳)

- 上々田十町三反五畝九歩 一石五斗代百五十五石二斗九升五合
- 上田五町四反六畝四歩 一石四斗代七十六石四斗六升
- 中田六町五反七畝廿歩 一石三斗代八十五石四斗九升六合
- 下田四町三反四歩 一石二斗代五十一石六斗一升六合

- 下々田一町二反五畝七歩 石代十二石五斗一升三合
- 上々畠一町七畝八歩 石代十石九斗七升
- 上畠一町二反六畝 九斗代十一石三斗四升
- 中畠十一町八反九畝 七斗代八十三石二斗三升
- 下畠十二町五畝二十三歩 六斗代七十二石三斗四升六合
- 下々畠四町七反八畝一歩 五斗代二十三石九斗
- 屋敷七反七畝廿二歩 石二斗代九石三斗二升八合
- 荒八町五反一畝二十歩 五斗代四十二石五斗八升
- 田畠合六十八町三反
- 分米六百三十五石八升四合

横江村(同)

- 上田十一町二反八畝 一石四斗代分米百五十七石九斗二升
- 中田五町一畝廿歩 一石三斗代分米六十五石二斗五升
- 下田二町九反七畝 (？)斗代分米三十二石六斗七升
- 下々田一町一反五畝廿歩 九斗代分米十五石八斗一升

上島一町五反二畝 九斗代分米十三石六斗八升
 中島一畝 八斗代分米八升
 屋敷二反四畝廿四歩 九斗代分米二石二斗四升
 荒島三畝 九斗代分米二斗七升
 荒田十一町七反五畝十五歩 一石四斗代分米百六十七石一斗一升一合
 田島合三十四町六反八畝十九歩
 分米合四百五十三石七斗七升

かくして石高は計上されたるなり。分米とは其反高に對する石高を云ふ。中古の文書の分米とは領主の所得額を云へるとは多少の相違あるなり。本郡各村の石高を擧ぐれば左表の如し。

石高表	本高	無地高	備考
海津村			
海津三町	八九九 ^石 、九七七		延寶七年新檢 八六七、九五六
東町	三六〇、四四六		三六八、五四九
中小路町	二九四、〇五〇		二七六、三九四
中村町	二二五、三六一		新檢後永荒 一〇七、三三三
西熊濱	一五〇六、七六三	四八七、〇四七	
小荒路	五六二、八六〇	三六、九三四	
野口	三三三、三三〇	四一、四三六	
在原	一六九、七六五	二四、八五三	
浦中	四九四、五二〇	四二、六五九	
山中	五三三、七四〇	荒三、〇六五 郡山藩高附一六、六四一	
下庄	五三六、九三〇	永荒五六、三四〇	
西庄	一一九九、〇九九	三六五、一一〇	
蛭口	今高三七六、三六〇		
寺久保	今高四二一、七三〇	四、四九六	古高三五五、一七
石庭	五〇一、九七〇	四三、五四一	新檢五六九、七五三
牧野	二二一、二二七	永荒七〇、九五六	今高 四五八、四二九 無地 四三、五四一 寛文六新田 六二、〇七四 享保二新田 五、七〇九
白谷	五九九、三〇四	五八、二二四	新檢
上開田	三三九、九〇〇	二七、〇五一	
下開田			
百瀬村			

明治初年石高
(同は本誌也)

延寶新檢と同じ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

